

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第 21 卷 第 1 号

2018 年 9 月

論 文

石原莞爾の対中国観を追う

— 満洲事変から東亜聯盟への軌跡 — 浜口 裕子 (1)

ヨーロッパにおける社会的排除

— 概念整理の試み — 細井 優子 (25)

羽二重産地における力織機化と工場制

— 産業集積の観点から — 小木田敏彦 (43)

原状回復請求訴訟における特定

— 除染請求の可否をめぐる — 長島 光一 (67)

資 料

翻訳—ウィリアム・ペティ『賢者には一言をもって足る』

— 翻訳と解題 — 大倉 正雄 (87)

拓殖大学 研究所紀要 投稿規則 (111)

「政治・経済・法律研究」執筆要領 (113)

石原莞爾の対中国観を追う

— 満洲事変から東亜聯盟への軌跡 —

浜 口 裕 子

要 旨

本稿は関東軍参謀として満洲事変を画策したことで知られる石原莞爾の対中国観を追う。石原は満洲事変を起こしたものの、後の日中戦争勃発にあたっては、陸軍参謀本部作戦部長という要職にあったにもかかわらず「不拡大」の立場で、その收拾あたった。そこに至る彼の思想的変遷を、特に対中国観という面から跡づける。

若き頃より中国に対して並々ならぬ関心を抱いていた石原は、辛亥革命勃発の際にはその前途に希望を持ち、大きな喜びに震えた。ところがその後軍閥間の抗争に明け暮れる中国に失望し、中国人の政治能力に疑問を抱く。満洲事変直前には、来たるべき日米間の世界最終戦争の準備が必要で、日本が満蒙を領有し、その治安を守る、といった考えを構築する。満洲事変・満洲国建国の過程で、石原の中国人の政治能力に対する懐疑は解け、満蒙独立論に転化、日中平等の民族協和国家的建国を推進する。この民族協和政治の実現は協和会に期待し、満洲を去り参謀本部で自らの構想を提唱するが必ずしも理解されない。「日支平等」の考えを成長させ、東亜聯盟を提唱していく一方で、参謀本部作戦課長や戦争指導課長としてソ連の脅威にどう対処するかを考えざるを得ず、満洲国構想も東亜聯盟論もこの点で意味づけられた。すなわち満洲国-東亜聯盟を完成させ、国防を充実させソ連に対抗し、また日本国内の改造（昭和維新）が必要である、という方向へ向かうのである。

キーワード：石原莞爾，満洲国，民族協和，東亜聯盟論，昭和維新

I 問題の所在

満洲事変を画策した人物として広く知られる石原莞爾は、近年でも多くの研究成果が出されている。ある意味で日本外交史上の「スター」の一人と言っても過言ではないだろう。満洲事変はこれを境に日本が中国大陸進出に突き進み、結果として日中戦争や太平洋戦争勃発へと至る突破口となった事件であり、それを画策したとされる石原の考えを知ることは確かに非常に重要なテーマである。

陸軍将校であった石原は、基本的に軍事戦略の専門家であり、その観点から多くの著作を残している。特に1940年に初版が出版された『世界最終戦論』は、翌年に勃発した太平洋戦争を「予言した」ということで、当時ベストセラーになったというが、このような事実は現代の石原人気にも拍車をかける。それゆえ軍事戦略家としての石原莞爾や石原の戦略構想を対象とした研

究は数多くなされてきた。また石原は単なる軍事戦略の専門家であるばかりでなく日蓮宗に傾倒し影響を受けていたという点から、思想家としての石原研究もさかんに行われている。研究対象として数々の魅力的な面を備える石原莞爾であるが、ここでは石原の対中国観という面に焦点をあて、満洲事変からその後の彼の中国政策・対満政策の変遷を追っていきたい。満洲事変を起こした人物として有名な石原であるが、その中国観に注目して時系列的に追い論じた研究成果は必ずしも多くあるわけではない。

よく知られていることであるが満洲事変時石原は日本が満蒙を占領し領有すべしと主張し、いわば「満蒙占領論」者の急先鋒であった。しかし満洲事変後に考えを変え、「満洲国」建国に尽力し、日中戦争勃発の際には陸軍参謀本部作戦部長の要職にありながら「不拡大」の立場をとり、東亜聯盟運動を進めていく。これらの変転を対中国観という観点から整理し、その軌跡を描くことが本稿の目的である。

II 中国観の形成 — 満洲事変前まで

石原莞爾は若い頃より中国に対して並々ならぬ関心を抱いていた。このことは1942（昭和17）年の談話記録でその軌跡をふり返り語っている。その冒頭にいわく

「支那問題に対する私共の関心は、幼年学校時代からのものであった。中国の新生と日支の心からの提携協定を念願する素朴な気持から、私共は只管中国の革命に対して大きな希望を抱いていたものである。」⁽¹⁾

それゆえ1911（明治44）年10月に起きた辛亥革命の際に併合直後の朝鮮の守備に当たっていた22歳の若き石原は、新生中国の誕生とその前途に対する希望に少なからぬ興奮を覚え、付近にある山の上に教えていた兵隊らと登り、万歳を叫んで新しい中国の前途に「心から慶びを示した」という。

ところがその慶びはつかの間のものであった。辛亥革命の中心となり、革命後臨時大総統となった孫文は、北洋軍閥で北方に甚大な勢力を持っていた袁世凱と妥協し、臨時大総統の地位を袁に譲る。袁は清朝最後の皇帝であった溥儀を皇帝の座から降ろし、権力を手に入れるが、独裁色を強め、中国は軍閥間の抗争がやまない革命の理想とはかけ離れた事態に陥っていく。中国の革命に対する期待が大きかっただけに、こうした状態を見た石原の失望は大きく、「中国人の政治的能力に疑を懐かざるを得ない様になつた」⁽²⁾ という。曰く「漢民族は高い文化を持つては居るが近代的国家を建設するのは不可能ではないか」⁽³⁾ という気持ちになっていったという。この経験は後の満洲事変の際の「満蒙占領論」に直結していく。満洲事変時、こうした気持ちの上から満蒙問題解決の「唯一の方策」として「満蒙占領論」を唱え、「漢民族は自身政治能力を有せざるが故に日本の満蒙領有は日本の存立上の必要のみならず中国人自身の幸福である」⁽⁴⁾ と強硬に主張したのである。

石原が満洲の旅順に赴任し関東軍参謀となったのは1928（昭和3）年10月のことである。ちょうど2カ月前に歩兵中佐に昇進しての赴任であった。履歴を見ると朝鮮で辛亥革命に感動した1911年からこの年まで、17年の間に中国に赴任したのはわずかに1回、1920年4月から1921年7月にかけておよそ1年3カ月中支那派遣軍司令部付として中国の漢口に行っている⁽⁶⁾。石原と同郷の山形県出身で幼年学校、陸軍士官学校、陸軍大学校で同期生であった横山臣平によれば、石原は当時エリート将校の第一目標となっていたドイツへの留学などは眼目におかず、念願の中国大陆に行くことに非常な満足を覚え、多年研究を重ねてきた軍事学の思索をねり、戦争指導理論の研究に多くの日時を費やしたという⁽⁶⁾。この頃中国は北京政府の指導権をめぐる北洋軍閥間で争いが絶えず、安直戦争（1920年）、第一次奉直戦争（1922年）などが勃発し、政治的混乱をきたしていた。自身の戦争理論をまとめる一方で、期待した中国の将来像とはかけ離れた実態に触れ、石原が中国人の政治能力に対する懐疑心を強めていったことは疑う余地がない。

石原は旅順赴任前、1921年7月より陸軍大学校で兵学の教官を務めている。翌1922年9月より軍事研究のためドイツ駐在を命じられおよそ3年間ベルリンに住んだ。1925年10月にはドイツ駐在を免じられ、再び陸軍大学校の教官になるのだが、ドイツからの帰路に満洲に寄り、ハルビンで講演を行っている。戦争絶滅に関する彼の歴史観を初めて披露したのがこの講演であった。

石原にとってこのハルビン講演が初めての満洲体験ではない。石原は1915（大正4）年に陸軍大学校に入学しているが、この陸大時代の1917（大正6）年春休みに実施された陸大生の満鮮旧戦場ならびに現地視察旅行に参加している。ところがその直前に石原と仲がよかった斎藤元宏という同郷同期の学生が、大学から退学処分を受けた。斎藤は早くから満蒙関係の革命思想家などの中国人との付き合いがあり、これが高じて大学を欠席がちとなりついに退学とされたのだ⁽⁷⁾。誰よりもこの旅行に期待していただろう親友の退学に、石原の心中穏やかならざるものがあったのだろう。あるいは学生らしからぬ接待を経験する機会があった旅行に対する反発だったのか、帰国後の報告書に石原は「所見なし」とだけ書いて出した⁽⁸⁾。

石原の陸大時代には中国観を考える上でもうひとつ非常に重要な出会いがあった。内藤湖南の弟子であった稲葉君山との出会いである。稲葉は陸大で「中国民族史」を教える教官であった。この講義を石原は特に熱心に聴き、先生と意見を交わし、互いに意気投合することがあったという⁽⁹⁾。石原は陸大を1918（大正7）年に卒業後、1921（大正10）年に陸大教官となったが、稲葉とは職場で接する機会があったと思われる。

彼の紹介で石原は1929（昭和4）年2月12日に内藤湖南を訪れている。この時すでに旅順に赴任していた石原だったが、まとめつつあった対満蒙戦略をさらに練るためか日本に参謀旅行を計画、一時帰国し、会議に出席、陸軍省や参謀本部にも寄って荒木貞夫や小磯国昭、東条英機等に会い当時の方針を練り決めている。この旅行、2月9日に出発したのだが12日に日本に着いて上陸するや否や内藤湖南に会いに行っている。満洲駐在の参謀として日々満蒙をどうしていくかを検討していた石原としては、是非にも当時から碩学で知られる内藤の中国に対する考えを聞

きたかったと思われる。内藤訪問は以前より考えていたことであつたらしく、日記には別の紙に書かれた「質問要領（内藤博士訪問ノ際）」というメモが残されている。メモの日付は1929（昭和4）年1月15日である。

- 「一、 我武力ニヨリ外敵ノ来襲ヲ支ヘ且支那ノ治安ヲ維持シ得ルモノトセハ支那ヲ占領シテ
長年月ノ持久戦ハ可能ナリヤ
二、 支那ハ如何ナル方向ニ進ムヘキモノナリヤ
我統治ノ根本方針 切開スヘキ支那ノ病源」⁽¹⁰⁾

日露戦争後に南満洲の利権——鉄道経営と遼東半島の租借権をロシアから譲り受けた日本であったが、これをつつがなく行うために満洲に駐在したのが関東軍である。関東軍の役割は厳密に言えば地域的には遼東半島の日本が譲り受けた租借地ならびに南満洲の鉄道路線と日本人が住む鉄道付属地の治安を守ること、である。ここで石原が「支那」と称している地域がどこまで指すのかははっきりしないが、少なくとも日本の利権の範囲内のみを想定していることではないことは明らかである。否、そこをまじめに考え研究していくうちに、より大きな「支那」の治安維持、「占領」、「統治」というところに行き着いたのか。確かに眼前の中国社会は軍閥が跋扈し不安定で治安も悪く民衆は苦しんでいる。石原メモによればこの病源を切開していくのが日本の統治の根本方針である。軍人の石原が武力により外敵を抑え治安維持を図ると考えるのは、当然の発想であり、確実にこれを行おうとすれば「占領」に行き着く。

しかし、学者である内藤湖南はこのような質問にすぐに答えることはできなかつただろう。湖南は中国史における戦略の研究には長けていたが、現実の軍事戦略にはどれだけ明かつたのか？ 相手は教え子の紹介があつたとはいえ、現役の関東軍参謀である。石原のこの日の日記には「御病中特ニ長時間御話アリ、但シ主目的ハ十分達スル能ハザリキ」⁽¹¹⁾とあり、石原が準備し湖南にぶつけた質問——中国社会はどのように進むべきか、外敵を防ぎ治安維持をするため日本が中国を占領し持久戦をすることは可能か、等について満足な解答を得られなかつたことがわかる。だがこのメモからも、すでに石原がこの段階で中国社会がどのように進むべきかを考え、進むべき道を全うさせるべく日本の統治であり、軍勢力による中国占領を考えていたこと、がわかる。湖南訪問で印象的なのは、石原は軍人として軍事戦略の勉強はしてある程度自信を持っていただろうが、中国に関しては必ずしも専門とはいえない。これを自身で自覚していたのか、専門家から積極的に学ぼうとしていたその姿勢である。そして少しでも気に入つたものが見つければそれを実際の自身の戦略に活かそうとしていたことがわかる。このような姿勢は、石原の変転する中国観の軌跡を考える一つの鍵になる。

1928年10月に赴任した石原が見た満洲の状況は、この年の6月に張作霖爆殺事件が起こり、政治的に混乱を極めていた。経済的にも発展途上にあり、軍閥の支配下で搾取にあえぐ民衆の姿

にその行く末を考えざるを得なかった。満洲の混乱状況を前に、統治方策を探るため、石原自身は積極的に人に会い、意見を求め、勉強を重ねている。また、1929年3月には「北満現地戦術」を練るための「参謀旅行演習」を計画した。半月を使い、統裁官が石原中佐で他に関東軍幕僚及び北満駐在武官が参加するものであった。ところが計画は当時の軍司令官からの許可が出ず、板垣征四郎が翌月5月に高級参謀として赴任し、統裁官が板垣とされ、ようやく7月に実施の運びとなった。

旅行中石原は自身の考えをまとめた「戦争史大観」(7月4日)、「国運転回ノ根本国策タル満蒙問題解決案」(7月5日)、「関東軍満蒙領有計画」(7月日時不明)といった文書を配り、ホテルや車中で参加メンバーと討議している。ここで石原は従前から考察していた戦争論を眼前の満蒙問題解決に結びつけ、自身の考えを披瀝した。すなわち将来の戦争の予想として、欧州大戦後西洋文明の中心は米国に移り、次に来たるべき戦争は「日米ヲ中心トスルモノニシテ真ノ世界大戦人類最後ノ大戦争ナリ」⁽¹²⁾とし、これに対する準備が必要で、それがなったら直ちに満蒙問題の解決に力をさく。満蒙問題解決の唯一の方法は日本の「満蒙領有」である。対中国外交は対米外交であり、対中国外交の目的を達成するには対米戦争の覚悟が必要である。ここで満蒙に関して「歴史的関係等ニヨリ観察スルモ満蒙ハ漢民族ヨリモ寧ロ日本民族ニ属スヘキモノナリ」⁽¹³⁾とし、東亜の自給自活の道を考えることを提言し、中国全体の統治方針を「支那統治ノ根本要領」として示している。ここで中国を3地域に分け、満洲及び熱河地方に関しては「全ク日本軍隊ヲ以テ徹底的ニ治安ヲ維持ス」⁽¹⁴⁾とする。北京や南京、武昌等の地域は「武力ハ日本軍ナルモ地方治安等ニハ在来ノ支那軍隊ヲ用フ(清朝カ支那統治ノ方式)」、西安、広東、重慶等の地域は「通常支那人ヲ用ヒ支那軍隊ヲ本則トス」⁽¹⁵⁾という。これらの軍事史的に裏付けられた論理が関東軍の戦略を考える上での基本認識になっていったことには疑いようもない。石原の論旨は明快であり、満洲に駐在する関東軍にとって支配の根拠を与えるものであり、十分魅力的に映ったに違いない。

しかし現代の我々から見ると満洲駐在の日本の一軍人が広大な中国全体の統治案を考えるなど、無謀にも思えるのだが、中国の混乱状態を前にした当時の日本人は本気で「前向きに」いわば中国を救うための日本の介入と考えていた者も多かった。石原が書き残したものをみるとそれが実に明快に表れている。たとえば昭和5年5月に参謀演習旅行等に講話材料として配られた「軍事上ヨリ観タル日米戦争」では「日米持久戦争」としてその原因を「支那問題」と特定し、「平和ナキ支那ヲ救フハ日本ノ使命ニシテ同時ニ日本自ラヲ救フ唯一ノ途ナリ 之カ為メニハ米国ノ妨害ヲ排除スルノ必要ニ迫ラルヘシ」⁽¹⁶⁾とする。また同年7月に資源局事務官横山勇に宛てたメモでは「吾国ノ理想」として「支那ハ統一スルモノニアラス 支那民族ヲ救フ天職ハ日本ニアリ」⁽¹⁷⁾と断言する。短いメモだが当時の石原の考えが集約して出ているこのメモには他にも興味深い部分がある。曰く「国運ヲ賭スルモ可憐ナル東洋諸民族ノ救済カ? 支那ヲ救フタメノ根拠地トシテ満蒙 満蒙ニ於ケル共通ノ敵ハ軍閥 日支鮮蒙四民族ノ共栄共存」「我天職ヲ妨クル白

人圧迫ノ打破→日米戦争」⁽¹⁸⁾ 混乱状態にある中国を救うのは日本の「天職」で、満蒙はその根拠地であり、敵は軍閥、また天職を妨げる白人の圧迫は打破すべし、との強い思いが見て取れる。同時に「日支鮮蒙四民族ノ共栄共存」とあるのは、後の満洲国で主張される「五族協和」や石原が中心となって進めることになる「東亜聯盟」の考えに通ずるものが見られる。

ともあれ石原は日本が中国を救うべきと本気で考え、その根拠地として満蒙を考え、それを関東軍を中心とした軍内に披瀝し、実際そうなった際の統治案をも着々と練っていく。1931（昭和6）年元旦の日記に「関東軍参謀部調査方針案」として「常時満蒙問題解決案ヲ練ル コレガ為、各方面有力者ノ意見ヲ蒐集整理ス」⁽¹⁹⁾と掲げ、これを実行していく。この年の1月から2月にかけて石原は満蒙統治に関する研究会を3回開き案を練る。また精力的に軍関係者以外の者にも会い、意見を戦わせている。日記には、満鉄調査部の佐多弘治郎、満鉄理事の木村鋭市、旅順工科大学学長の井上禧之助、ジャーナリストで実業家阿片王と称された里見甫、満鉄交渉部資料課（情報課を改組）嘱託で雑誌『満洲評論』の発起人となった野田蘭蔵、同じく満鉄交渉部資料課嘱託で『満洲評論』主筆の橋樑、満洲に榊原農場を作った実業家の榊原政雄、二・二六事件にかかわり死刑となる渋川善助など多彩な名前が登場する。

中でも日記の紙面を割き議論の内容を記した橋樑とのやりとりが注目される。3月12日の夜、会食をして「橋氏ト大ニ論ズ」とある。

「支那人ハ農本主義、産業経営ノ能力アリヤ…日本人ニ劣ラズ、次第ニ不正事件減少
支那ハ政治的ニ有能トナリ得ルヤ…資本主義ノ発達ハ自然ニナル
支那ハ統一シ得ルヤ…統一シ得
軍隊ハ出来得ルヤ…？ 不能
満州問題ヲ如何ニスベキヤ
政治軍事的ニ止メ金融資本主義ニ
満鉄ハ運送業ヨリ商工業ニ
鉄、アルミニウム、石炭、石炭液化、豆ハ駄目」⁽²⁰⁾

日記に議論の内容をこれだけ書いているものは他には見当たらない。それだけこの日の議論が石原にとって印象的だったと思われる。中国人の政治的能力に疑問を持ち中国の統一は不可能とみていた石原に対し、橋が反論したということのようだ。橋樑は大陸在住のジャーナリストとして精力的に中国に関する分析を新聞や雑誌に発表していた。中国在留経験はこの頃ですでに25年にもおよび、満鉄調査部の調査員等にも影響を及ぼす存在であった。筆者はすでに何回か橋と石原の関係について検討⁽²¹⁾しているが、橋の考えは確実に石原に影響を及ぼしたと考えている。ただしこの段階の石原はまだ先の長い軍人である。軍人として現実的に中国に何ができるか、という視点に立てば、橋の言うように中国における資本主義の萌芽に目を向け、国家的統一を期

待して待つことは難しい。

同年5月22日に石原は「満蒙問題私見」をまとめる。この「私見」には満洲事変をなぜ起こしたのか、当時の石原の信ずる考えが端的に表れている。これには自身が付した要旨がついているので、以下にこれを示し、その全体を概観する。

「要旨

一 満蒙ノ価値

政治的 国防上ノ拠点
朝鮮統治支那指導ノ根拠

経済的 刻下ノ急ヲ救フニ足ル

二 満蒙問題ノ解決

解決ノ唯一方策ハ之ヲ我領土トナスニアリ
之カ為ニハ其正義ナルコト及之ヲ実行スルノ力アルヲ条件トス

三 解決ノ時期

国内ノ改造ヲ先トスルヨリモ満蒙問題ノ解決ヲ先トスルヲ有利トス

四 解決ノ動機

国家的 正々堂々
軍部主動 謀略ニ依リ機会ノ作製
関東軍主導 好機ニ乗ス

五 陸軍当面ノ急務

解決方策ノ確認
戦争計画ノ策定
中心力ノ成形」⁽²²⁾

北はロシア、南は米英の海軍力に対峙する日本は、満蒙を押さえることでロシアの東進を止め、中国本部や南洋に力を振り向けることができ、朝鮮統治も満蒙を勢力下に置くことによって安定させることができる。まさに「満蒙ハ正シク我国運発展ノ為最モ重要ナル戦略拠点」である。経済的にも糧食問題解決、重工業の基礎の確立、失業問題・不況の打開をもたらす。そしてその解決のため、「満蒙ヲ我領土トスル以外絶対ニ途ナキコトヲ肝銘スルヲ要ス」⁽²³⁾とした。当時石原は「満蒙領有」を疑いなく日本にとって絶対必要と信じており、これを実行させるためにすべてを方向づけて考えていたと思われる。

ところでこの「私見」の中で、先の橘との議論を汲んで考察した跡がみられる。すなわち「漢民族社会モ漸ク資本主義経済ニ進マントシツツアルヲ以テ我国モ満蒙ニ於ケル政治軍事的施設ヲ撤回シ漢民族ノ革命ト共ニ我経済的發展ヲナスヘシトノ議論ハ固ヨリ傾聴検討ヲ要スルモノナル

ヘシト雖吾人ノ直観スル所ニヨレハ支那人カ果シテ近代国家ヲ造リ得ルヤ頗ル疑問ニシテ寧ロ我国ノ治安維持ノ下ニ漢民族ノ自然的發展ヲ期スルヲ彼等ノ為幸福ナルヲ確信スルモノナリ」⁽²⁴⁾ 少なくとも橘との中国に関する議論が石原の頭に残ったことは確かである。この点は筆者がすでに書いた論考でも分析したが、これらは主として橘の側の思想的変転を追ったもので、本稿では石原の中国観の流れを跡づけるを試みる。

石原の残した文書を見る限り、石原は純粋に中国の現状を憂い、中国の発展を願っていたようだ。しかし辛亥革命以降の中国に対する幻滅感から中国人の政治能力に疑いをもち、むしろ治安や政治は日本人が行った方が中国にとってよい、と判断するに至る。そこに関東軍参謀として満洲に駐留している自身の存在価値も見出すことができる。その意味で「満蒙問題私見」が示す満洲事変——満洲占領の必然性は、軍人石原の純粋な中国に対する思いの結晶であったといえる。

III 中国観の変転——満洲事変勃発から満洲国建国の過程で

満洲においては1928年の張作霖爆殺事件以降、後を継いだ息子の張学良が易幟を断行、排日政策をとり、日中間の空気は悪化する一方であった。中国側はナショナリズムの高揚を背景に利権回収の主張を強め⁽²⁵⁾、在満邦人は不安を募らせていた。1931年に入り、万宝山事件や中村大尉殺害事件など日中関係を一層悪化させる事件が起き、満洲の住民は打開策の見えない閉塞感に苛まれた。満洲事変はそんな中で決行される。

1931年9月18日夜半に起きた満洲事変は戦略的には完璧なまでに時機をとらえたものであったといわれる。国際的に見れば米国や列強は不況にあえぎ国内政治に力を割き、「極東の小さな事件」のことを大きく考えることはなかった。その間隙をぬって関東軍が軍を満洲全体に進めていった。この進攻はしかし日本の陸軍中央や政府の了解を得たものではなく、日本政府は「不拡大方針」を声明し、列国に対する対応に追われた。もとより関東軍のこのような突出した行動は維持することが困難だった。そこで関東軍は早い段階で石原が主張する「満蒙領有」をあきらめ、「満蒙独立」へと舵をきる。これを時系列的にならべると以下ようになる。

9月18日の夜に満洲事変を起こした関東軍は翌日陸軍中央にこれを報告し、この時に「満蒙占領」の必要性を訴えたものと思われる。しかしこれに関しては「中央ノ顧ル所トナラス」、また建川美次参謀本部作戦部長ですら「全然不同意」となり、関東軍としてどうしていくか対応を迫られた。そこで9月22日に三宅光治関東軍参謀長、土肥原賢二大佐、板垣征四郎大佐、石原莞爾中佐、片倉衷大尉らが集まって協議し「満蒙問題解決策案」をまとめた。これによれば「我国ノ支持ヲ受ケ東北四省及蒙古ヲ領域トセル宣統帝ヲ頭首トスル支那政權ヲ樹立シ在満蒙各民族ノ楽土タラシム」⁽²⁶⁾ との方針が決定した。新国家は「国防外交ハ新政権ノ委嘱ニヨリ日本帝国ニ於テ掌理シ交通通信ノ主ナルモノハ之ヲ管理ス 内政其他ニ関シテハ新政権自ラ統治ス」⁽²⁷⁾ との案である。石原はしかしこのような満蒙独立立案には反対で、わざわざ自ら註記を付し「万コク

ノ涙ヲ吞テ満蒙独立国家ニ後退シ最後ノ陣地トナシタルモノナルモ好機再ヒ来リテ遂ニ満蒙領土論ノ実現スル日アルヘキヲ期スルモノナリ」⁽²⁸⁾と心情を吐露している。

この「解決策案」からは宣統帝＝溥儀を頭首とする新たな中国政府を作り、「在満蒙各民族ノ樂土タラシム」という後の満洲国建国の基本的考えが、すでに建国直後から出ていたことがわかる。だがこの案は、満洲事変決行が軍事戦略的には緻密な計算に基づいていたはずのものであるのに、決行後その行動について陸軍内すら説得することができず、あわてて考えた苦肉の「対応策」であった。ところが事態はこの「対応策」の方へ動いてしまう。

石原自身が後に書いているところによれば、石原が「満蒙占領論」を放棄して「満蒙独立論」に変わったのは昭和6（1931）年暮れ⁽²⁹⁾のことである。その理由は「中国人の政治能力に対する従来の懐疑が再び中国人にも政治の能力ありとする見方へ」変わった、ということからである。当時の蒋介石の国内統一運動が「従来の軍閥のやり方と全然違つて新しい息吹きを中国に与へる様に思はれた」こと、また「満洲事変の最中に於ける満州人の有力者である人々の日本軍に対する積極的な協力と軍閥打倒の激しい気持、そしてその気持から出た献身的な努力更に政治的な才幹の発揮を眼のあたり見て」考えを変えるに至ったという⁽³⁰⁾。

石原が12月に入るまで中国人の政治的能力に疑問を持ち、日本が満蒙を占領しその下に政治を行うと考えていたことは、文書からも確認できる。1931年12月2日付け「満蒙問題ノ行方」では「新満蒙ノ建設ハ最高支配ヲ支那人ニ委シテハ遂ニ不可能ト称スベク出来上ツタモノハ間モナク在来同様ノ弊害ニ悩マサルニ至ルコトガ明デアル 故ニ百尺竿頭一步ヲ進メ中央政府ハ之ヲ完全ニ日本ニ委託スベキ」⁽³¹⁾と断言する。だが、このような考えの実現は周囲の理解が得られず、「満蒙独立」の方向を容認せざるを得なかった。

満蒙独立の主張は満洲事変の関東軍の行動を理由付け、日本の中央を説得し、中国人を含めた現地の人々に状況の打開策を示すものとして効果的であった。たとえば石原は事変前よりその中国に対する見方に注目していた橋樑に10月初旬に板垣征四郎とともに会い、関東軍の行動に疑問を呈する橋を説得している。橋はその時のことを「私の方向転換」という文章にして発表した。これによれば橋は満洲事変の関東軍の行動に対し、「一〇〇％に懐疑的な論文」を自身が編集責任者をしている『満洲評論』に発表しようとした。ところが校正まで完了していながらいつのまにかこれを没にされ、その経緯を満鉄嘱託で満洲青年連盟理事の小山貞知から説明を受けるが納得せず、「論より証拠」とばかりに板垣・石原との会見に出かける。そこで橋自身の「認識不足」を認めるに至る。それは次のようなものであった。すなわち、満洲事変が反資本家反政당을志向する中堅将校のイニシアティブによるもので、その背後には全国農民大衆の支持があった、その直接目標は「アジア解放の礎石として、東北四省を版図とする一独立国家を建設し日本はこれに絶対の信頼をおいて一切の既得権を返還するばかりでない、更に進んで能ふ限りの援助を与ふるもの」であり、「間接には祖国の改造を期待し、勤労大衆を資本家政党の独裁及び搾取から解放し、かくて真にアジア解放の原動力たり得る如き理想国家を建設するやうな勢を誘導する意図を

抱くもの」⁽³²⁾であったことに気づいたというのである。

橘のこの文章を素直に読めば、ひとことでいうと橘が石原等との会見を通じて満洲事変を侵略ではなく一種の興亜運動としてとらえることに開眼した、となる。だがジャーナリストである橘にとって、当時の満洲の日本人社会で絶大な力を持っていた石原等軍人に近づきその考えをぶつけることは、政策を方向付ける可能性を持つ貴重な機会であったろう。それに石原がまだ「満蒙占領論」を堅持していたこの段階で、橘を説得できたのであろうか。むしろ橘の方が事変勃発という事態と自身の考えに折り合いを付け、石原らをこの方向に動かそうとする契機を見出したと解釈した方が自然である。

忘れてはならないのはこの「私の方向転換」が書かれたのは1934年半ばであり、すでに満洲国建国が既成事実化した後のことである。「満蒙独立」は満洲事変という関東軍の突出した行動の理由付けにやむなく生み出した対応策であったが、具体的な政策は実は手探りの状態であった。10月初旬の段階ではどのような独立国としていくかについて、各方面からさまざまな案が出されようとしていたはずだ。満洲の中国人住民も在満邦人も、それまでの閉塞状況に打開の道を見出した者が一方で、先が見えない状態に息を潜めていた者が多かった違いない。そんな中で石原も橘も互いの主張をぶつけ合って、満洲事変の意義づけを探っていたと思われる。

橘はこの後、関東軍幕僚とたびたび会い、「満洲国」建国の理念的意義づけを方向付けるべく力を貸していく。その一つがいわゆる「王道」を満洲国に適用する考えであった。この年の11月に自治指導部において行った講演の中で、橘は王道が行われる社会の状態を次のように述べている。「これを昨今の言葉で云へば「一切の人民が生活を保障されて居る」ことが第一、富を開発してそれを私有しないといふことが第二、労力を社会の為に出すことが第三、で、この三つの条件が行はれることを、礼運は称して「大同の世」と云ふ」⁽³³⁾ 橘自身はこの「王道」に関して1920年代前半からまとまった考えを持っていた。とはいえ満洲事変後の状況に王道を持ち出して、満蒙独立の意義づけをしたのは実に急なことであった。橘自身が満洲事変より10年たった時点で回顧し、次のように述べている。

「何でも日本本国の色々な勢力の錯綜といふやうなことすら眼中に置かずに、軍の一本槍で以て突進したほどだから、支那人のことなんかは第二義的なものだつた。これは当時として止むを得ないこと、思はれます。さうしてやつつけて置いて、跡始末に民族問題が来た。さうすると民族問題をどうするか。そこで事前に吾々の話し合ったことが何程か役に立つた訳で、まあ一つ王道で行かうといふことになつた。さうするとざつぐばらんの石原中佐は、王道つて一体何だい、胡麻化しやコケおどしは駄目だいといふのです。胡麻化しではない。王道といふものは、かういふもので、支那人は直ぐ納得するものだ。便利でいゝ、便利でいゝばかりでなく、理論的にも相当な根拠のあるものだから王道で行かう、かういふ訳だ。王道もいゝが、民族の向背、この問題はどうかといふから、王道といふものを民族問題の解決に当嵌めれば結局民族協和になるだらう。あれは慥か名前はあとからつけたやうに思ふ。王道は前からいつて居つたんです。

王道は本庄さんまでが納得して居つた。石原君一人がずつと後まで変な顔をして居つた。今ぢや、彼が一番余計いふのだが…」⁽³⁴⁾

橋が混乱する満洲事変後の状況において、王道を持ち出し、理論付けの根拠を与えた様子がよくわかる。石原は王道の適用についてすぐには納得しなかったものの、満洲事変後の流れの中で利用価値を見出していったと思われる。結果として前述のように昭和6（1931）年の暮れに石原は自身の主張を「満蒙占領論」から「満蒙独立論」に転換することになる。この12月は幣原喜重郎外相を擁する若槻禮次郎内閣が倒れ、13日には犬養毅内閣が成立していた。陸相・荒木貞夫、内閣書記官長・森恪という布陣で、それまでの立憲民政党に比して大陸積極策を主張してきた立憲政友会の内閣である。

関東軍の中においてもすでに満洲事変勃発直後に満蒙を中国中央から独立させ、新国家を造るという構想があったことは前述したが、内閣交代はこれに拍車をかけるものであった。12月23日付け陸軍省部案を経て、1月初旬に上京した板垣征四郎が携えた本庄関東軍司令官からの指示には、新国家建国に至るまでの経過措置として「逐次中央集権制トス之カ為省政府ハ努メテ簡潔ナルモノトスル希望ナリ 首脳者ニハ大統領等ノ適當ナル名称ヲ附シ復辟的傾向ヲ避クル如クス」⁽³⁵⁾とし、首都を長春に遷都させ、参議府を置き政務にあたらせるという構想を出している。しかも参議は「満洲人一 蒙古人一 漢人一 日本人三」とするなど、極めて具体的で、「我帝国ノ意志希望等ハ当該日本人参議ヲ経テ満蒙中央政府ニ伝フルモノトス」という。新国家は日本人を中心にすえ、日本人を通じて日本の意図を実現させるものとするという構想である。これを踏まえて陸海外三省協定案として「支那問題処理方針要綱」が提出され、「満蒙ハ之ヲ差当リ支那本部政権ヨリ分離独立セル一政権ノ統治支配地域トシ逐次一国家タルノ形態ヲ具有スル如ク誘導ス」⁽³⁶⁾と掲げられた。この要綱に則って建国が進められ、建国後の3月12日に「満蒙問題処理方針要綱」が閣議決定されるに至る。

新国家建国への動きが急である中、石原もこれを認め、1月25日付けで「新国家内ニ於ケル日本人ノ地位ニ就テ」という文書を書いている。この文章の冒頭の部分は、前述の日本の意向をいかに新国家に反映させるかに腐心していることがうかがえる。関東軍や三省協定案と比べ、特異な響きを放つ。すなわち「日支人ハ全ク平等ノ地位ニ立ツモノトス コレカ為日本人カ其優越感ヲ棄ツルハ勿論反面新国家ヲ支那人ノモノノ如ク誤解シ之ニ対スル参加ヲ躊躇スルコトナキヲ要ス」⁽³⁷⁾というのだ。後の東亜連盟論まで連なる石原の対中国観の鍵となる「日支平等」が最初に掲げられたのである。もっとも、新国家の運営を担うべく「官吏」について「在満人ヲ以テ充ツル」としながら、「材能ニ於テハ日本人ニ優秀者多シ」「其民情風俗ニ通スル点ヨリイヘハ支那人ニ適任者多シ」とのことで、「高級官吏ニハ相当多クノ日本人ヲ採用シ下級ニ至ルニ從ヒ支那人官吏ノ増加スルヲ自然トス」⁽³⁸⁾という。

また新国家に日本による経済計画を断行させよ、として、それは「日本国民ノ有スル最大智能ノ集成統一ニヨリ成ル」のが理想であり、中央は日満関係についての要項を決定するがその他は

すべて現地で計画させるため、「国家社会ハ進テ適任者ヲ滿蒙ニ送ルヲ要ス」⁽³⁹⁾という。当然、日本から日本人を「適任者」として送るということになる可能性が大きいのだが、あえて「国際社会ハ」としたところに、石原なりの状況判断や新国家構想でこだわった点を垣間見ることができる。

満洲国は1932年3月1日に建国宣言を行い、9日には清朝最後の皇帝であった溥儀を執政に就任させ、内外に新生国家の成立を宣言した。満洲事変から半年ほどの急展開であり、国際社会の厳しい視線を受けながらつじつまをあわせざるを得なかった新国家建国であった。建国は探りながらという状況である。そんな中で複数の建国案が討議された。石原も自身の主張をまとめ、説明を試みている。4月5日の段階でリットン調査団に対する事変と建国の正当性を説明するため、本庄繁関東軍司令官に提出した文書では、満蒙の資源は日本国民の生活を保障するために必要であり、他国の領有は避けるべきで、そのためこの地を日本が20数年防禦を担当してきたのであり、ソ連の軍事力が大きくなっている現状で北滿をその利用するところとすれば日本の兵力はさらに拡張せざるを得ない。「興安嶺黒竜江ノ線ハ日蘇間ニ於ケル自然ノ国防的境界ナリ」⁽⁴⁰⁾と、満洲事変と満洲国建国の必要性を述べている。これは満洲国建国に突き進んだ関東軍の共通認識と思われる。

新国家建国にあたり日本政府は満洲国をすぐに承認したわけではない。日本としてどのようにかかわるかの方針も定まらない中で、石原は陸軍参謀本部第三部長であった小畑敏四郎少将に対して提出した文書で、新国家における民族平等について、石原なりの方向性を提示する。すなわち「新国家ハ日本国政府ノ指導ニヨリ成立セルモノニアラス 在滿日本人カ日本国民ノ後援ニヨリ建設セルモノナリ」「新国家ノ政治ハ在滿諸民族ノ公平ナル参与ニヨリ公明ニ之ヲ行フ 此ノ如キ公明ナル政治ノ下ニ各民族ハ全ク平等ナル社会的經濟的計画ヲ営ム」という。日本は新国家のこうした方針に賛同して「政治的權益ノ拡張ニヨリ日本ノ優先的經濟活動ヲ期待スルカ如キコトアルヘカラス」⁽⁴¹⁾と釘を刺す。

石原としてはリットン調査団に代表される国際世論の動きや中国、ソ連などの状況を考慮した上での「民族平等」「民族協和」の新国家建国という方向に解決の糸口を見出していったものと思われる。日本は新国家を承認し、満洲国内の政治機関を必要最小限に減少させ、満鉄付属地の行政権を新国家に譲渡し、治外法権も撤廃すべし、との考えを示した。この際に満洲国内に唯一残る機関は軍司令部である。そこに特務部を設け、鉄道管理や経済開発計画を立案し新国家に提示・実行させる、という。ただし最後に次のような一文を加えている。このような形で日本人が中に入って参加する新国家の政治組織で、期待する政治的效果が得られなかった場合には「日本ハ断乎トシテ滿蒙ヲ我領土トシ総督府ヲ置ク 但シ此場合ニ於テモ単ニ最高政治組織ヲ変革スルノミニシテ下級政治組織及民族協和ヲ基本トスル社会經濟方面ニハ何等ノ根本的變化ナキモノトス」⁽⁴²⁾ 急ごしらの新国家の方向性は示すものの、そのようにならなかった場合は、かつて推進していた満蒙占領論に戻ることも辞さず、というのである。

こうした強硬論を出さざるを得なかったのは、満洲国建国が必ずしも順調とは言えなかった背景がある。3月1日に建国宣言し、9日には溥儀を執政に祭り上げた満洲国であったが、かつて黒竜江省軍総司令官として抗日戦を指揮し、黒竜江省省長として溥儀の執政就任式に参列するため奉天に来た馬占山が式典終了直後に任地の齊齊哈爾チチハルに戻り、満洲国に背反する動きを見せていた。黒河では全市の満洲五色旗ははずされ、青天白日旗に変えられたという。関東軍はリットン調査団を迎えながら、こうした状況を平定しなければならず、石原もこれに対応せざるを得なかった。厳しい状況下で、石原はますます新国家が単なる日本の領土的野望の結果成立したものであると見られることは絶対避けるべき、との思いを強めたと思われる。そのためにも「民族協和」「日支平等」をアピールし、日本政府もそうした方向に添った政策をとるべきと考えていた。

ところがその日本政府は1931年12月の内閣交代以来半年もたたない1932年5月15日に犬養首相が凶弾に倒れ、海軍軍人の斎藤實が組閣する。国際聯盟で満洲事変以来の日本の動きがやり玉に挙げられ、リットン調査団の調査が進められる中、国内政治が不安定なこともあり政府が満洲の新国家に対して長期的な視野で考えることなど不可能だったろう。この段階では関東軍主導の建国とならざるを得なかった。日本政府の満洲国承認がないまま、石原も満洲から転出する可能性が濃い中で、満洲国の方向性を中央に進言していく。6月末には陸軍省補任課長であり、自身と入れ違いに渡満することになる磯谷廉介大佐に托すべく建国構想を文書化している。ここで石原は日本の軍人として満蒙戦略の根本をおさえつつ、建国がどうあるべきか具体的な案を主張する。

「吾等ノ満蒙計略ハ之ヲ軍事的ニ対露作戦ノ基礎ヲ確立シ且速ニ治安ヲ恢復シテ富源ノ開発ヲナスニアリ 行政ノ細部ハ大体満州国人ヲシテ行ハシムヘキモノトス 長春政府（満洲国政府—筆者）ニ吾人ノ要望スル所ハ「安価ナル政治」ト「日満官吏ノ融合協和」ノ二点ヲ主トスルノミ 而シテ満蒙ノ国防上（作戦上軍事資源上）重大ナル価値アルハ勿論ナルモ日本民族ノ世界争覇戦ノ為ニハ資源ハ少クモ山西ノ石炭河北ノ鉄河南山東以南ノ棉ヲ利用スルヲ要ス」⁽⁴³⁾

「日満協和日支共栄共存即チ我対支政策ノ根本方針 要スルニ所謂支那要人ノ暴虐ヲ抑制シ支那大衆ノ幸福ヲ増進シテ其信頼ヲ博シツツ日本民族ノ発展ヲ期スルニアリ」

「若シ我等カ民衆ノ支持ヲ得ル見込十分ナルニ拘ラス支那要人ノ妨害アルナラハ断然之レヲ領土トス」⁽⁴⁴⁾

「新国家ハ日満両民族融合国家ナリ 而モ独立国家ナリ 故ニ主義トシテ日本政治機関ハ必要ナル最小限度ニ之ヲ縮小シ在満諸機関ハ渾然タル一体トナリテ一国家ノ機能ヲ發揮セサルヘカラス」

「日本人ハ徒ニ国権ノ掩護ニヨリテ満州国ニ優越セル位置ヲ占メントスルコトヲ止メ裸一貫ニテ協和会ノ大業ニ馳セ参シ実力ニヨリ各民族ノ指導者タル位置ヲ獲得シ三千万大衆ヲ掌握シテ満州国ヲ理想ノ楽土タラシメ真ニ日満協和日支親善ノ実ヲ挙クヘクコレニヨリテノミ我日本民族ハ

東亜ノ王者トシテ白人種ニ対シ最後ノ決勝戦ヲ試ムルヲ得ヘシ」⁽⁴⁵⁾

新国家について日満民族の融合を説き、日本の政治機関は出来る限り縮小すべし、としながらも、満蒙を日本がおさえることの国防上・経済上の必要性を確認し、「日本民族ノ世界争覇戦」を想定している。後に公になる世界最終戦争の論理と重なるが、そこへ至る一段階として現状をとらえ、満洲国建国もそのように意味づけられる。以前こだわっていた「日支平等」の文言は消え、「日支両民族全ク同一ノ立場」の下で協調して造った「日満両族融合国家」であるとする。その上、これらの意図を持った建国について中国要人の妨害があれば、「断然之レヲ領土」としてしまふとも断言する。また日本民族の世界争覇戦のためには、長城を超え山西、河北、河南、山東などの資源が必要となる、とする等、膨張主義的な主張をも含む。日本の国内政治が不安定で満洲国の承認が得られず、リットン調査団をはじめとする国際的な懐疑の眼差しに対応しなければならぬ一方、馬占山の背反を平定しなければならないという苦しい状況にある焦りがあったのだろうか。4月に小畑少将に提出したメモよりも民族平等に対する主張は内容的に後退している。とはいえ日本の新国家に対する大幅な介入は意図するところではなく、満洲国の政治団体として組織する「協和会」に政治的な役割を期待し、日本人は実力で各民族の指導者たる位置を獲得すべし、としている。

1932年8月に関東軍は軍司令官が本庄繁から武藤信義に代わり、満洲事変時の主たる幕僚は板垣征四郎を除いて満洲を去ることになった。石原も8月8日付けで陸軍兵器本廠付となって東京に移る。満洲国建国の方向性が固まらず、未だ日本政府からの承認もとれない中での転任は、石原にとっては後ろ髪を引かれる思いであっただろう。残留する板垣に手記を残して満洲を去った。この手記の中で関東軍司令官の職責として防衛と治安維持を挙げつつ、「目下ニ於テハ」⁽⁴⁶⁾軍司令官が満洲国における事実上の主権者であり、満洲国の完成と開発計画の決定・実行をすべしと説く。だが石原が近い将来に満洲国の主権者たるべく期待したのは満洲国協和会であった。すなわち新国家においては日本の政治機関を清算し、政治は協和会に任せるべきである、というのが石原の考えであった。

協和会は満洲事変以後満洲が中国中央から独立し新国家建国へと動く過程で大きな働きをした自治指導部の流れをくみ、その結成にあたっては石原や板垣も設立準備金を出したという。加えて年額120万円が国庫から供出されることになり、名誉総裁に溥儀、名誉顧問に当時の軍司令官本庄繁、会長に満洲国國務総理の鄭孝胥を戴いて7月25日に正式に設立された。協和会は満洲国の政治を担う政党と立法機関の役割を期待されて発足した。特に設立推進の中心となった石原が協和会に期待したものは大きかった。石原にとって協和会は自らが指向した日満協和、民族協和の政治を実現していくための切り札であった。

だが新国家建設という「大事業」にあたり、満洲事変以降様々な利権を想定した動きが活発化していた。もともと満洲に関しては事変前から「三頭政治」あるいは「四頭政治」といわれ、満

鉄と軍と拓務省あるいは外務省との主導権争いが問題となっていた。新国家建国はこれまで経験がないことであり、それに携わることはこれらの主導権争いに決着をつける好機でもあった。日本が主導する新国家の建設ともなれば、防衛上の必要性のみならず、これに携わる者の立場により様々な利権を見込めるわけで、主導権争いはますます活発化したと考えられる。関東軍にしてみれば、自ら軍事行動を起こし満洲を押さえた当事者である自分たちの主導権は譲りがたいところである。国際的な反発をかわし、日本政府の承認を取り付けながらも満洲国建国に対する主導権は確保していたい、というのが関東軍の大方の本音であろう。そんな中で石原の考える協和会の政治主導による「民族協和」国家の実現は、容易なものではなかった。石原はそのズレを感じていたからか、日本人の新国家における位置付けに関して、いたずらに日本人だから優先ということをしてはいけない旨を何度も説いた。「日本人ノ満洲国政府内ニ占ムヘキ位置ヲ定ムルハ適当ナラス 日満人間ニ何等ノ差別ナキ公正ナル適材適所主義ニヨルヘシ」⁽⁴⁷⁾「満洲ノ開発ノ為日本人ニ優先の特権ヲ与フル不可ナリ」⁽⁴⁸⁾

東京に帰任し参謀本部第二部において石原は自らの建国方針を披瀝したところ、さっそく永田鉄山第二部長から独立論そのものに反対される。永田の認識では満洲は逐次日本の領土とするというのが方針であるという。そこで4月に小畑第三部長に示した民族協和の新国家を建国し日本はこれを承認、付属地行政権を新国家に譲渡し治外法権も撤廃すべしという建国案を説明すると、永田は「コレハ初メテ知ル意見ナリ」と少々驚いた様子であった。石原の建国構想は陸軍中央には伝わっていなかったことがわかり、自身の見解をまとめて4月の小畑少将に渡したものよりはるかに詳しくまとめ「滿蒙〔経略〕ニ関スル私見」として示した。ここにおいても石原の持論である「日米間ノ最後の決勝戦ノ近迫」「満洲ニ於ケル漢民族トノ平等ナル立場ニ於ケル日本人」といったことが強調される。だがその一方で民衆の支持を得難い場合は日満協和乃至日支親善は到底望み難き「空論」に過ぎないのであり、同時に「日本カ東亜ノ王者タル資格ナキヲ示スモノナルヲ以テ滿蒙ヨリ退却スルカ又ハ威力ニ依リ支那大衆ヲ搾取スル歐洲風ノ殖民政策ヲ強行シ物質的利益ヲ追及スルニ満足ス」⁽⁴⁹⁾ともいう。

満洲国の政治体制として溥儀の専制による「王道政治」を否定するのみならず「議会専制ニヨル自由主義政治」も満洲には適さないとし、「堅実ナル唯一政治団体ヲ結成シテ民衆ノ支持ヲ獲得シ之ニ依リ国家ノ根本政策ヲ決定セシムル」⁽⁵⁰⁾ことが最も適切として、「一党専制ノ国家」たるべしと主張した。石原が想定した協和会による満洲国政治の姿が明らかである。この頃の石原は満洲を離れ、事変から建国を共に歩んできた板垣征四郎や本庄繁とも離れ、石原の考える建国構想が全く伝わっていない軍中央にあり、孤立感を深めていたことに疑いはない。満洲国における漢民族と日本民族の「平等」を主調しつつも、協和会の中では日本人の「指導」が必要としており、またこれらの政策が民衆に受け入れられない場合は、「併合」「搾取」も辞さずといった厳しい言葉が使われているのは、自身の建国構想実現への強い思いが感じられると同時に、軍中央に対して自身の描く建国方針の説明がいかにか難しかったかを物語っている。

IV 満洲国と東亜聯盟論、そして昭和維新へ

1932年9月15日日満議定書が調印され、日本が満洲国を正式に承認するに至った。満洲国の治安は安定していたわけではなく、急造の新国家の行方は未だ混沌としていた。石原の建国構想は日本においても満洲国の現状という点でも空回りしていたといつてよい。

東京に帰った石原は間もなく松岡洋右を全権代表として国際聯盟に派遣される団に随行することになった。角田順の解説によれば石原の役割は「松岡全権の輔佐兼監視の含み」⁽⁵¹⁾ だったという。

日本がその対応に苦慮したリットン調査団の報告書が公表されたのは10月2日のことである。そこにおいては1931年9月18日、19日の日本軍の行動は自衛の措置とは認められないとする一方、満洲の特殊性は認めており、解決策として日中間で両国の権利、利権、責任を規定する新条約を結ぶことを提起した。そして満洲は中国の主権のもとに広範な自治を与え、それを基礎とした日中経済協力を推し進めるべきとする。満洲にできた新政権（すなわち満洲国）には懐疑的で、国際法上疑問であるし、中国の利益に反するばかりか満洲における人民の希望に添うものとはいえず、結果的に日本にとっても利益になるか疑問であるとした。

日本はこの報告書に対し、11月20日付けで意見書を発表、反論した。日本の主張は満洲の特殊性を強調するもので、中国の一部というより特殊地域でありリットン報告書の示す解決策には反対であるというものであった。新聞や世論等国論が報告書に激しく反発を見せる状況で、国際聯盟で満洲事変以降の日本の政策と立場を主張する役割の派遣団に加わったのである。国際聯盟に関してあまり知識を持たなかった石原にとって、この随行はあまり気乗りしないものだったようだが、命令だから仕方ないと出発した。途中モスクワに寄った一行はソ連から大歓迎を受けた。ここでソ連の参謀総長エゴロフが「何とかして日ソ不可侵条約を頼む」と言ってきたという⁽⁵²⁾。石原にとって満洲事変・満洲国建国の最大の意義は国防上のものであった。特に西太平洋における海軍力とソ連極東に対峙する陸軍力は非常に重要で、これらにとっても満洲国の育成・発展は重要となるが、エゴロフの打診は石原にその方向性を示すものとなった。すなわちいたずらに軍事力で対峙するのではなく、交通網を整え経済的な発展をめざし「北満を素晴らしいものに」⁽⁵³⁾ することの重要性を確信したのである。

リットン報告書を審議する国際聯盟理事会は11月21日から開催された。当時の首相斎藤實をはじめ政府首脳には聯盟脱退の意向が当初からあったわけではなかったが、国内外の状況は厳しさを増すばかりであった。ついに政府において、日本の方針が受け入れられない場合脱退もやむなし、との方針が決定される。1933年2月24日国際聯盟総会においてリットン報告書に基づく方針案の採択が決定され、直後に松岡全権が日本の立場を演説し、日本代表団は議場を去ったのである。日本は翌1933年3月27日に国際聯盟脱退を正式に通告した。日本の国際的孤立化を目

の当たりにし、石原は否が応でも軍人としての危機意識と焦燥感を高めざるを得なかつただろう。

その一方で石原はまたこのジュネーヴでこの後の東亜聯盟の推進に繋がる確信を得たともいえる経験もしている。満洲国における民族協和國家建設の実現という課題を抱えていた石原は、國際聯盟の場で日本の満洲事変や満洲國建国に対する中国側の厳しい見解にふれると同時に、民族協和や東亜聯盟の主張が中国人や朝鮮人にも受け入れられる可能性を感じたのである。石原が後に述べたところによれば、「国防の共同、經濟の一体化、其の代り政治は各國家獨立」の大体この三つの条件の下に東亜の協同體、東亜聯盟を創ろうということが満洲國建国に関係した人の「自然の考だつた」⁽⁵⁴⁾という。そうした東亜の設計、東亜聯盟、満洲國の建国という考えを中国人や朝鮮人にぶつけると、その反応は予想以上に良いものであった。たとえばジュネーヴで一緒になった朴錫胤⁽⁵⁵⁾はその考えに大いに共鳴し、熱心な東亜聯盟推進論者として同志的存在になっていく。さらにこうした精神は朝鮮人や中国人のみならず西洋人も満洲國建国を理解し動かすことができるのではないかと考えるに至る⁽⁵⁶⁾。

ジュネーヴで松岡洋右の國際聯盟脱退演説を見届けた石原は帰路に満洲國に立ち寄っている。当時の満洲國は、民族協和の新國家建国をめざし治外法權撤廢も考えていた「理想主義者」石原が去り、その考えに理解を示していた本庄繁閑東軍司令官も交代し、「明らかに傀儡化の一路をたどつた」⁽⁵⁷⁾という。日本が主導權を持つ新國家ができるということは、日本人にとって新たな職場ができ、新たな投資先が得られたということでもある。新國家でまず必要とされたのは國を動かすための統治機構を作ることであり、そこで官僚として働く人材であった。当初は滿鐵社員や朝鮮總督府から人材がまわされたが、それだけではまかなえるものではなかつた。日本の内地からも新國家建設に携わる人材が派遣されるようになった⁽⁵⁸⁾。資本の流入に関しては關東軍は慎重であり、資本家に利權を牛耳られることに対し阻止する意向を持っていたものの、新國家建国とその開発の可能性の前に資本流入の流れは押さえられるものではなかつた。こうした状況は石原が描いた「民族協和」の新國家とはかけ離れたものであった。前述したように石原は新國家に対する要望として「安価ナル政治」と「日滿官吏ノ融合協和」を掲げていた。また目指すべきは「日支兩民族全ク同一ノ立場」での「民族融合國家」なのであった。日本人は実力で指導者たる位置を得るべきであり、日本人というだけで優先權を与えるべきではないとも説いていた。だが満洲國の実態はまさに石原が諫めていた方向に向こうとしている。石原は焦燥の中で協和會に期待をかけていたと思われる。協和會を成長させ、自身の建国構想に近づけようと活発に働きかけた。その中で彼の考えは「東亜聯盟」思想として結実していく。

「東亜聯盟」は1933年3月滿洲國協和會が正式に採用した。3月9日に出された「滿洲國協和會會務要綱」に、「滿洲國協和會ハ…民族協和ノ理想郷ノ完成ヲ期スルト同時ニ最後ノ目標ハ混沌タル状態ニ在ル全支那本土ニ民族協和ノ運動ヲ及ホシ進テ之ヲ東亜ニ拡メ、東亜聯盟ヲ結成スルコトニ依ツテ、東洋文化ノ再建ト東亜永遠ノ平和ヲ確保スルニ在リ」⁽⁵⁹⁾と掲げられた。「民族協和」は滿洲事変前後から唱えられ、滿洲國建国は民族協和のかけ声の下に進んでいたが、こ

こに「民族協和の理想を押し拡げて東亜聯盟を達成する」⁽⁶⁰⁾という目標が明らかにされたのである。この「会務要綱」は山口重次が書いたとされる。山口は満洲事変前より日中関係を憂い現状打破を志向していた満洲青年連盟の中心人物であった。石原は渡満以降彼等現地の声を聞き、建国以降は共に「民族協和」による新国家建国を目指して協和会設立を推進した。すでに満洲を去っていたとはいえ、この宣言に石原の構想が反映していたと考えるのは自然であろう。

石原自身が書いた文書の中で「東亜聯盟」が登場した最初のもは「軍事上ヨリ見タル皇国ノ国策並国防計画要綱」である。1933年6月付けのこの文書は、後輩の今田新太郎大尉から、石原が海軍論者なりという上官が多いので、意見を書いて欲しいと要請され、執筆した。ここで石原は日本とアングロサクソンとの「決勝戦」は「人類最後最大ノ戦争」であり、しかも「其時期ハ必スシモ遠キ将来ニアラス」という彼の独自の議論にもとづき、その「大戦争ノ準備トシテ日下ノ国策ハ先東亜聯盟ヲ完成スルニアリ」⁽⁶¹⁾と断言する。そこにおいて満洲国の成立は「日支親善並細亜團結ノ基礎」と位置付けられる。満洲国では国防のため日本軍が駐屯すること以外は、日本の政治機関を撤去し、独立を確実にさせねばならず、関東州、満鉄付属地行政権を満洲国に「贈与」して、治外法権を撤廃すべし、と主張する。

ジュネーヴから帰国して3カ月という1933年8月に石原は仙台に赴任している。この時期、満洲国という既成事実は作ったものの、建国過程における関東軍とそれまで満洲経営の中心となっていた満鉄や拓務省、外務省などの諸機関の主導権争いが続いていた。石原等理想主義者の唱える建国構想とはかけ離れた利権の争いであった。軍中央から離れた石原は民族協和の満洲国の姿を具体的に描き、満洲国の育成に思いを馳せるしかなかった。

ようやく石原が参謀本部作戦課長として中央に復帰したのは1935年8月12日のことであった。奇しくもこの日は陸軍内部の抗争から当時陸軍軍務局長であった永田鉄山が斬殺された日でもある。永田はいわゆる統制派の指導者であったが、石原は統制派と皇道派といった軍内の派閥抗争から距離を置き、派閥の存在そのものに否定的であった。それゆえにか石原は永田の暗殺という衝撃的な出来事に対して冷やかな対応をとる。石原は永田の能力を認め期待する言葉も残しているが、両者の戦略構想は異なる点も多く⁽⁶²⁾、また満洲国をどうするかという点での認識は先に指摘したように大きく異なっている。石原は満洲事変後1931年末には満蒙独立論をとるようになり、治外法権撤廃——民族協和の国家建設を標榜するようになるのに対し、永田は石原が1932年8月に東京の参謀本部に赴任した際にも満洲を逐次日本の領土となす方針を堅持し、石原の見解に疑問を呈している。永田を石原は組織人として認め期待していたものの、見解の相違もあり思想的にはもの足りなさを感じていたのではないか。だが永田の斬殺は確実に石原に影響を与えるものであった。少なくとも部内の抗争がこのような事件を阻止し得ないほど厳しい情勢の中に、石原は巻き込まれざるを得なかった。そんな中で石原の満洲国や東亜聯盟の構想も国家改造の主張を強調したものとなっていた。同月付けの「為花谷君」にはそれがよく表れている。

「皇国現下ノ国策ハ外東亜聯盟ヲ完成シ内所要ノ革新ヲ決行シ以テ八紘一字ノ皇謨ヲ実現スル準備ヲ完了スルニアリ 東亜聯盟ハ先ツ日本朝鮮支那及三民族ノ共有共存地域タル満洲国ヲ範圍トシ其共同防衛共同経済ハ天皇ニヨリ統制セラレ行政ハ各单位毎ニ之ヲ行フモノトス 即チ満洲国ハ民族協和ヲ具現シ東亜聯盟精神的団結ノ基礎ヲ確立スヘキ使命ヲ有ス」⁽⁶³⁾

そして日本の閣議で「満洲国指導方針」が決定されたことを「軍部ノ不見識」と批判し、これまでの日本の指導ではだめで、満洲国の指導は「革新日本ノ指導者タル陸軍」が期待される、とする。陸軍は「革新日本ノ前衛トシテ」理想の満洲国を完成し、対ソ防衛を確立しなければならない。満洲国は治外法権撤廃、付属地行政権返還を実現させ、門戸開放、機会均等、九か国条約の適用範囲外であることを内外に声明すべし、満洲国は「建国主義同志ノ団結ニヨリ独裁的簡明ナル政治」を行うべきで、「所謂日系官吏ハ満洲国建設ノ核心ニアラス」という。そして北滿に大量の日本人移民を送ることが絶対必要で、そこに極東ソ連軍に劣らないほどの日本陸軍を移駐させ、内地同様の生活を実現させることが、満洲経営の目標である。

「我等軍人ハ此重大時局ニ於テ自ラ低キ生活ニ甘シ敢然トシテ右北滿経営ノ先駆タルヘシ コレ即チ昭和維新ノ前衛タル任務ヲ完ウスルノ道ナリ」⁽⁶⁴⁾

ここで「昭和維新」の考えが出てきたのである。対外的に満洲国——東亜聯盟を完成させ、国防を充実させる一方で、日本国内の改造が必要であり、これを昭和維新と称したのである。この時期満洲国に関して特に北滿の軍事力と経済力の充実を急ぐべし、ということを強調している。石原の認識では極東ソ連軍の兵力向上とシベリア鉄道の能力向上が著しく、「北滿ニ於ケル日蘇兩國兵備ノ差甚大」⁽⁶⁵⁾であり、この認識の下に石原は満洲国を完成させ、特に北滿の軍事力と経済力を充実させることで、ソ連の攻勢に歯止めをかけることを考えていた。すなわち「皇国ノ経済的要求ハ支那及南洋ニ期待スル所多キモ満洲国ハ特ニ蘇国ニ対シ軍事政事上ノ拠点ナリ 現下国策ノ重点ハ満洲国ヲ完成シ蘇国ノ極東攻勢ヲ断念セシムルニ在リ」⁽⁶⁶⁾これを完成せせるためにも「昭和維新ノ決行ヲ要ス」という一方で、これらがうまくいった後には中国の華北や南洋にも眼を向けるべき、という考えが、この段階で指摘されるのである。曰く「支那殊ニ北支那及南洋ニ対シ経済的文化的發展ニ努力スヘキコト勿論ナルモ之等ノ工作ハ平和的ニシテ軍部ハ自ラ表面ニ立ツコト避ケサルヘカラス」さらに「北方ノ脅威去リタル後実力ヲ以テ南洋及支那ニ対シ積極的ニ我国策ヲ遂行ス」⁽⁶⁷⁾という。これらの国際認識は基本的に日中戦争勃発時にも続いていたと思われる。

ソ連に対抗しソ連の軍事的攻勢を食い止めるためにも、満洲国を完成し、特に北滿の軍事的経済的開発に重点を置くべし、という見解にもとづき、石原は昭和10（1935）年秋に満鉄の諒解を得た上で、同社経済調査会の東京駐在員であった宮崎正義⁽⁶⁸⁾に依頼して「日滿財政経済調査

会」なる私的機関を立ち上げ、「日本経済力ノ綜合判断ニ関スル調査」⁽⁶⁹⁾を行っている。ここで研究されまとめられた報告書は陸軍省が1937年に作成した「重要産業計画要綱」や「重要産業五ヶ年計画要綱実施ニ関スル政策大綱」に活かされていった。

参謀本部作戦課長として満洲国の育成における対ソ戦略の重要性を強調した石原であったが、この主張は「重要産業計画要綱」という形である程度認められたとあってよいだろう。1936年頃になると満洲国も既成事実化し、国家体制も整えられ、石原が口を酸っぱくして主張していた治外法権撤廃の方向も示されるようになった。この機をとらえ石原は参謀本部内に「戦争指導課」の創設を提言し、1936年6月にその初代課長に就任することになった。この場合も石原の頭の中にあった第一の敵はソ連である。この課の業務進捗計画の最初に「戦争指導計画大綱ノ樹立」とあるが、石原自らこれに次のような注を加えている「先ス対「ソ」戦争ヨリ開始セララルル場合ヲ基礎トシテ計画ス 次テ対支戦争ヲ開始セララルル場合ヲ研究スヘシ」⁽⁷⁰⁾ 戦争準備は対ソが第一、次に対中ということである。この備えのためにも、満洲国における軍事的経済的開発は極めて重要なものと位置付けられたのである。

一方で東亜聯盟とそこにおける満洲国の形もこの段階で非常に明確に示している。1936年3月に今村均新関東軍参謀副長に対し示した文書では

「一 満洲国建国ノ方針ニツキ

東亜聯盟

日本	}	共同防衛共同経済ハ天皇ノ統制下ニ 行政ハ各单位互ニ
支那		
朝鮮		
満洲		
蒙古		

満洲国ハ日本支那朝鮮三民族ノ共有共存地域ニシテ民族協和ヲ其根本方針トス

北支問題ノ解決ハ東亜聯盟ノ方針ニヨルヘキモノトス」⁽⁷¹⁾

とあり、満洲国を安定的に開発するためにも東亜聯盟の考え方が重要と考えていたようだ。満洲国の経済・政事は昭和維新の前衛たるべきもの、とする一方で、満洲国の独立完成のためには「ファシヨ的団体ノ結成ヲ必要トス」という。また民族協和の満洲国では、南満は「漢人」、間島は「鮮人」、北満は「日本人」が中心的に住むべきで、「満洲国ノ国策」として未開墾地を提供し、日本の農民を北満に移住させよ、とする。日本人の移住について日本は「人ト金ヲ準備シ速ニ之ヲ決行スルヲ要ス」⁽⁷²⁾とまでいう。ソ連軍に対峙するために日本の北満における軍備を充実させねばならないというところからきた考えであるが、このような軍事的発想から移住を勧められたらたまったものではない。当時の石原のソ連に対する軍事的脅威の認識の大きさがわかる。

石原が日中戦争勃発の際に不拡大を主張したのも、基本的にはこうした考え方からであろう。対ソ防衛を第一に考えなければならない時期に日中戦争を始めるのは、緻密な戦略家であった石原莞爾にとっては受け入れがたいことであった。だがその一方で石原の東亜聯盟論や満洲国の民族協和の理想も、結局戦略の前に色あせたものになっている感は否めない。石原は現役の参謀本部作戦課長、戦争指導課長である。時に組織人としては特異な言動をみせる石原ではあったが、緊迫する内外の情勢に、日本陸軍としてどのように対応するかを考える立場にあり、戦略第一になったことは当然といえば当然であった。だが中国観という点から見ると、残されたこの時期の資料からは、ソ連に対しては大きな脅威を覚え、その対応を最大の課題としていた石原の焦燥が読み取れるが、中国に対しては東亜聯盟で何とかなると考えていたように読める。満洲国建国についても、思い入れが強い分楽観的過ぎるようにも思われる。だからといって石原の東亜聯盟が単なる侵略を取り繕う虚構の思想であったと簡単に結論づけることはできない。実際東亜聯盟とは各国の政治的面で対等を強調して連盟するという考えで、朝鮮人や中国人にもアピールし、これを信奉する者や運動が朝鮮や中国にも広がっていった⁽⁷³⁾。その意味でこの時代の他の汎アジア的思想とは違う魅力をもっていたともいえる。これらの点を分析するには、この後の石原の東亜聯盟論の展開を追わねばならない。

結 語

石原莞爾の対中国観の変転を、日中戦争勃発直前まで跡づけた。

中国に並々ならぬ思いをもった若き石原は、軍人として満洲の戦略的価値を見出し、満洲事変を起こすことで戦術家として名をあげた。結果として日本の対中国「侵略」の端緒となった満洲事変であったが、石原自身は純粹に中国の現状を憂い、中国を「救う」ことを日本の「天職」「使命」と考えていたことは事実である。その思いを胸に、軍人として日本の国防を担う役割を全うしようとした時、満洲事変は一つの解答であった。以降厳しい国内外の情勢の中で、その中国観は満洲国育成や東亜聯盟構想の中で活路を見出していく。

石原の中国観を追うと、中国に対する期待や満洲国や東亜聯盟構想に見られる理想主義的な側面がある一方で、軍人としての冷徹な戦略的発想も見られ、これを渾然と一緒にして構想しているところが独特である。1930年代半ば満洲国建国が一段落しようという段階で陸軍戦争指導課長として日本の状況に対応する立場にあった石原は、ソ連の脅威に対する危機意識を増大させ、これに対抗するためにも東亜聯盟の方針による民族協和の満洲国完成が必要であるとした。満洲国完成、東亜聯盟の実践を提起する一方で、戦略家としては対ソ戦争、次に対中戦争、最終的には対米戦争という順を考えていたわけで、石原がこの後勃発する日中戦争にあくまで不拡大の立場をとったのは、「今はその時ではない」との思いからであろう。

石原の後輩で共に関東軍参謀として満洲事変を起こした片倉衷は石原を「恩師」とし、「非常

に頭のいい天才的な人」⁽⁷⁴⁾としながら、「アイディアの人、哲学の人であるけれども政治家じゃない」⁽⁷⁵⁾とする。理想主義は現状に即して変わらねば即さなくなる、それでは政治を動かすのはむずかしい、「具体的に政治を進めるということは、彼は堪能でない」⁽⁷⁶⁾というのである。

参謀本部作戦課長や戦争指導課長という職にあり、ある程度当時の日本の政治を動かすことのできる立場にあった石原であったが、理想主義的中国観を実践の面で活かすことに成功したかという点必ずしもそうではなかった。組織の中でその考えは十分理解されることなく、孤立感を強めていた。そこに生ずる違和感を片倉は見えてとっていたのであろう。この孤立感や焦燥感はこの後ますます大きくなっていくのであるが、この点は改めて論じる。

《注》

- (1) 「満洲建国前夜の心境」〈1942年〉(角田順編『石原莞爾資料(増補)——国防論策篇——』, 原書房, 1971年) 90頁。これ以降本資料集は『国防論策篇』と略記する。
- (2) 同前。
- (3) 同前。
- (4) 同前。
- (5) 「年譜」(同前) 555~556頁。
- (6) 横山臣平『秘録 石原莞爾』, 芙蓉書房, 1971年, 124~127頁。
- (7) 青江舜二郎『石原莞爾』, 中公文庫, 1992年, 79~80頁。
- (8) 同前, 80頁。
- (9) 前掲『秘録 石原莞爾』, 111頁。
- (10) 「質問要領(内藤博士訪問ノ際)」〈1929年1月15日〉(『国防論策篇』) 28頁。
- (11) 同前, 8頁。
- (12) 「戦争史大観」(同前) 37~38頁。
- (13) 「国運転回ノ根本国策タル満蒙問題解決案」(同前) 40頁。
- (14) 同前, 41頁。
- (15) 同前。
- (16) 「軍事上ヨリ観タル日米戦争」〈1930年5月20日〉(同前) 48頁。
- (17) 「為横山君」〈1930年7月10日〉(同前) 50頁。
- (18) 同前。
- (19) 「日記 昭和六年」(同前) 10頁。
- (20) 同前, 14頁。
- (21) 浜口裕子「橋樑と石原莞爾——満洲事変前後を中心として——」(軍事史学会編『軍事史学』第24巻第2号, 1983年9月), 浜口裕子「橋樑と石原莞爾——「東洋民族解放論」と「東亜聯盟論」——」(山本秀夫編『橋樑と中国』, 勁草書房, 1990年) 等がある。
- (22) 「満蒙問題私見」〈1931年5月〉(『国防論策篇』) 76頁。
- (23) 同前, 77頁。
- (24) 同前。
- (25) 浜口裕子「満洲事変直前の日中間の懸案交渉」(軍事史学会編『再考・満洲事変』, 錦正社, 2001年, 89~102頁) 等を参照のこと。
- (26) 「満蒙問題解決策案」〈1931年9月22日〉(『国防論策篇』) 85頁。
- (27) 同前。

- (28) 同前。
- (29) 前掲「満洲建国前夜の心境」(同前) 92 頁。
- (30) 同前, 90~91 頁。
- (31) 「滿蒙問題ノ行方」(1931 年 12 月 2 日)(同前) 88 頁。
- (32) 橋樸「私の方向転換」(『満洲評論』第 7 卷第 6 号, 1934 年 8 月 11 日) 32~33 頁。
- (33) 橋樸「王道の實踐としての自治」(『満洲評論』第 1 卷第 15 号, 1931 年 12 月 5 日) 2 頁。
- (34) 「大陸政策十年の検討」(『満洲評論』第 21 卷第 17 号, 1941 年 10 月 25 日) 30~31 頁。
- (35) 「板垣參謀上京ニ際シ与ヘシ指示」(1932 年 1 月 4 日(『太平洋戦争への道——開戦外交史——別巻・資料編』, 朝日新聞社, 1988 年) 170 頁。
- (36) 「支那問題処理方針要綱」(同前) 171~172 頁。
- (37) 「新国家内ニ於ケル日本人ノ地位ニ就テ」(1932 年 1 月 25 日)(『国防論策篇』) 93 頁。
- (38) 同前。
- (39) 「滿蒙ノ開発ニ就テ」(1932 年 2 月頃)(同前) 94 頁。
- (40) 「滿蒙ト日本ノ国防」(1932 年 4 月 5 日)(同前) 96 頁。
- (41) 「為小畑少将」(1932 年 4 月 22 日)(同前) 97 頁。
- (42) 同前。
- (43) 「為磯谷大佐」(1932 年 6 月 25 日)(同前) 100 頁。
- (44) 同前, 100~101 頁。
- (45) 同前, 101 頁。
- (46) 「板垣少将へ」(1932 年 8 月 12 日)(同前) 105 頁。
- (47) 同前。
- (48) 同前, 106 頁。
- (49) 「滿蒙 [計略] ニ関スル私見」(1932 年 8 月 23 日)(同前) 108 頁。
- (50) 同前, 109 頁。
- (51) 角田順「解題 石原の軍事的構想とその運命」(同前) 535 頁。
- (52) 「東亜に於ける交通事情」(1941 年 9 月 22 日)(同前) 500 頁。
- (53) 同前, 502 頁。
- (54) 「満洲帝国協和会東京事務所の任務に就て」(1939 年 8 月 14 日)(石原莞爾全集刊行会編『石原莞爾全集 別巻・東亜聯盟運動』, 石原莞爾全集刊行会, 1976 年) 7 頁。
- (55) 朴錫胤は韓国併合直後に日本に留学し, 成城学校, 第三高等学校, 東京帝国大学法学部に学び, 「漸進派」民族主義者であったという。その後毎日申報副社長, 満洲国外交官となり, 日本統治時代の朝鮮では最高のエリート知識人とされる。1930 年代後半には石原の日記に複数回登場し, 東亜聯盟に共鳴しその担い手となっていたことがわかる。朴に関しては, 水野直樹「朴錫胤——植民地期最高の朝鮮人エリート——」(趙景達他編『講座 東アジアの知識人・第 4 巻・戦争と向き合っ 満洲事変~日本敗戦』, 有志舎, 2014 年) のまとまった論考がある。
- (56) 前掲「満洲帝国協和会東京事務所の任務に就て」, 8~9 頁。
- (57) 島田俊夫『関東軍』, 中公新書, 1965 年, 117 頁。
- (58) 満洲国建国と人材の流入に関しては, 山室信一「殖民帝国・日本の構成と満洲国——統治様式の遷移と統治人材の周流——」(ピーター・ドウス/小林英夫編『帝国という幻想——大東亜共栄圏』の思想と現実——, 青木書店, 1998 年), 山室信一『キメラ——満洲国の肖像——』, 中央公論社, 1993 年, 浜口裕子「朝鮮半島と「満洲国」の間の人の移動」(拓殖大学政治経済研究所『拓殖大学論集——政治・経済・法律研究』第 14 巻第 1 号, 2011 年 12 月) 等を参照のこと。
- (59) 「満洲国協和会ト指導原理」(1935 年 7 月)(国立国会図書館憲政資料室所蔵「石原莞爾文書」), 山口重次『満洲建国の歴史——満洲国協和会史——』, 栄光出版社, 1973 年, 254 頁。
- (60) 前掲「満洲帝国協和会東京事務所の任務に就て」, 7 頁。

- (61) 「軍事上ヨリ見タル皇国ノ国策並国防計画要綱」〈1933年6月〉、『国防論策篇』113頁。
- (62) 石原と永田の戦略構想の相違に関しては、川田稔『石原莞爾の世界戦略構想』，祥伝社，2016年，137～149頁，等を参照のこと。
- (63) 「為花谷君」〈1935年8月〉、『国防論策篇』116頁。
- (64) 同前，117頁。
- (65) 「日滿財政経済調査会」〈1946年〉、『国防論策篇』139頁。
- (66) 「現下国策ノ重点」〈1935年末〉（同前）136頁。
- (67) 同前。
- (68) 宮崎正義は満鉄に勤務し，満鉄調査課ロシア係主任として調査に従事する等，満鉄調査部きってのロシア通とされた。石原莞爾や板垣征四郎をはじめとする関東軍軍人と交流を持ち，石原の経済面でのブレンとされる。宮崎に関しては，小林英夫『「日本株式会社」を創った男 — 宮崎正義の生涯 —』，小学館，1995年，小林英夫『超官僚 — 日本株式会社をグランドデザインした男たち 宮崎正義・石原莞爾・岸信介 —』，徳間書店，1995年，等を参照のこと。
- (69) 前掲「日滿財政経済調査会」(『国防論策篇』)139頁。
- (70) 「参謀本部」第二課「第二課業務進捗計画」〈1936年6月12日〉（同前）175頁。
- (71) 「為今村・新参謀副長」〈1936年3月〉（同前）137頁。
- (72) 同前。
- (73) 東亜聯盟運動と中国・中国人に関しては，嵯峨隆「東亜聯盟運動と中国」（慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第88巻第8号，2015年8月，後に嵯峨隆『アジア主義と近代日中の思想的交錯』，慶應義塾大学出版会，2016年，に収録），朝鮮・朝鮮人に関しては，松田利彦『東亜聯盟運動と朝鮮・朝鮮人 — 日中戦争期における植民地帝国日本の断面 —』，有志舎，2015年，等を参照のこと。
- (74) 伊藤隆『片倉衷氏談話速記録』，日本近代史料研究会，1982-1983年，115頁。
- (75) 同前，320頁。
- (76) 同前，117頁。

(原稿受付 2018年5月31日)

ヨーロッパにおける社会的排除

— 概念整理の試み —

細井 優子

要 旨

近年「社会的排除」という概念は、ヨーロッパの政治的・学問的議論において注目されている。また福祉改革をめぐる議論の中で、社会的排除への対策としての「社会的包摂」が唱えられている。しかし、その注目の高さや重要性にもかかわらず、社会的排除概念の定義はきわめて曖昧であるとの批判がなされる。実際に、社会的排除概念をめぐるのは、論者によりさまざまなパラダイムや言説が用いられており明確な定義というものが存在していない。そこで本稿では、社会的排除概念の代表的な論者の議論から共通する糸を紡ぎ出すことで、社会的排除の概念整理を試みる。多くの欧州諸国において社会的排除概念はEUによって輸入されたものであるが、そのEUの社会的排除の考え方はフランスとイギリスにおける同概念に影響を受けている。フランスでは国家がその責任において排除された者の社会的・職業的な包摂を支援するという視点で論じられるのに対して、イギリスでは個人が経済的自立に責任を負い、国家はそれを支援するという視点で論じられているのが特徴である。両国の議論においても社会的排除の定義は定まっているとはいえない。そこでシルバーやレヴィタスの業績のような様々な言説を分析・分類する作業が、社会的排除概念にアプローチしていくにあたり重要な役割を果たすのである。

キーワード：社会的排除／包摂，貧困，シティズンシップ

目 次

はじめに

1. 社会的排除概念の歴史
2. 社会的排除概念に関するパラダイム
3. 社会的排除概念に関する言説

おわりに

はじめに

近年「社会的排除」という概念は、ヨーロッパの政治的・学問的議論において、「貧困」を凌ぐほど注目されている。そこでは福祉改革をめぐる議論のなかで、社会的排除への対策と、その一環としての「社会的包摂」が唱えられている。社会的排除概念は、1970年代から80年代の初

め、フランスの社会保障制度の網からこぼれ落ち、周縁化された集団を指すために使われたのが起源であるとされる⁽¹⁾。失業が増加し、新たな集団へと貧困が拡大するなかで、社会的排除という概念が議論の場で広く適用されるようになり、社会の分裂のプロセスや不安定な状態を分析するために使われるようになった。日本においても、厚生省が2000年に『社会的な援護を要する人びとに対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』を提出すると、社会的排除・包摂という概念が議論の場で頻繁に用いられるようになった⁽²⁾。

典型的な議論に、社会的排除を「失業」への過程、社会的包摂を「就労」への過程とするものがある。しかし、そうした議論では、所得貧困、健康状態、人びとの社会的関係などが見落とされてしまう。社会的排除概念がしばしば多[・]次[・]元[・]的[・]な概念であるといわれるのは、従来の物質・貨幣の多寡を問題とする貧困概念に比べて、社会関係・つながりを問題とするからである。さらに、貧困がある一時点における分配等の結果を問題にする静態的な概念であるのと比べて、社会的排除は困難な状態に陥る過程やメカニズムを問題にするという点で動[・]態[・]的[・]な概念である⁽³⁾。

このように、その概念の注目の高さや重要さにもかかわらず、社会的排除概念の定義はきわめて曖昧であるとの批判がなされる。実際に、社会的排除概念をめぐるっては、論者によりさまざまなパラダイムや言説が用いられており明確な定義というものが存在していない。そこで本稿では、社会的排除概念の代表的な論者の議論から共通する糸を紡ぎ出すことで、社会的排除の概念整理を試みる。

1. 社会的排除概念の歴史

1.1 社会経済的構造の変化

社会的排除という用語が初めて用いられたのはルノワールの1974年の『排除された人々：フランス人の10人中に1人〈Les Exclus: un Français sur dix〉』においてであった⁽⁴⁾。ここで社会的に排除された人々とは、「経済成長の果実を手に入れる術をもたない人々」であり、精神障害者、身体障害者、自殺願望をもつ人々、高齢者、病人、麻薬乱用者、非行に走る人々など社会に溶け込めない人々であった。つまり、工業社会によって設けられた規範に適應していない人々である。この時期の社会的排除はまだ周縁的な現象にかかわるもので、社会全体に影響を与えるものではなかった⁽⁵⁾。

しかし、この状況は1970年代後半から1980年代になると、福祉国家の危機により変化する。社会的排除は周縁的な現象ではなく、より広範な人びとに影響を及ぼすようになった。1970年代に入ると、産業化の発展と経済成長に支えられた福祉国家体制は、インフレや景気停滞、失業といった経済危機と財政危機に直面し、重大な転機に立たされることになった。深刻化するスタグフレーションと失業問題を前に、ケインズ=ベヴァレッジ・パラダイムに基づく福祉資本主義は有効な対応策を示すことができず、財政赤字の累積化という事態を引き起こした。それまで福

社国家への超党派的合意がなされていた先進諸国で、福祉国家を経済的マイナス要因として論じる風潮が広まった。その結果、この時期以降、各国は社会保障支出を抑制する傾向を強めることとなった⁽⁶⁾。福祉国家の危機は市場原理主義の台頭を招き、新自由主義を先進諸国の間で支配的な言説として浸透させた。1980年代、ケインズ主義の終焉、福祉国家の解体、市場規制緩和、伝統的価値の再考を声高に主張する新自由主義の嵐が巻き起こった。その中でも福祉国家の発展度が低く、市場経済への統制力が最も弱いアングロサクソン系諸国において、新自由主義の嵐は最も激しく吹き荒れた⁽⁷⁾。

1990年代に入ると、新自由主義は超党派的言説となり、グローバル化論として確立されていく。1990年代までに、国際経済体制の変容は資本・金融の自由化を飛躍的に増大させ、国内政治を大きく規定するようになった。つまり国家の市場対抗的な政策は国際競争力の低下、国際市場の厳しい評価、さらには資本の国外逃避につながるため、国家の政策オプションは市場順応的な政策に限定されることとなる。したがって、一国主義経済管理が破綻し、国家の自律性が著しく低下する中で、国家を主役とする社会的保護政策を維持することは困難になった⁽⁸⁾。こうした過程において、フォード主義的産業組織の時代に、持続可能な成長と社会正義とを維持するために機能していた多くの諸制度が破壊されていったのである⁽⁹⁾。

グローバル化は、脱近代化と複雑に絡み合い、福祉国家の危機を醸成すると考えられている⁽¹⁰⁾。脱近代化といわれる現象のひとつとして脱工業化がある。ケインズ政策が有効だった時代は、第二次産業が牽引車となり高度経済成長を続けた。しかし、今日では一般に、第二次産業から第三次産業へ経済シフトし、サービス産業などが中心になっている。いわゆる脱工業化、あるいは経済のサービス化である。情報革命は脱工業化の進展を促すため、脱工業化社会と情報化社会は密接な関係にある。サービス経済は、低生産性および低賃金労働によって特徴づけられる。そのため、福祉国家財政の逼迫要因となるのである。

賃金・雇用形態に着目すると、脱フォードイズムによる労使契約制度に代わる賃金・雇用の市場化・柔軟化という問題が指摘される。雇用構造の変化に伴い労働条件は多様化し、世帯構造の変化（男性稼得者世帯の減少、片親世帯や単身者世帯の増加）や女性労働市場参加の上昇、少子高齢化と相俟って、社会的ニーズの多様化を招く。それが、福祉国家の提供する画一的集権的な社会プログラムとの齟齬を深めることになる。

福祉国家の危機は、社会的統合の危機といえる。先進工業国における資本のグローバル化と労働市場の再編により、多くの人々は不安定な仕事や長期失業を余儀なくされ、社会的ネットワークは弱体化した。その結果、かつては良好な社会的ネットワークを享受しながら労働市場の成員として社会にうまく統合されていた人々が、その地位を喪失するようになった。こうして1980年代に登場した新しい社会問題が、社会的排除を周縁的な現象からより広範な現象へと変化させることとなったのである。したがって、社会的排除は、個人の行動や特徴というよりも、社会経済的構造の変化と関係している概念であるといえる⁽¹¹⁾。

1.2 フランスにおける社会的排除概念

社会的排除概念は1980年代後半にフランスの社会学者によって、深刻な社会経済的変容を背景に発展させられた。フランスの共和主義的な思想によれば、社会的排除は「社会的な資格喪失」の過程、あるいは社会と個人の関係を崩壊させる「社会的脱落」の過程を指している。社会的排除の観念は、社会関係の崩壊とそれに伴う集団的価値の喪失に関連するリスクを強調し、1990年代に主流になった国民の連帯と社会的排除のメカニズムに関するグローバルな議論の基礎となっている⁽¹²⁾。このグローバルな議論の特徴のひとつは、社会的危機とそれを克服するための社会的政策の双方に対するアプローチを目指している点にある。1995年のフランス大統領選挙では「排除」への取り組みが政策上の一大争点になり、「排除」概念は社会問題を語る際のキーワードになっていた。

ただし、フランスにおいても社会的排除概念の定義は定まっていないのが現状である。そこで1990年代の代表的な論者による「排除」の概念を整理する。

『排除された人々と排除 (Exclus et exclusions)』における排除

フランス政府による第10次経済社会開発計画における作業グループの報告書『排除された人々と排除 (Exclus et exclusions)』(通称ナス・レポート)によれば、排除はマクロ社会のレベルでは「社会的結合 (cohésion sociale)」が欠如した状態であり、個人のレベルでは「参入 (insertion)」と「統合 (intégration)」の欠如の結果であるという⁽¹³⁾。社会学的な観点において「参入」と「統合」は類似しているが、異なる概念であるという。「参入」の概念は同じ社会に生きる他者に対して、互いの間に場所を作る行為を意味する。「統合」は文化的な分野でより一般的に用いられる概念であり、互いに隣り合うだけでなく、他者との一貫性や一致という点で、他者同士の間にも場所を作ることである⁽¹⁴⁾。

ポーガムの排除 — 「剥奪」

貧困研究においてフランスを代表する社会学者であるポーガムは、貧困との関連から排除について論じている⁽¹⁵⁾。ポーガムは貧困の概念を「統合された貧困 (pauvreté mintégrée)」、 「縁辺的貧困 (pauvreté marginale)」、 「剥奪的貧困 (pauvreté disqualifiante)」に分類する。

「統合された貧困」とは、前産業社会における経済の発展途上からくる貧困である。したがって、この場合の貧困は特別な社会的集団の問題ではなく、多くの人々の状況に当てはまる。貧困者はアンダークラスを形成することも、スティグマ (差別的刻印) を付与されることもない。また、彼らは家族や地域といった社会的連帯や社会的援助網の中に生きているため、失業に陥ってもそれ自体が彼らの社会的地位を低下させることはない。したがって、このタイプの貧困は社会に「統合」されており、「排除」とはみなされない。

次に「縁辺的貧困」は、先進産業社会において限られたごく少数の人々に見られる貧困である。彼らは産業発展が要求する基準に順応できない人々であり、外部の支援がなければ社会的、職業的な参入ができない人々である。そのため、社会福祉の対応としては、こうした貧困者を生む社会的、経済的システム全体を問題とみなして改革をするのではなく、社会に順応できない少数者である貧困者に対して特殊例外的援助をするということにならざるをえない。さらに、フランスの一般的な社会保障制度においては、社会職業グループに対して行われるため、社会的に不適応とされた人々に再分配されることはない。よって特殊例外的な社会福祉援助を受ける彼らはスティグマを付与され、「自分たちは社会の縁辺にとどまっている」という感情を強めさせる。彼らの社会的地位は決定的に悪化するのである。したがって、このタイプの貧困は社会から縁辺化されるため、「排除」とみなされる。

「剥奪的貧困」は、今日的な問題である雇用市場の悪化、労働者の不安定化、失業の増大から生じる貧困である。この場合の貧困は、従来の低所得としての貧困問題ではなく、生活の広い領域での正常な状態から排除された状態である。このタイプの貧困は今日のイギリスやフランスをはじめ西ヨーロッパで拡大しているが、家族や社会の連帯や支援は脆弱化しており、失業の影響を緩和させるという作用は極めて弱い。したがって、このタイプの貧困は、正常な社会生活を剥奪され、家族や社会の連帯や支援もそれを緩和できないという点で、「排除」とみなされる。

図表 1 貧困と排除の関係

	統合された貧困	縁辺的貧困	剥奪的貧困
経済的段階	前産業社会	先進的産業社会	グローバル産業社会
貧困の要因	経済の未発達	経済活動への不適合	雇用の不安定化、失業
アンダークラス	非アンダークラス化	アンダークラス化	アンダークラス化
スティグマ	非スティグマ化	スティグマ化	スティグマ化
社会的連帯	家族、地域	福祉国家	福祉国家
排除	排除ではない	排除である	排除である
典型例	途上国、スペイン、南イタリア	—	西欧、イギリス、フランス

注：ポーガム概念をもとに執筆者が作成

カステルの排除——「脱退」

同じくフランスの代表的社会学者であるカステルは、排除を「脱退 (ésaffiliation)」という独自の概念を用いて論じている⁽¹⁶⁾。カステルは、「排除」を安定雇用と最低賃金、そして社会保障・社会政策による賃金労働者への保護政策を前提とする「賃金労働社会」の危機として捉えている。社会の結合を脅かす亀裂をもたらす社会問題は、かつての生産の場や企業内での富の分配から、今日では雇用が分配されないという「排除」の問題へと変化しているという。排除の判別基準は所得の不足や欠如ではなく、人々が社会に結合・帰属していることの決定的に重要な証・

要素である賃労働との関係になった。すなわち、安定雇用か、不安定雇用、失業かということであるが、同時に賃労働と結びついている社会保護によって社会的地位が保護されているか、あるいは社会的保護の欠落で地位が浸食されているかということも重要となってくる。なぜなら、そのことによって人々は、社会に帰属しているか、あるいは排除されているか、排除への過程を歩んでいるか、に分けられることになるからだ。

さらにカステルは、排除の実態としての失業者の状況のみならず、そこに至るまでのプロセスを重視している。つまり労働者階級全体の状況の悪化を考察対象にしているのだ。その意味で、「排除」というより「脱退」と呼ぶ方がより相応しいといえる。カステルは、労働を基軸にして労働者の地位弱화를安定から混乱へ向かう4つのゾーンに分類している。

恒久的な労働が保障されている統合 (intégration) のゾーン、雇用の不安定化に代表される脆弱性 (vulnérabilité) のゾーン、社会的援助によって最低限の統合が保障されている扶助 (assistance) のゾーン、最終的に労働が分配されず社会保護もない脱退 (ésaffiliation) のゾーンである。脱退のゾーンに属する典型的な人々は、長期失業者、劣悪な郊外の住人、参入最低限所得 (RMI)⁽¹⁷⁾ 受給者、産業再転換の犠牲者、雇用を求め実習から実習へとわたり歩き一時的なアルバイトしか得られない若者などである。彼らと、弱화가より少ない人々との間に明確な線引きはなく、統合は亀裂が生じ、脆弱化は拡大し、全体が絶えず「脱退」のゾーンに進んでいるという。

カステルの排除論の特徴に、社会的統合のために最低限必要なものを強制できる唯一のものとして公権力・国家の役割を強調する、という点が挙げられる。つまり、「社会国家」の評価である。「社会国家」は、19世紀、産業革命以降の新しい経済的秩序が大衆の貧困や道徳的低下を招き、それが社会の結合を脅かす事態に陥った際に、調整・介入を行った。すなわち、国家は、産業革命の犠牲者であった労働者の生活条件の悪化を改善するために、労働権や社会保護などを制度化していった。今日、社会国家が統合能力を失うならば、経済は再び自治を取り戻し、労働条件が形骸化して排除はさらに進行する。この意味で、現代は社会の分岐点であるという。つまり、経済の諸要求に完全に従属した社会（安定雇用と社会保護の「賃労働社会」の崩壊）を認めるのか、あるいは新しい挑戦で「社会国家」の新たな形態を打ち立てるのかの岐路に立っている。労働の分化が進み労働者たちが原子化し、社会的紐帯が弱化した現代社会において、国家の施策は社会的結合を実現しうる唯一のものである。したがってカステルは、社会国家はいかに介入し、参入・包摂にむけて役割・責任を果たしていくべきかが問われているという。

1.3 イギリスにおける社会的排除概念

イギリスにおける社会的排除をめぐる議論は、1990年代のトニー・ブレア率いる労働党によって活発になった。ブレアが労働党の党首となった1994年から選挙によって労働党が政権につく1997年までの間、フェビアン協会、公共政策研究所 (IPPR)、Nexus、Demosといった労働党系のシンクタンクは、サッチャー以降の保守党政権時代に深刻化したイギリス社会の貧困や不平

等の現状と対策についての政策提言をしていた⁽¹⁸⁾。それらの作業から浮上してきたキーワードが「社会的排除」であり、これを克服するための政策としての「社会的包摂」が、ブレア労働党の政策の要となったのである⁽¹⁹⁾。ここでいう「排除」とは経済的、政治的、社会的あるいは文化的システムにおける参加から排除されていることを意味する。そして、排除の対象になりがちな人々は、女性、失業者、身障者、貧困者、犯罪者などとされる⁽²⁰⁾。ブレアは1997年5月2日の選挙勝利宣言演説で「共通の目的をもち、価値を共有し、そして誰ひとり排除されることのない一体化された国家をつくる」と述べた。さらにブレアは同年12月には、首相直属かつ省庁を横断した組織である「社会的排除対策室」(Social Exclusion Unit)を創設して、社会的排除の克服と社会的包摂の促進に向けたさまざまな取り組みが行われた⁽²¹⁾。そして、結果の平等ではなく社会的包摂を政権の重要課題として位置づけた。

ブレア政権の目指した「社会民主主義の刷新」、つまり「第三の道」は、ソーシャル・キャピタル概念のもつ社会問題解決の可能性と密接に関連している⁽²²⁾。ソーシャル・キャピタル概念とは、人々がもつ交際のネットワークの質、信頼、互酬関係および善意の規範、階級を超えた生活の共有感、そのような結びつきを組織する能力である。そのような相互関係によって組織された市民グループは、社会問題の解決に役立つと考えられている。ブレア政権の「第三の道」は、市場と国家を対立軸でとらえたオールド・レフト(ベヴァレッジ流の福祉国家を目指して大きな政府をもたらした)でもニュー・ライト(規制緩和し自由な市場を強調して小さな政府を唱道した)でもなく、市場と国家を補完軸としてとらえ、それらにコミュニティを加えた三者のパートナーシップの役割を強調した。そして、市民の自発性にもとづくボトムアップの参加型社会として、すべての人が排除されない包摂的社会として市民社会を再生することが目指された。

ギデンズら国際的にも著名な社会学者が「社会的排除」という語を多用するようになり、従来の「貧困」概念を押しつけて「排除」概念が社会科学の学問領域でも主流の地位を占めるようになった。ギデンズの『第三の道』では福祉国家の再考が大きなテーマのひとつとして論じられており、その際に中心概念として用いられているのが「社会的排除」であった⁽²³⁾。『第三の道』は、イギリスの労働党がニュー・レイバーと称して旧来の労働党の政策から脱し、あらたな政策を掲げて政治運営を行おうとした際のマニフェストという性格を有し、当時のイギリスの政治的戦略を読み取ることができる。ギデンズの著書にはソーシャル・キャピタルという用語は登場しないが、包摂的社会、アクティブな市民社会、ポジティブな福祉社会を目指して社会的投資の重要性が強調されており、「社会的投資国家(social investment state)」の概念はソーシャル・キャピタル概念を含んだものといえる⁽²⁴⁾。

1.4 欧州委員会による社会的排除概念

EUは1980年代の後半から、ドロール欧州委員会委員長のもとで所得に視野を限定した静態的な「貧困」概念に代えて多次元的で動態的なアプローチに関心を寄せ、「社会的排除」という

言葉を公式文書において使い始めた⁽²⁵⁾。そして貧困と社会的排除に取り組むための加盟国政府の政策を調整しようと試みている。

EUによる社会的排除の定義は、1992年の文書「連帯の欧州を目指して：社会的排除に対する戦いを強め、統合を促す」に見ることができる。「社会的排除は、過程と、結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。(中略)社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から、個人や集団が排除されていく次元的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、住居、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである」⁽²⁶⁾。

ここで本稿が目指したいポイントは以下の2点である。第一に、文書のタイトルが示すように、社会的排除がEUレベルで取り組まれるべき課題になっているということである⁽²⁷⁾。従来、EUによる社会政策は、共通市場のもとでの労働力の国境を越えた移動に関連する限りにおいて進められてきた⁽²⁸⁾。貧困や社会的排除のような問題は、主に各加盟国政府による権限の範囲であるとみなされてきたのである。しかし、このタイトルからは、欧州統合を促進するための様々な方策のひとつとして、社会的排除への取り組みが認識されていることが見て取れる。

第二に、「貧困」を低所得という次元にとどまらず、より多元的に、様々な社会的関係からの排除に起因するととらえていることである。つまり「新しい貧困」を克服する手段としては労働市場への参加だけでなく、情報へアクセスする機会の不平等、新しい資格や技能を修得することの困難、身体的および精神的健康問題などへの取り組みも射程に入れている。

途上国の貧困や排除の研究者であるバラとラペールによれば、「新しい貧困」は経済的次元だけでなく社会的次元を含んでおり、この2つの次元は社会的排除問題の経済的、社会的、政治的、文化的側面やそれらが絡み合った側面をとらえようとするものである。そして長期失業と仕事の不安定さは、経済的次元と社会的次元の結びつきを示す主要な要素である⁽²⁹⁾。生産システムからの排除と社会的剥奪は、社会的排除へと導く2つの重要な過程である⁽³⁰⁾。

ここで社会的排除が単なる貧困概念の拡張に過ぎないのか、そして生産システムや労働市場に参加すれば人々は社会的に包摂されるのかという疑問が生じる。この疑問に対してバラとラペールは、社会的排除概念の中心には経済的な問題と社会的な問題があり、さらに「社会と個人との関係に加えて、個人と国家との関係のあり方を決定する市民的・政治的権利やシティズンシップといった政治的側面をふくんでいる」という見解を示している⁽³¹⁾。

2. 社会的排除概念に関するパラダイム

シルバーによる3つのパラダイム

既述のように、「社会的排除」には現在までのところ定義が存在しない。しかし、アメリカの社会学者であるシルバーはヨーロッパやアメリカの議論を踏まえて、社会的排除が「連帯パラダイム」、「特殊化パラダイム」、「独占パラダイム」という3つのパラダイムから定義されていることを明らかにした⁽³²⁾。

第一の「連帯パラダイム」は、個人と社会の間の社会的な結びつきの欠如という観点から排除を説明している。これはフランスの共和主義の思想に深く根ざしている。フランスにおける議論では、排除は連帯にもとづく人々のつながりの断絶とみなされる。したがって、社会的排除は国家が社会的結束を保護するのに失敗したことの現れとみなすことができる。こうした社会的連帯に関する考え方は、フランスの社会学者デュルケームの影響を受けている。19世紀において社会は、「機械的連帯 (solidarité mécanique)」から「有機的連帯 (solidarité organique)」へ移行した。近代以前の伝統的社会においては機械的連帯が形成されており、社会全体は共同体的とされる社会的紐帯 (lien social) によって成立していた。そこでは、集合意識が個人の意識を包み込んでおり、このことが共同体の強力な内部結束を生み出していた。これとは対照的に、近代社会は、労働の社会的分割に基づき構築された社会であり、各社会職業グループにおいても、集団意識はたいてい個人の意識によって覆われるようになった。そのため連帯はもはや「機械的 (mécanique)」には作用しない。そこでは社会秩序は、共有された価値および権利の核心となるような部分を基礎にして創り上げられた規範的なものとみなされている。それは、国民のコン

図表2 シルバーによる社会的排除の3つのパラダイム

	連帯パラダイム	特殊化パラダイム	独占パラダイム
統合をめぐる概念	社会的連帯／文化的境界	特殊化／相互依存	独占／社会的閉鎖
統合の要因	モラルに基づく統合	交換	シティズンシップの諸権利
イデオロギー	共和主義	自由主義	社会民主主義
言説	排除	差別／アンダークラス	新しい貧困／不平等／アンダークラス
関連する思想	ルソー／デュルケーム	ロック／功利主義	ウェーバー／マーシャル
* 排除の要因	国家による社会的結束保護の失敗	差別、市場の失敗などシステムの「歪み」	ひとつの集団による利益の独占
* 包摂のための政策	参入／統合／普遍主義的な権利・義務	福祉の縮小「労働福祉」	シティズンシップの篡奪
* 議論がなされた国	フランス	イギリス・アメリカ	西欧の福祉国家

出所：(Silver 1994: 540, Silver 1995: 62-70, バラ&ラペール 2005: 10-15, 福原 2007: 21-24)

注：*の項目は筆者による加筆

センサス、つまり個々人の差異や関心がどのようなものであれ、個人を社会へと結びつける良心を前提としている。連帯のためには、各個人が社会領域でその機能の不可欠な要素として参加している実態と認識が不可欠である。グループは、正式な構成員という実態と意識の双方の社会的紐帯を涵養しなければならない。この社会的紐帯が形成されている状態が「有機的連帯」である。

社会的紐帯が形成された社会的結合がなされるためには、個人レベルでは「参入」が必要になる。参入（包摂とほぼ同義）とは、社会のそれぞれの場面で他者の間、あるいは他者の側に自分を形成する行為である。たとえば雇用の場を確保するといったことである。連帯の議論では、社会階級間の対立、キリスト教的慈善、自由主義的個人主義を拒否する。それは個人責任と集団責任との関係という2種類のあいだの関係に基づいている⁽³³⁾。国家は、個人と社会との間の社会的つながりを維持し、社会的統合を促進するうえで重要な役割を果たす。具体的には、工業社会から生じるリスクに対して個人を保護することである。それと同時に個人的責任も重要であり、個人は社会的保護を享受するためには労働市場への参加を通じて社会的規範を尊重しなければならない。排除に関するフランスの議論は、個人責任と集団責任との間にあるこうした責任に根差しているのである。フランスで社会的排除への対策として導入されている参入最低限所得(RMI)プログラムは、このような考え方を基礎としている。

第二の「特殊化パラダイム」は、差別、市場の失敗、実効性をもたない権利といったさまざまな歪みから排除を説明する。このパラダイムは、アメリカで支配的な自由主義学派に深く根ざしている。フランスの共和主義的観念とは異なり、アングロサクソンの伝統では、社会統合は自由に選択された個人と社会との関係という観点から考えられる⁽³⁴⁾。そこでの社会は、市場内で競争する原子化された諸個人の集まりとみなされる。自由主義の議論では、個々人の権利と義務が強調され、社会的つながりは自由な諸個人間の自発的な契約上のやりとり以外には存在しないとされる。しかし、自由主義のパラダイムは支配や搾取という考えは否定している。こうした社会において、排除とは社会の構造的過程でありえず、自発的な個人の選択や行為主体同士の契約的關係を反映するものであり、差別、市場の失敗、実効性をもたない諸権利といったシステムの「歪み」を反映しているということになる。

自由主義のパラダイムにおいて排除された人々には、2つの異なる集団が存在する⁽³⁵⁾。ひとつ目の集団は、差別に苦しむ人々、もしくは障害を持っていたり何らかの不利な状況に置かれていたりして必要な能力をもたない人々である。ふたつ目の集団は、公的扶助がもたらす負のインセンティブ効果のせいで、社会的・経済生活に参加する機会を利用しないという選択する人々である。後者のように排除された人々は「アンダークラス」と呼ばれ、しばしば議論の対象となる⁽³⁶⁾。「アンダークラス化」という言葉は、歴史的には1980年代以降にアメリカで使われるようになった用語で、この用語自体、賛否両論の議論がアメリカ国内外でも多く繰り広げられている。ポスト工業化の時代、アメリカでは製造業が縮小し、失業や半失業の状態に慢性的に置かれる人々が

増加したが、これらの不安定な状態に身を落とした人々を、労働者階級にも属さない人々という意味で「アンダークラス」という用語を用いたのである。自由主義的な立場からは、公的扶助が労働よりも魅力的なものになることで人々に国家へ依存する文化を生んでしまったという批判がなされる。そのため、「アンダークラス」という用語は、労働意欲がなく働かない人々というニュアンスを多分に含み、スティグマのある用語となった。

したがって、このパラダイムにおける社会的包摂のための政策としては、福祉国家の縮小を通して、社会保険システムが生み出す本来の効果とは相いれない歪んだ効果を克服することである。つまり、国家の介入は、個人の権利を保護したり、差別を阻止したり、個人が自らの潜在力を活かせるように支援したりするためにのみなされるべきであるということになる。このような観念が基本となり、アングロサクソン諸国では「労働福祉」という考え方が現れる。「労働福祉」とは、社会保障給付の条件として受給者に就労を課すような雇用志向の社会政策である。

第三の「独占パラダイム」は、排除を自分たちの利益のために資源を独占する一部の集団（インサイダー）との関連で説明する。このパラダイムは西欧諸国において支配的である。このパラダイムは、かなりの部分でウェーバーの「社会的閉鎖」に関する理論がベースになっている。社会的集団は物質的な利害関心にしたがって互いに交流しあう。その中で、ひとつの集団が利益を独占しようとするのである。財産の不平等な配分は、「裕福でない者を高価な財をめぐる競争から排除する。つまり、財産の不平等な配分は、その所有者に有利に働き、実際彼らにそのような財を獲得する独占権を与えるのである」⁽³⁷⁾とウェーバーは述べるように、閉鎖とは、経済的、社会的機会からアウトサイダーを排除することを意味し、あらゆる集団は、他の経済的、社会的集団が経済的、社会的機会にアクセスするのを制限することで報酬を最大化する。

社会的閉鎖を排除や篡奪の観点から解釈したパーキンによれば、篡奪は排除の避けられない結果である。篡奪は、アウトサイダーが排除に抵抗したり、排除を克服しようとしたりする過程である⁽³⁸⁾。たとえば、組織された労働者による異議申し立てやストライキ、女性運動の成長、承認を求めてエスニック・マイノリティが形成する集団は、社会的閉鎖に関わる2つのプロセスである排除と篡奪の間での関係である。ただし、この2つの側面は、重要な意味において異なっており、排除による閉鎖は「上から下へと向かう」権力の嚆矢を含んでいるのに対し、特権をもたない人々による対抗的な活動（篡奪）は「下から上へと向かう」権力の行使を表している⁽³⁹⁾。

3. 社会的排除概念に関する言説

レヴィタスによる3つの言説

イギリスの社会学者レヴィタスは、1990年代のイギリス労働党内には社会的排除をめぐる「再配分主義言説 (redistribution discourse)」、 「道徳的アンダークラス言説 (moral underclass discourse)」、 「社会統合主義言説 (social integration discourse)」と3つの言説があることを

明らかにした⁽⁴⁰⁾。

「再配分主義言説」は、社会的排除の原因として貧困に着目し、生活扶助水準の改善と公的・私的サービスの水準の引き上げにより現金や現物などの資源を増やし、福祉政策による所得保障を目指すものである。再配分主義からの貧困に関する研究者であるタウンゼントは、貧困というよりはむしろ剥奪としての貧困を定義した⁽⁴¹⁾。タウンゼントによれば、重要なことは人々が消費生活に参加する十分な資源を持つことや、その社会のメンバーとして期待されるものを満たすことである。つまり、不平等とは共同体参加の機会の低さであり、貧困とは共同体生活からの撤退を意味する。この言説では、排除の補完物としてシティズンシップを提起し、経済的シティズンシップだけでなく社会的、経済的、文化的シティズンシップに言及する。したがって賃労働だけでなく無賃労働に従事する人々の包摂をも視野に入れている。また、不平等の批判にまで範囲を広げ、その不平等を生じさせるプロセスに焦点をあて、不平等の軽減や資源や権利の再配分を主張する。これは労働党の伝統的な立場である。

「道徳的アンダークラス言説」は、社会全体の構造よりも排除されている者自身の逸脱した価値観や道徳的怠慢に焦点をあて、福祉給付、不服従に対する懲罰、個人に対するソーシャルワークの充実により福祉依存者などの態度を改善することを主張する。この言説では、福祉手当は国家への「依存」を招き、受給者にとって良いことではないとされる。いわゆる「貧困の罠」である。しかし、国家への依存は問題であると認識される一方で、女性や子供が男性に依存するというような個人的な経済的依存は問題とされない。つまり、稼ぎ手である男性に対して、努力や勤勉さに価値を求めない逸脱した価値観や道徳的怠慢を改善させるべく、影響を与えることが主眼とされている。ここではアンダークラス化した人々に焦点を当てるため、それ以外の社会の不平等には目を向けられない。この言説は、道徳的コミュニティ論を展開するエチオーニらのコミュニティリアンの議論と結びついており、ブレア政権下で社会的な困難を抱えた地域の人々や犯罪に対して、警察力ではなく、コミュニティ力を高めることで解決をはかろうとする施策へとつながった⁽⁴²⁾。

「社会統合主義言説」は、失業や就業活動に参加できないなど労働市場に参入できない状態を排除としてとらえる。したがって、排除の解決すなわち包摂のための方策としては、賃労働に就くことが重視される。この言説の特徴は、社会的排除・包摂の問題は賃労働への参加の問題に限定されることである。再配分主義言説とは異なり、福祉手当によって生活レベルを向上させることにより貧困を軽減することは考えない。したがって、賃労働者間の不平等を不可視化させるだけでなく、ジェンダー間の不平等も不可視化してしまう。

また、一般的に女性に多い無賃労働に従事する人々の問題を十分にとらえることもできない。無賃労働とジェンダーによる作業分配は考慮されないため、結果として家事や子育て、介護を受け受ける女性のトータルな作業負荷を増加させることにもなる。

この議論は、ギデンズの「社会投資国家」によって補強された⁽⁴³⁾。ギデンズは、排除を最も

図表3 レヴィタスによる社会的排除の3つの言説

	再分配主義言説	道徳的アンダークラス言説	社会統合主義言説
排除の要因	貧困／不平等	努力・勤勉に価値を置かない態度	雇用機会の不平等／労働市場に参加できない状態
イデオロギー	社会民主主義	保守主義／自由主義	第三の道（政府・市場・市民秩序のバランス）
包摂のための要因	権力と富の再配分／受動的シティズンシップ	道徳的・文化的態度の変更	就労／能動的シティズンシップ
政策	所得再配分	個人に対する支援・ソーシャルワーク	所得の再配分から機会の再配分へ

出所：(Levitas 2005: 7-28, ギデンズ 2003, 福原 2007: 24-26) をもとに筆者が作成

劣悪な都市内の地域や近隣が社会の他の領域から物理的に分離されていることととらえつつ、もうひとつの排除は通常の労働市場へ参入する機会が奪われていることとして理解している。そして社会的排除メカニズムに対抗することは、「個人の責任」, 「権利と責任を結びつける新しい社会契約」が福祉制度に組み込まれるべき, 「福祉は自律のための支援を提供するべきである」というアメリカのニュー・デモクラツツ⁽⁴⁴⁾の考えに共感を示している。ブレア労働党政権において実行されたのは、サッチャー保守政権から引き継いだ均衡財政を基調とするネオ・リベラルな財政運営であり、それを前提とした一連の「福祉から就労へ」の政策である。こうした考えが、社会統合主義言説の根幹をなしている。

おわりに

本稿では、明確な定義がなく曖昧な社会的排除という概念を理解すべく、社会的排除が議論されてきた歴史といくつかの代表的なパラダイムや言説を整理することを試みた。そして、そこから紡ぎだされた共通するいくつかの糸があった。

第一に、社会的排除の議論の背景にはグローバル化に伴う社会的、経済的構造変化、福祉国家のあり方がもたらすシティズンシップへの影響というものを考察することが不可欠であることが明らかとなった。

第二に、筆者が将来最終的に明らかにしたいと考えている EU における社会的排除を考察するにあたっては、フランスの社会学者たちによる社会的排除の議論とイギリスの特にブレア労働党政権による社会的排除をめぐる議論が大きな影響力を持っている。しかし、フランスとイギリスでは、社会的排除に対する社会や国家のスタンスが異なっていることにも注意が必要である。フランスでは、社会または国家がその責任において排除された者の社会的・職業的参入を支援すべきだと考えられている。それに対し、イギリスでは、個人は経済的自立に責任を負い、国家がそれを全うしようとする個人を支援するというスタンスを取っている。共通しているのは、就労

支援を重視しているという点である。いわゆる「労働福祉」であるが、前提としている社会のパラダイムがフランスは連帯社会、イギリスは市場社会と異なるため支援策は異なってくる。ここでは詳しく論じることはしないが、「労働福祉」についてはフランスは大陸欧州型、イギリスはアメリカ型に近いモデルに分類することができる。

第三に、社会的排除をめぐるシルバーによる3つのパラダイムとレヴィタスによる3つの言説にはそれぞれ関連性が見られる。シティズンシップ、社会的権利、社会正義といった概念を大切にするという点で独占パラダイムと再配分主義言説には親和性が見られ、道徳的な言説を用い、アンダークラスや依存文化といった分裂かつスティグマを与える語句で排除されたものを社会の主流と文化的に違う存在として描き出すという点で特殊化パラダイムと道徳的アンダークラス言説には高い親和性が見られる。他方で、排除された者を再び統合するのは国家の責任であると強調する共和主義的シティズンシップを前提とする連帯パラダイムと、社会統合において一義的に賃労働からの排除の問題に焦点を当てる傾向のある社会統合主義言説は相反する関係が見られる。前者はフランス的な立場であり、後者はイギリスのブレア政権下で最も重視された立場である。また、前者はEUの社会的排除に支配的影響力をもっており、後者は公式のヨーロッパの政策文書への影響が強くと見られるといわれる⁽⁴⁵⁾が、この点に関しては別稿で詳しく論じたい。

《注》

- (1) Evans, Martin (1998). *Behind the rhetoric: the institutional basis of social exclusion and poverty*. IDS Bulletin, 29(1), pp. 42-9.
- (2) 菊地英明 (2007) 『『社会的排除——包摂』とは何か—概念整理の試み』, 日本ソーシャルインクルージョン推進会議編集『ソーシャル・インクルージョン—格差社会の処方箋』中央法規, p. 182
- (3) Berghman, Jos (1995). "Social Exclusion in Europe; policy context and analytical framework", in Room, Graham (ed.) *Beyond The Threshold; The Measurement and Analysis of Social Exclusion*, The Polity Press, p. 21
- (4) Lenoir, Réne (1974). *Les Exclus: un Français sur dix*. Seuil. フランス人にとって、Exclusion または Exclue (排除された人々) は目新しい言葉ではなく、あらゆる原因で「経済成長の果実を手に入れる術をもたない人々」に対して長年用いられてきた。ルノワールの著書は、フランス社会において容認しがたい最悪な状況にある特定の人々が Exclue 言われる人の数が 10 人に 1 人を占めると主張しており、そのことがフランス社会に衝撃を与えた。
- (5) アジット・S・バラ, フレデリック・ラペール著, 福原宏幸, 中村健吾監訳 (2005) 『グローバル化と社会的排除』昭和田, p. 3
- (6) Esping-Andersen, Gosta (1999). *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford University Press, pp. 1-3.
- (7) 新川敏光 (2003) 「グローバル化の中の福祉国家」, 『季刊家計経済研究』No. 59, Summer, p. 12
- (8) 前掲書, 新川, p. 12
- (9) 前掲書, バラ, ラペール, p. 4
- (10) 新川敏光 (2004) 「福祉国家の危機と再編——新たな社会的連帯の可能性を求めて——」, 齋藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, p. 15
- (11) 同上

- (12) 前掲書, バラ, ラペール, p.6
- (13) Rapport du groupe technique préidé par Philippe Nasse (1992). *Exclus et exclusion, connaître les populations, comprendre les processue*, La documentation Française, p. 17.
- (14) ibid.
- (15) Paugam, Serge (1996). Pauvreté et exclusion. La force des contrastes nationaux in même auteur (dir.), *L'exclusion, L'état des saviors*, La découverte.
- (16) Castel, Robert (1995). *Les metamorphoses de la question sociale. Une chronique du salariat*, Fayard.
- (17) RMI とは (le revenu minimum d'insertion) の略。これは、著しく困難な状況にある者に最低限の生活を保障するとともに、社会参入、主に就業を促進し、社会・経済的な自立を促す制度として 1988 年に創設されたフランスの制度である。
- (18) 前掲書, 福原, p.42
- (19) 宮川公男 (2004) 「ソーシャル・キャピタル論 — 歴史的背景, 理論および政策的含意」宮川公男／大守隆編『ソーシャル・キャピタル — 現代経済社会のガバナンスの基礎』東洋経済新報社, p.27, Levitas, Ruth (2005). *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour, second edition*, Palgrave Macmillan, p.29.
- (20) Demos の報告書では、このような社会的弱者だけでなく、社会の最上層部に位置するような富裕層が、社会参加にともなう負担を避けるために、自らを社会的に排除させるという現象も報告されている。Demos (ed.) (1997). *The Wealth and Poverty of Networks: Tackling Social Exclusion*, Democ Collection 12, Demos.
- (21) 前掲書, 福原, p.43, 菊地英明「排除されているのは誰か? — 「社会生活に関する実態調査」からの検討 —」国立社会保障・人口問題研究所 (2007) 『季刊・社会保障研究』Vol.43, No.1, Summer, p.5
- (22) 前掲書, 宮川, p.29
- (23) Giddens, Anthony (1999). *The Tird Way The Renewal of Social Democracy*, Polity. ギデنز, アンソニー, 佐和隆光訳 (1999) 『第三の道—効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社
- (24) 前掲書, 宮川, p.30
- (25) たとえば下記のような欧州委員会や欧州理事会による公式文書によって「社会的排除」への言及がなされている。European Commission (1989) 'Community Charter of the Fundamental Social Rights of Workers', COM (1989) 471. Brussels: European Commission. Council of EU (1989) 'Resolution of 29 September 1989 on Combating Social Exclusion', OJC 277, Luxembourg: Office for Official Publications of the EC.
- (26) COM (1992) 542 final, *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*, p.8. 日本語訳は中村健吾 (2002) 「EU における『社会的排除』への取り組み」『海外社会保障研究』141号, p.59 を引用。
- (27) 2000年3月のリスボン欧州理事会は「雇用, 経済改革, そして社会的結束」をテーマとしており、社会的結束をとともなう持続可能な経済成長と競争力に富んだ知識依存型経済の実現という目標を掲げた。いわゆるリスボン戦略である。これを実現するひとつの方策として社会的排除への取り組みが位置づけられた。2001年から、各加盟国政府は「貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン」を欧州委員会に提示することが義務付けられている。European Commission (2001) 'Communication from the Commission to the Council, The European Parliament, The Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Draft Joint Report on Social Inclusion', COM 565 final,. この背景については小玉徹・中村健吾・都留民子・平川茂編著 (2003) 『欧米のホームレス問題 (上) — 実態と政策 —』法律文化社, 第I編第1章を参照。
- (28) たとえば 1957 年調印の欧州経済共同体設立条約 (ローマ条約) によって、域内市場での国境を越

えた労働力の移動と競争力の高まりにともなう産業空洞化や失業に対応するための構造基金「欧州社会基金（ECF）」が創設された。ESF は創設から今日まで EC の政策に沿って加盟国政府や NGOs による雇用創出ないし就労支援プロジェクトに財政的支援を行っている。しかし概して各加盟国政府は社会政策に関する権限を EEC に付与することに関しては厳しい態度であった。

- (29) バラ, ラベール, 前掲書, p. v
- (30) バラ, ラベール, 前掲書, p. 2
- (31) バラ, ラベール, 前掲書, pp. 16-21。彼らの見解の背景には、タウンゼントの「相対的剥奪」概念やセンの「ケイバビリティ」概念という視点からの貧困をめぐる議論がある。
- (32) Silver, Hilary (1994) “Social Exclusion and Social Solidarity: Three Paradigms”, *International Labour Review*, no. 133, Silver, Hilary, (1995) “Reconceptualizing social disadvantage: Three paradigms of social exclusion”, in Rodgers Gerry, Gore Charles and Figueiredo José B. (ed.) *Social Exclusion: Rhetoric, Reality, Responses*, International Institute for Labour Studies, United Nations Development Programme. バラ, ラベール, 前掲書, pp. 10-15.
- (33) 前掲書, バラ, ラベール, pp. 13-12.
- (34) op. cit. Silver, p. 18
- (35) 前掲書, バラ, ラベール, p. 13
- (36) アメリカでは国家の介入の結果であり、公的扶助が依存の文化を生み出すという自由主義的立場からの批判と議論がなされる。Murray, Charles (1984). *Losing Ground: American Social Policy 1950-1980*, Basic Books.
- (37) Weber, Max, (1978). *Economy and Society: An Outline of Interpretive Sociology*, University of California Press.
- (38) Parkin, Frank (1979). *Marxism and Class Theory; A Bourgeois Critique*, New York: Columbia University Press.
- (39) バラ, ラベール, 前掲書, p. 14
- (40) Levitas, op. cit.
- (41) Townsend, Peter (1979). *Poverty in the United Kingdom*, Penguin. pp. 9-28
- (42) 福原, 前掲書, p. 24
- (43) 同上, p. 25
- (44) アメリカのニュー・デモクラツや「福祉から労働へ」に関しては、宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学：自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房が詳しい。
- (45) リスター, ルース著, 松本伊智朗監訳, 立木勝訳 (2011) 『貧困とはなにか 概念・言説・ポリティクス』明石書店, p. 119

参考文献

- アジット・S・バラ, フレデリック・ラベール著, 福原宏幸, 中村健吾監訳 (2005) 『グローバル化と社会的排除』昭和堂.
- 菊地英明 (2007) 『「社会的排除——包摂」とは何か——概念整理の試み』, 日本ソーシャルインクルージョン推進会議編集『ソーシャル・インクルージョン——格差社会の処方箋』中央法規, pp. 182-202.
- 菊地英明 (2007) 「排除されているのは誰か? ——「社会生活に関する実態調査」からの検討 ——」国立社会保障・人口問題研究所『季刊・社会保障研究』Vol. 43, No. 1, Summer, pp. 4-14.
- ギデンズ, アンソニー著, 佐和隆光訳 (1999) 『第三の道——効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社.
- 小玉徹・中村健吾・都留民子・平川茂編著 (2003) 『欧米のホームレス問題 (上) ——実態と政策 ——』法律文化社.
- 新川敏光 (2003) 「グローバル化の中の福祉国家」, 『季刊家計経済研究』No. 59, Summer, pp. 12-20.

- 新川敏光 (2004) 「福祉国家の危機と再編 — 新たな社会的連帯の可能性を求めて —」, 齋藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, pp. 13-53.
- 都留民子 (1994) 『フランスの貧困と社会保護』法律文化社, 2000 年.
- マーフィー, レイモンド著, 辰巳伸知訳『社会的閉鎖の理論 — 独占と排除の動態的構造』新曜社.
- 中村健吾 (2002) 「EU における『社会的排除』への取り組み」『海外社会保障研究』141 号.
- マーフィー, レイモンド著, 辰巳伸知訳 (1994) 『社会的閉鎖の理論 独占と排除の動態的構造』新曜社.
- 宮川公男 (2004) 「ソーシャル・キャピタル論 — 歴史的背景, 理論および政策的含意」宮川公男／大守隆編『ソーシャル・キャピタル — 現代経済社会のガバナンスの基礎』東洋経済新報社, pp. 3-53.
- 宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学：自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房.
- リスター, ルース著, 松本伊智朗監訳, 立木勝訳 (2011) 『貧困とはなにか 概念・言説・ポリティクス』明石書店.
- Berghman, Jos (1995). "Social Exclusion in Europe; policy context and analytical framework", in Room, Graham (ed.) *Beyond The Threshold; The Measurement and Analysis of Social Exclusion*, The Polity Press, pp. 10-28.
- Castel, Robert (1995). *Les métamorphoses de la question sociale. Une chronique du salariat*, Fayard.
- European Commission (1992). *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*, COM 542 final.
- European Commission (2001). 'Communication from the Commission to the Council, The European Parliament, The Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Draft Joint Report on Social Inclusion'. COM 565 final.
- Council of EU (1989) Resolution of 29 September 1989 on Combating Social Exclusion, OJC 277, Luxembourg: Office for Official Publications of the EC.
- Demos (ed.) (1997). *The Wealth and Poverty of Networks: Tackling Social Exclusion*, Democ Collection 12, Demos.
- Esping-Andersen, Gosta (1999). *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford University Press.
- European Commission (1989) Community Charter of the Fundamental Social Rights of Workers, COM (1989) 471. Brussels: European Commission.
- Evans, Martin (1998). *Behind the rhetoric: the institutional basis of social exclusion and poverty*. IDS Bulletin, 29(1).
- Giddens, Anthony (1999). *The Tird Way The Renewal of Social Democracy*, Polity.
- Lenoir, Réne (1974). *Les Exclus: un Français sur dix*. Seuil.
- Levitas, Ruth (2005). *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour*, second edition, Palgrave Macmillan.
- Murray, Charles (1984). *Losing Ground: American Social Policy 1950-1980*, Basic Books.
- Parkin, Frank (1979). *Marxism and Class Theory; A Bourgeois Clitique*, New York: Columbia University Press.
- Paugam, Serge (1996). Pauvreté et exclusion. La force des contrastes nationaux in même auteur (dir.), *L'exclusion, L'état des saviors*, La découverte.
- Rapport du groupe technique préidé par Philippe Nasse (1992). *Exclus et exclusion, connaitre les populations, comprendre les processue*, La documentation Française.
- Silver, Hilary (1994) "Social Exclusion and Social Solidarity: Three Paradigms", *International Labour Review*, no. 133, pp. 531-569.
- Silver, Hilary (1995) "Reconceptualizin social disadvantage: Three paradigms of social exclusion", in Rodgers Gerry, Gore Charles and Figueiredo José B. (ed.) *Social Exclusion: Rhetoric, Reality*,

Responses, International Institute for Labour Studies, United Nations Development Programme, pp. 57-80.

Townsent, Peter (1979). *Poverty in the United Kingdom*, Penguin.

Weber, Max, (1978). *Economy and Society: An Outline of Interpretive Sociology*, University of California Press.

(原稿受付 2018年5月30日)

羽二重産地における力織機化と工場制

— 産業集積の観点から —

小木田 敏彦

要 旨

力織機化は「問屋制」から「工場制」への転換点とされてきた。この考え方は「工場制」の本質が垂直統合だとする前提に立っている。しかし、この前提は羽二重産業には当てはまらない。そこで、本稿では「工場制」の本質が水平統合だとする前提に立って、力織機化の意義について再検討した。産業集積により中間投入財を供給する地域市場が成立し、企業が中間投入財を外部市場から調達した方が合理的な環境になれば、産業組織において垂直非統合が生じ得る。羽二重産地では原料生糸や力織機、電力といった中間投入財に関して垂直非統合が確認された。また、福井産地では製織工程の垂直非統合により、「工場制」から「問屋制」への移行が生じた。

機業家から見た場合、「工場制」は「奉公」という労働力供給システム、そして「問屋制」は「余業」という労働力供給システムに依拠していた。他方で、女性労働者から見た場合、「工場制」は主に未婚者の通勤、あるいは寄宿の労働、そして「問屋制」は主に既婚者の在宅労働という就業形態を意味した。「奉公」という労働力供給システムの利用には女工の確保・育成に要する費用の負担が必要で、力織機化によって外部費用も発生した。このため、福井産地では「余業」という労働力供給システムが併用され、力織機化に並行して「問屋制」も拡大した。このように、「問屋制」と「工場制」はオルタナティブな関係にあったのではなく、機業家に多様な経営形態を、そして女性労働者に多様な就業形態を提供することによって、集積利益を生み出していた。

キーワード：産業集積，産業組織，力織機化，労働力供給システム，羽二重産業

はじめに

「問屋制」(＝市場)か「工場制」(＝企業)かの二者択一において、力織機化は「工場制」の選択と同義とされてきた⁽¹⁾。この二者択一は「企業」の本質が製織部門の「垂直統合 (vertical integration)」にあるとする暗黙の前提に立っている。これに対して、拙稿 (2017: 56-58) において、経営規模が福井県内最大の機業工場であった吉田郡森田村の森田合資会社に関して、その組織的な本質が「水平統合 (lateral integration)」にあったと指摘した。森田合資会社は力織機化に遥かに先立って誕生しており、以上の検討結果から次の2つの疑問が生まれる。ひとつは「企業」の本質が「水平統合」だとする前提に立った場合、力織機化は単なる技術選択の問題で

しかなくなってしまうのであろうかという疑問である。そして、もうひとつは「企業」の本質が「垂直統合」にないとした場合、生産要素を労働力のみに限定せずに、力織機化を産業組織論の観点から包括的に見直してみる必要があるのではないかという疑問である。

このうち第1の問題に関して、技術選択には「問屋制収益逡減説」（斎藤 1985）以外の説明が求められる。力織機化以前には「工場制」から「問屋制」への移行があったとするならば、「工場制」にも何らかの費用が発生していたはずである。織物業において双方の賃金は等しかったのであり、技術選択は賃金以外の何らかの費用との関係で検討しなければならない。これに対して、第2の問題に関しては、産業集積過程における「中間財供給（intermediate inputs）」の役割への注目が不可欠となる。一定数の機業家が集積すれば「市場」が成立し得るため、この「市場」を利用することで生産組織に「垂直非統合（vertical disintegration）」が生じ得るからである。したがって、産業組織における変化の問題は「問屋制」か「工場制」かという二者択一の観点からではなく、産業集積過程の中で把握しなければならない。以上の2点は従来之力織機化研究が見落としてきた問題である。

以上の問題について考察するために、本稿では以下のような手順をとる。まずI章では産業集積が産業組織に与える影響、つまり外部経済の問題について、理論的かつ実証的に検討を行う。理論的な枠組みはスティグラール（1975）に準拠することとし、力織機化期の羽二重産業を中心に、産業集積過程における「垂直非統合」について具体的に検討する。次にII章では力織機化の要因を中心に考察を行う。「工場制」の維持管理に要した費用について検討するには、「工場制」から「問屋制」への移行の分析が重要となる。産業集積論の観点に立った場合、この移行は「集中化された労働市場（labor market pooling）」における「垂直非統合」に他ならないのだが、本稿ではこの問題に関して福井産地で生じた力織機化と「問屋制」拡大の同時進行という現象を中心に検討を行うことにしたい。

I. 中間投入財の供給と産業組織の変容

1. 産業組織論の観点から見た産業集積論

スティグラール（1975）は産業組織論の分野で名高いが、実は産業集積論の先覚者でもあった。たとえば、第12章「分業は市場の広さによって制約される（The Division of Labor Is Limited by the Extent of the Market）」の第4節「その他の帰結（Wider Implications）」において、「地理的な集中（geographic concentration）」によって「特化の利益（the gains of specialization）」が生じること、および「地理的に集中している産業（geographically concentrated industries）」において「小規模工場（fairly small plants）や中規模工場（medium-sized plants）」が卓越する傾向があることについて論じている（スティグラール 1975: 176-177）。地理的特化と中小企業群の2点は実にマーシャル的である。また、「補助産業、補完産業（the

auxiliary and complementary industries) は、密接な協力関係のうちに (in intimate co-operation) 運営されるべきものであるから、地理的に離れていては (at a distance) 所期の目的を達成することができない」とも指摘している (スティグラー 1975: 176)。これはアルフレッド・ウェーバーが言う「接触の利益」にあたる。

スティグラーによる以上の産業集積論は「取引費用」概念を組み込むことで輪郭がより鮮明になる。そこでまずは「取引費用」概念の意義から検討しよう。「企業」の本質は「価格メカニズムを利用するための費用が存在する」(コース 1992: 44) ことにあるとされてきた。たしかにこうした「市場利用の費用 (marketing costs)」の負担は「企業」(=工場制) を誕生させる大きなインセンティブとして働き得る。しかし、工場制への転換によって、経営者は不利益をも被り得る。「生産要素を最も有効に利用し損なうこと」(コース 1992: 48)、つまり限定合理性によって資源の最適配分を実現し損ねるリスクが生じるからである。このため、コース (1992: 56) は「市場利用の費用 (=価格メカニズムを利用するための費用)」と「他の企業家による組織化の費用 (the costs of organizing by another entrepreneur)」が等しくなる点で「企業」規模が最適になると指摘する。ここには「工場制」(=企業) が「問屋制」(=市場)⁽²⁾ と併存し得ることが示唆されている。

スティグラーはマーシャル集積論の観点にアメリカ経済史の知見を加えた。これに「取引費用」概念を加味すると以下のような議論の展開になる。まず理論的に考えた場合、産業集積の初期段階では「中間投入財」が供給されないため、一般に「組織化の費用」よりも「市場利用の費用」の方が大きくなる傾向がある。「若い産業 (young industries) は新しい種類の、新しい種類の原材料を必要とするが、それを自ら作らなければならない。また、生産物の使用上おこる技術的な問題を克服しなければならないが、それらの生産物の潜在的な使用者がその問題を克服するのを待っているわけにはいかない」(スティグラー 1975: 172)。「新しい種類の、新しい種類の原材料」は「中間投入財」に該当するが、市場で調達することが不可能であるため、経営者は内部化を余儀なくされる。言い換えれば、「市場利用の費用」が無限大になるため、「企業」の方が合理的な選択になり、企業組織に「垂直統合」が生じる。

この「若い産業」の例として、スティグラー (1975: 173) はアメリカの「綿業用機械産業 (cotton textile machinery industry)」をあげている。「この産業は繊維産業の一部として発生した。つまり、それぞれの繊維工場 (each mill) が、そこで用いられるべき機械の建設と修理を行うための機械工場 (a machine shop) を建設したのであるが、それがこの産業の始まりである」(スティグラー 1975: 173)。この「繊維工場」とは紡織工場であり、「綿業用機械産業」は工作機械産業の起源であった。1820年頃、アメリカには工作機械専用メーカーなど存在しなかった。最初の工作機械工場はマンチェスター (ニューハンプシャー州) のアモスケイグ社 (the Amoskeag Manufacturing Company) やローウェル (マサチューセッツ州) のローウェル工場 (the Lowell Mills) のように、ニューイングランドの織物会社の敷地内に併設されていたの

であった（小木田 2016a: 77）。

アメリカの経済学者は歴史が有する理論的インプリケーションに注目してきた。ここは日本の経済学界や地理学界も学ぶべき点であると考えられる。そこでアメリカ初期資本主義に関して簡単に補足すると、もともとアメリカ最古の工業都市は北東部の滝線に沿いに点在していた。これは紡織工場等が豊富な水力を求めて集積したためである。このようにして、一定数の「繊維工場」が同じ地域に集積すると、「機械工場」が「繊維工場」から独立して「中間投入財」を供給し始めるようになる。つまり、需要が一定規模に達すると「原材料や設備（equipment）を供給すること、生産物を市場に出したり副産物を利用したりすること（the marketing of the product and the utilization of by-products）」などを「他の企業が行って利益をあげることができるようになる」ため、「それぞれを専門に行う人に委ねること（to be turned over to specialists）ができるようになる」（スティグラー 1975: 172-173）。こうして産業地域内で「中間投入財」が供給され、取引市場が成立すると、「組織化の費用」よりも「市場利用の費用」の方が小さくなるため、この製造部門を外部化することで企業組織に「垂直非統合」が生じる。

さらに補足すると、アメリカ初期資本主義を牽引した綿工業は金属・機械工業の技術的苗床であった。ロストウ（1961: 83-84）は「近代工学技術の継起（the sequence of modern engineering）のすべての段階のうちで鉄道が最も重要なものであった」と述べているが、その鉄道を生み出した工学的技術の基礎は「近代綿織物工業の要求や帰結（the requirements and consequences of modern cotton-textile industries）」に由来していた。アメリカの「綿業用機械産業」では「発展をたどると、次第に水平的および垂直的な特化（progressive specialism, horizontal as well as vertical）が進み、「動力機械（locomotives）、工作機械（machine tools）、繊維工場の設計（the designing of cotton mills）、直接販売（direct selling）などが、次第に初めの産業の活動から離脱していった」（スティグラー 1975: 173）。つまり、もともとの「企業」から種々の下請け産業（subsidiary industries）、補助産業（auxiliary industries）、補完産業（complementary industries）が独立し、独自に発展していったのである。

2. 日本の羽二重産地への適用

(1) 原料部門の「垂直統合」

マーシャル集積論には、産業集積の初期段階で「垂直統合」が生じ得ることが全く想定されていない。この理由は集積利益が暗黙の前提となっているからであって、「伝統的技能（hereditary skill）」という小見出しのついた段落の最後で、マーシャル（1966: 255）は「やがて近隣には補助産業（subsidiary trades）が起こって、道具や原材料（implements and materials）を供給し、流通を組織し（organizing its traffic）、いろいろな点で原材料の経済（the economy of its material）をたすける」と述べている。「原材料の経済」とは原材料を安価で入手する、あるいは原材料の無駄を省くことによって得られる利益のことである（小木田 2015）。しかし、

集積利益によって「補助産業」^③が起こらなければ、当該地域に「原材料の経済」が働くことはなく、原料部門において「垂直統合」が生じ得る。この好例として、まず宮城県の羽二重産業をあげることができる。

1909（明治42）年における宮城県の生産状況は、製造戸数36戸、手機177台、力織機354台、女工数463人であった。しかし、他県とは異なって産業集積の形態をとってはならず、「本縣ニ於ケル羽二重ノ主産地」は「岩沼町（名取郡）角田町、丸森町、藤屋村（伊具郡）白石町（刈田郡）古川町（志田郡）小野田村（加美郡）佐沼町（登米郡）石巻町（牡鹿郡）高清水町（栗原郡）亘理町（亘理郡）及仙台市等」に分散していた（生産調査会1911:268）。このため、「本縣機業家ノ特色」として、力織機工場をも含めて「自己ニ於テ製絲ヲナシ自己製造ノ生絲ヲ原料トシテ製織シ不足ノ分ハ之ヲ地方ノ製絲家ヨリ購入スルヲ普通ト」していた（生産調査会1911:271）。つまり、原料部門を「垂直統合」している点を産業組織論上の特徴としていた。特に小規模な手機は「殆ント一家ノ副業トシテ経営」されており、「養蚕時期ニアリテハ製織ヲ休ミテ養蚕並ニ製絲ニ従事シ自己製造ノ生絲ヲ原料トスルノ外不足ノ原料ヲ購入シテ羽二重ノ製織ヲナス」状況であった（生産調査会1911:285）。

原料部門の「垂直統合」は初期段階の金沢羽二重産業にも見られた。金沢における羽二重生産は「明治十三年士族授産期及官金七万円ヲ以テ」設立された興産社が、経営不振を打開するために「明治二十年ニハ小松町ヨリ輸出羽二重ヲ伝習シタ」ことに始まる（生産調査会1911:197）。羽二重に先立って明治7（1874）年に金沢製糸場が設立され、既に器械製糸が普及していた。このため、明治30年代初頭の金沢における「二大工場」であった大鋸谷機業場（130台）と葵工場（100台）では「自ラ羽二重織ヲナスガ故ニ自家原料ヲ以テ直ニ其ノ用ニ充」（高等商業学校1901:125）てており、大鋸谷機業場では「製糸工場の七十五人取のものを有し」ていた（福島県内務部1899:52）。他方、葵工場に関しては、加賀藩の家老職の長男であった本多政以が1887（明治20）年に士族授産のために養蚕業を起こし、1891（明治24）年には「製糸業を設け、釜数六十五を据」え、そして明治「三十年に進みて輸出織物の製造を創始」して「その工場を葵工場と名づけ」た（石川県1931:825）。

しかし、明治30年代に羽二重産業が急成長し、産業集積が進むとともに金沢では「垂直非統合」が進展していった。同様の変化は福島県川俣地方の副業農家にも見られた（小木田2012）。農商務省商工局（1896:80-83）によれば、もともと副業農家は「重に農間の余業にして養蚕、製糸より以て機織に至るまで皆な之を一家に辨し」ており、「機台の数は一二台より多きも三四台に過ぎ」なかった。原料部門が「垂直統合」されていた原因は「権原問題（entitlement problem）」^④にあり、川俣町に原料を引き寄せるだけの市場購買力が欠如していたからであった。しかし、力織機化後にこの問題が解決したことで「原材料の経済」が働くと、大正初期には「近来ハ自家産出ノ繭ハ之ヲ繰糸スルコトナク生繭ノ儘之ヲ売放チ原料糸ハ別ニ之ヲ買入スル傾向トナ」（日本銀行調査局1915:14）り、「垂直非統合」が進展していった。以上の例で明らかかなよう

に、まさに「分業は市場の広さによって制約される」のである。

(2) 力織機製造部門の「垂直統合」

羽二重産業では明治40年代に力織機化が急速に進展した。1909（明治42）年末に全国で7,705台の力織機が使用されていたのだが、機種別に見た場合そのうち3,626台（47.1%）が齋外式で、次いで1,201台（15.6%）が平田式であった（生産調査会1911: 325-327）。いずれも鶴岡で開発された機種であり、齋外式は齋藤外市が開発し1900（明治33）年に特許を取得していた。これに対して、平田式は平田米吉が開発した機種であり、特許の取得は1906（明治39）年であった。力織機開発の先駆者である齋藤外市に関して、生産調査会（1911: 290）は、1900（明治33）年7月に「西田川郡鶴岡町ニ工場ヲ設ケ電気動力ヲ利用シ力織機ヲ運転セシハ力織機成ノ創始ニシテ羽二重機業ニ一新紀元ヲ与ヘ」たと賛辞を惜しまない。上述の普及率に関するデータはこの賛辞を十分に裏づけている。

しかし、産業組織論的に重要なのは、齋藤外市が羽二重工場を経営していたという事実である。この工場が力織機製造部門をも「垂直統合」していたことになるからである。齋藤外市に関しては発明家や力織機製造業者としての側面が強調されがちであるが、実は優れた機業家でもあった（小木田2016b: 129）。たとえば、ある視察者は1903（明治36）年当時の「齋外式試験工場」を「模範トス可キ工場組織」と絶賛している（林1905: 34）。この視察者によれば、21台の力織機を「家族ヲ合セ僅カニ拾三人ノ従業員」で稼働させており、内訳は「整経掛り」1名、「綜統箆掛り」1名、「繰糸掛り」1名、「管巻掛り」3名に「幼年工女」1名、そして「機織掛り」7名であった（林1905: 34）。それぞれの「掛り」を合計すると14名になるので、「従業員」が13名で家族が1名だったようである。

このうち「整経掛り」とは経糸下拵、「綜統箆掛り」とは経糸を力織機に取り付ける役割であったと考えられる。これに対して、「繰糸掛り」と「管巻掛り」は緯糸下拵であったと推察され、見習女工が最初に担当する役割であったため「幼年工女」（林1905: 34）も含まれていた。ただし、一部工程で機械化が進展していたようであり、「齋外式自動管巻器ヲ使用セリ」（林1905: 34）とも記されている。また、「職工ノ半数ハ幼年ヨリノ年季奉公人ナレバ工場主トノ間ニ一種ノ云フ可カラサル親密ノ関係ヲ有シ」（林1905: 34）ていたと記されているので、以上の下拵女工は年季女工であったと考えられる。これに対して、「機織掛り」には出来高制度が採用されており、1名で力織機3台を担当していたことになる。「其働ラキ振りノ忠実ナル」点には目を見張るものがあり、「各々自治的ニ各分担作業ニ従事シ担当ノ作業終ラバ更ラニ他ノ作業ヲ補助シテ毫モ倦色ナシ」という状況であった、とこの視察者は報告している（林1905: 34）。したがって、生産実験の結果はひとまず良好であったと見ていいだろう。

この当時、力織機製造部門を「垂直統合」した機業工場は数こそ少ないものの、それほど珍しいわけでもなかった。たとえば、齋藤外市に技術改良を提案したものの、力織機設計のアーキテ

クチュアが根本的に異なったために拒否され、自ら大西式を開発した金沢市の機業家大西文次郎はその好例である（小木田 2016b）。また、1909（明治 42）年 12 月当時、後述する福井市の山口喜平は「山口式」力織機 20 台を使用しており、「同工場の機台は同氏考案を以て特に当地特産の諸羽二重に適当なる力織機にして軽便実用安価なるものを主眼として造りたるもの」であった（福島県 1910: 403）。「当地特産の諸羽二重」とは重目羽二重を指している。ただし、山口式の存在は福島県（1910）⁶⁾ 以外の資料で確認することができないので、共同開発者である鉄工所の名称で販売された機種、あるいは山口喜平が鉄工所に特注した機種であった可能性も否定できない。

スティグラの観点に立てば、力織機製造部門の「垂直統合」は産業組織論的に必然的な結果であって、産業集積論的に注目すべきはむしろ「垂直統合」に属さない事例の方にある。主要産業が発達する以前から「補助産業」が起こるという想定はスティグラにはない。しかし、津田式はその典型例であった。開発者である津田米次郎は器械製糸の開発・修理をも手掛ける純粋な機械工であった（小木田 2016b: 129）。橋野（2007: 7）はマーシャル的な集積が「市場」そのものであって、産地は「もっと有機的に組織されたものである」と指摘している。こうした潜在的需要に対する莫大な投資は経済的支援者がいてはじめて可能となる。津田式の場合、金沢市の実業家水登勇太郎がその役割を果たしていた。こうした言わば二人三脚の力織機開発の事例も珍しいものではなく、産業集積論的には大変に興味深いところではあるが、本稿の検討課題から逸脱するので割愛する。

3. 「中間投入財」としての電力

電力が供給されていない地域では、動力部門も「垂直統合」され得る。宮城県の羽二重産業はこの点においても好例と言える。表 1 にあるように、明治末の宮城県では動力として蒸気機関の他に、石油発動機や日本式水車が使用されていた。力織機化には電力会社が大きな役割を果たしたことが明らかにされているが、この意味でも宮城県の羽二重産業は特殊な存在であったと言う

表 1 宮城県の力織機工場（1909）

工場名	所在地	男工数	女工数	動力
榎若柳羽二重機業	栗原郡若柳町	3	30	蒸気機関
鎌田機業場	栗原郡高清水町	4	23	蒸気機関
佐沼織物生産販売所	登米郡佐沼町	3	33	石油発動機
佐藤機業所	玉造郡岩出山町	2	14	日本式水車
岩出山羽二重機業所	玉造郡岩出山町	3	13	日本式水車
古川織物合資会社	志田郡古川町	9	38	蒸気機関
児玉機業場	加美郡小野田村	2	26	日本式水車
早源羽二重機業場	黒川郡吉岡町	1	21	石油発動機
青葉羽二重工場	伊具郡大内村	3	13	日本式水車

〔出典〕農商務省商工局（1909: 514-515）より、筆者が作成。

ことができる。特に注目すべきは蒸気機関を使用する工場の経営状況である。「力織機五拾台ヲ使用シ輸出羽二重ヲ製織スルノ収支計算」⁽⁶⁾によれば、「原料」代として「経糸」や「緯糸」とともに「薪炭料」1疋あたり30銭、そして「工賃」として「火夫給料」1疋あたり5銭が計上されている（生産調査会 1911: 286）。このうち、「火夫」とは機関士を指しており、合計金額である35銭は「織賃」が1疋あたり50銭、「差引収益金」が1疋あたり16銭となっていることを考慮すれば決して小さな負担ではない。そして、問題は「薪炭料」と「火夫給料」は「組織化の費用」の一部にあたり、「蒸汽以外ノ原動力ニ依ルトキハ薪炭及火夫給料等ニ於テ多少節減スルコトヲ得ルモノ」（生産調査会 1911: 287）であったということである。

ここには「垂直非統合」の可能性が秘められている。たとえば、「力織機五拾台ヲ使用シ輸出羽二重ヲ製織スルノ収支計算」の備考欄には、1疋あたり5銭の「火夫給料」に関して「蒸汽ニヨルモノト見做ス若シ電気又ハ水車ナルトキハ機械ニ要スル費用ト見做スヘキ」（生産調査会 1911: 286）と記されている。「電気」を使用した場合の「機械ニ要スル費用」は、電力に関する「市場利用の費用」と解釈することができる。この根拠として次の2点を指摘することができる。まず、第1に「火夫給料」は「工賃」に計上され、「機械修繕費」1疋あたり10銭は「諸費」（＝諸経費）として別途に計上されているからである。したがって、メンテナンス費と「工賃」は明瞭に区別されていることがわかる。また、第2に「火夫給料」5銭という試算が、日本銀行調査局（1915: 26）が福島県の川俣羽二重産業⁽⁷⁾を例に行った試算における電力使用料とほぼ一致するからである。たとえば、電動機1馬力・力織機12台という前提で行った試算において、「動力代」は1疋あたり「三銭七厘強」、「モーター借料」は1疋あたり「二銭五厘」になっている。合計すれば6銭2厘であって、「火夫給料」より1銭2厘多いが、1疋あたり30銭という「薪炭料」の大きさと比較すれば誤差の範囲である。

したがって、電力会社が電力供給を開始すれば、ほぼ「薪炭料」の分「市場利用の費用」が「組織化のための費用」を下回るため、企業組織に「垂直非統合」が生じ得る。前述の「モーター借料」は既に「垂直非統合」が生じていることを物語っている。電動機を賃貸していたのは電力会社であって、川俣地方では「動力機」の「過半ハ電燈会社ヨリノ借入ニ係リ機業家ノ所有ニ属スルハ僅ニ二十機ニ過ギザルノ状況」であった（日本銀行調査局 1915: 36）。電力会社による電動機の賃貸サービスは福井県にも見られた。「福井市内」⁽⁸⁾で「使用する動力は重に電力にして京都電灯福井支社より供給」を受けており、「動力料」は「器械一切モートル付」の条件で、さらに「馬力の多き程割引」があった（福島県 1910: 397-398）。前述の山口喜平も「モートル付の機械会社持ち」という条件で電力を使用していた（福島県 1910: 405）。しかし、「郡部のごとき電力会社より遠隔の地方は遺憾ながら購使するを得ず」にいた（福島県 1910: 398）。

電力供給に伴う「垂直非統合」という観点は、産業地域における「元請一下請」関係の形成過程を検討する上でも重要となり得る。たとえば、マーシャル（1965: 146）は「電力その他の機関が動力の小口配給を行うこと（the retail distribution of force by electric or other agencies）」

によって現在工場内に行われている仕事の一部 (part of the work that is now done in factories) が労働者の家庭内で行われることにな」る可能性について言及している。つまり、電力供給に伴って「垂直非統合」が生じ、生産工程の一部が外注されるというシナリオである。この観点を取り入れるためには、「ほとんどの発明が、組織化の費用と、価格メカニズムを利用する費用との、両方を変える」(コース 1992: 62) という認識が不可欠となる。しかし、残念なことにはこの点は経済立地論の盲点となってきた。このため、コース (1992: 64) は「立地 (location) は、組織化のための費用に影響する諸要因のなかの 1 つにすぎない」と批判している。

ウェーバーの工業立地論に則して説明しよう。たしかに「立地」によって石炭の輸送費が軽減されれば、「組織化のための費用」は大幅に引き下げられる。このため、1840 年代に蒸気機関の燃費が大幅に向上したことを受けて、欧米では「家内工業制から工場制への移行 (the passage from the domestic system to the factory system)」が進展した (コース 1992: 63)。しかし、「市場利用の費用」を無視すると、電力供給に伴う「垂直非統合」を把握できなくなる。この結果、こうした変化とともに生じる「工場制から家内工業制へと移る (move from the factory system to the domestic system)」(コース 1992: 63) 過程を捉えることができなくなる。日本経済史においても「工場制から家内工業制へと移る」ことがありうると指摘がなされてきたが、実証研究の蓄積が進展しているとは言い難い状況にある。したがって、この問題について検討する際に「垂直非統合」は有効な視点となり得るものと期待される。

II. 集中化された労働市場と力織機化の理由

1. 産業組織と労働力供給システム

力織機化について検討する場合、「集中化された労働市場」の問題が非常に重要になる。羽二重産業における力織機化は国策として推進されたが、政策的意図には品質改善という経済政策の側面のみならず、労働条件の改善という労働政策の側面もあったからである (小木田 2016c)。労働政策としての側面が特に際立っていたのが福島県の川俣羽二重産業であった。川俣地方では年季制度の伝統が強固であったため、「奨励法を設け以て厚遇し職工をして自励自勤せしむるの域に至らしむる」(福島県内務部 1899: 63) ことが「県是」のひとつになっていた。実際、力織機化によって労働生産性が向上した結果、年季制度に代って出来高制度が普及し、「工女の多くは工賃を以て生活して居ることに成つた」(『福島民報』1911 (明治 44) 年 2 月 6 日)。

ただし、こうした事例は特異であって、本稿では経済政策の側面が濃厚だった福井羽二重産業を中心に検討を行いたい。石川羽二重産業でも力織機化以前に品質管理体制が構築されてはいたものの、福井羽二重産業とは異なって「問屋制」があまり発達しなかったからである。福井産地における力織機化の特徴は、冒頭でも述べたように力織機化に並行して「問屋制」が拡大したことである。力織機化が進展するのに並行して、表 2 にあるように織元が減少し、賃機業者が急増

表2 福井県における生産組織別製造戸数の推移（1905-1910）

工場名	工場	家内工業	織元	賃織業
1905（明治38）	423	1,123	128	1,039
1906（明治39）	417	1,258	136	1,818
1907（明治40）	358	1,251	111	1,695
1908（明治41）	408	1,370	71	1,623
1909（明治42）	595	1,273	69	2,262
1910（明治43）	504	1,118	49	2,887

〔出典〕『福井県統計書』より、筆者が作成。

注：「工場」は職工数が10名以上の機業場であり、「家内工業」は職工数10名未満の機業場である。

している。これは賃機組織が巨大化していることを意味する。表2の「工場」は専業者であり、「家内工業」は概ね副業者である。福井県における専業の機業家には「工場を有するものと出機を為すもの及び工場を有し且つ手機（筆者注：正確には「出機」）を為すもの」がいた（川俣絹織物同業組合1910:86）。引用中の「出機」とは「問屋制」（＝賃機）を指している。

一般に力織機台数が増加するにつれて手機台数は減少する傾向がある。しかし、表2はこの傾向が「問屋制」から「工場制」への移行を意味するわけではないことを示している。力織機化の理由を理解する上で、表2の意味を正しく理解する必要があるのだが、正しい理解には次の2つの点が重要となる。ひとつは「問屋制」と「工場制」が異なった労働力供給システムに依拠しており、特性の異なる労働市場に立脚した生産組織であったということである。具体的に言えば、「問屋制」は主に既婚女性が在宅労働を供給する「余業」というシステムに依拠していた。これに対して、「工場制」は主に未婚女性が通勤あるいは寄宿という形で労働力を供給する「奉公」というシステムに依拠していた。「奉公」とは未婚女性が他家にて躰や行儀見習いなどの花嫁修業を行う伝統的な教育システムである。

もうひとつは「奉公」という労働力供給システムに基づく労働市場にも、「市場利用の費用」が発生したということである。費用のひとつは、資源の最適配分を実現し得ないことによって生じる費用である。「問屋制」は市場動向に応じて経営規模を柔軟に調整することができる⁽⁹⁾が、「工場制」は不況期に余剰人員を抱えざるを得なかった。もうひとつの費用は、女工の確保と育成に要する費用⁽¹⁰⁾である。女工は「所謂『機屋奉公』をなすの観念を以て工場に来」ていた（井上1913:93）。このため、「其附近在住者を除き数年来養ひ来りたる熟練の工女も結婚後は多くは他に転じ又は県外に散逸するを以て大部分は常に新に之れを補充するを要」した（川俣絹織物同業組合1910:87）。この結果、「工場」は市場動向とは関係なく「市場利用の費用」を負担しなければならなかった。「工場を去りしものは之れに要せし養成費と労力の全く機業家全体の損失となる」からである（川俣絹織物同業組合1910:87）。

後者の「市場利用の費用」に関して重要なのは、福井県絹織物同業組合が労働力の大量供給シ

システムを構築し、費用軽減を試みていたという事実である。「福井県絹織物同業組合ニテハ職工ノ養成ヲ計ランガ為メ職工徒弟伝習部ナルモノヲ設」けていた（高等商業学校 1901: 70）。この「伝習部」は特別な施設ではなく、「各機業家ノ工場ハ即チ教場」であって、「換言スレバ組合ニテハ其組合員ノ工場ヲ以テ伝習所トナシ其工場ニ於テ機織法ヲ伝習セシムル」制度であった（高等商業学校 1901: 70）。つまり、すべての工場が女工の育成を行ったのである。組合は伝習生の管理を徹底しており、「職工ハ各工場ニテ一定ノ期間其業ニ従事スルトキハ組合ヨリ生徒証ナルモノヲ与ヘ更ニ其上研究ヲ積ミ成績良好ナル時ハ成業証ナルモノヲ与」えた（高等商業学校 1901: 70）。このように、「生徒たらんと欲するものは組合へ出願して生徒証の下附を請ひ其各工場に入り大凡六ヶ月にして伝習を終り成業証の下附を請ひ以て職工とな」った（福島県内務部 1899: 28-29）。そして、「成業証を有せざるものは職工たるを得ざるの規約」があった（福島県内務部 1899: 29）。

伝習期間が「六ヶ月」というのは異例の短さであり、技能向上に対する女工の自主性が不可欠であった⁽¹¹⁾。「職工ノ雇入方」に関して、足利の織物商木村半兵衛（4代目）は「月極年期等ノモノナク多クハ通勤者ニシテ寄留其職ニ従事スルモノ僅少」であり、「糸操糊附等ノ工女」、つまり見習女工に「一日六銭ヨリ七銭位（但弁当持参）」の賃金を支払っていると述べている（木村 1894: 7）。この報告をもとに、表3で女工の1日あたりの賃金を見ると、10銭未満の女工が6,731人と最も多いことがわかるが、10銭未満の女工は下拵工程に従事していたものと推察される。これに対して、表4は女工の勤続年数である。注目すべきは6ヶ月未満の女工数と1年未満の女工数を足し合わせると、1日あたりの賃金が15銭未満の女工数にほぼ一致するということである。したがって、概ね6ヶ月未満の女工は見習期間にある女工であり、1年未満の女工は下拵工程に従事しつつ、キャリア・アップの機会を窺っている女工であったと考えられる。見習期間を修了した女工の多くは経糸下拵に従事していたと推察される。

キャリア・アップの機会は技能向上に対する女工のインセンティブともなる。北陸地方でも契約雇用が原則であったが、「被雇年限の契約」に関しては「概ね空文に帰し中途他工場へ奔るも

表3 福井県における女工の賃金（1904）

1日あたりの賃金	女工数（人）
10銭未満	6,731
10銭～15銭	168
15銭～20銭	8,103
20銭～30銭	1,044
30銭～40銭	240
（合計）	16,286

〔出典〕農商務省商工局（1905: 98）より、筆者が作成。

表4 福井県における女工の勤続期間（1904）

勤続期間	女工数（人）
6ヶ月未満	1,730
6ヶ月～1年	5,117
1年～2年	3,526
2年～3年	2,581
3年～5年	2,168
5年以上	1,164
（合計）	16,286

〔出典〕農商務省商工局（1905: 102）より、筆者が作成。

免れざる事と放任」せざるを得なかった（井上 1913: 91）。基本的に契約は「生徒証の下附」の申請手続きに必要であっただけであり、機業家が「箇人の意思は束縛し難しとの観念」（井上 1913: 91）を抱くほど、雇用契約に拘束力はなかった。これは「伝習部」で習得する技能がどの工場でも有用なものであって、いわゆる「ホールド・アップ問題（hold-up problem）」が生じなかったことに起因する。このため、女工は技能向上によって、事後的に不利な契約条件を突きつけられることがなかった。この点はマーシャル的な集積に見られるひとつの特徴である⁽¹²⁾。しかし、半年で「成業証」を取得しても、勤務先の工場で1年間は製織女工になれない見通しであったならば、技能向上に対する女工のインセンティブは大きく削がれる。したがって、産地全体で自由な異動による女工のキャリア・アップを保証することで、労働力の大量供給システムは円滑に機能し得たと考えるのが妥当である。

他方で機業家にとっても欠員をすぐに補充できる環境は好ましいものであった。このように、大量供給システムにより労働供給曲線を右にシフトさせることで、「市場利用の費用」は軽減されていた。しかし、「奉公」という労働力の供給システムに依拠している以上、一定の負担は避けられなかった。これに対して、農民の「余業」という労働力供給システムに依拠していたため、「問屋制」では「結婚又は育児等のために其業を捨つるもの稀」であった（川俣絹織物同業組合 1910: 87）。このため、女工の補充を繰り返す必要がなかった。南条郡武生町のある機業家は「当地一般手織にして動力を用るず之れ出し機制の為めなり」と述べている（川俣絹織物同業組合 1910: 104）。注意しなければならないのは、この機業家は2つの労働力供給システムにおける「市場利用の費用」を比較考慮していたのであって、「問屋制」か「工場制」かという組織上の選択、あるいは手機か力織機かという技術選択を行っているわけではないということである。

2. 生産組織の選択に関するオルタナティブな視点

(1) 「問屋制」と「市場利用の費用」の軽減

「奉公」という労働力供給システムに依拠している機業家は、2つの方法を使って個人レベルで「市場利用の費用」を軽減することができた。ひとつは「工場」（＝内機）を縮小して、「出機」（＝外機）を拡大することである。つまり、「工場制から家内工業制へと移る」ことであり、これにともなって製織工程の「垂直非統合」が成立する。たとえば、1909（明治 42）年 8 月の時点で、前述の山口喜平は内機「手機十三台」、外機「二百五十台」を経営していた（川俣絹織物同業組合 1910: 98-99）。しかし、1904（明治 37）年 11 月当時、山口工場は「百二十台の機台を運転し」ており、「工女は悉く寄宿舎に置き他は又凡て通勤」であった（『福島民報』1907（明治 37）年 12 月 1 日）。また、「福井にて此工場に限り夜業は電灯を応用して居」り（『福島民報』1907（明治 37）年 12 月 1 日）、市内でも先進的な工場でもあった。そして、山口喜平はこの後で退職した熟練女工を再雇用するなどして外機部門を拡張していったものと考えられる。

この移行を「垂直非統合」と呼び得るのは、工場内で「出機」の経糸下拵を行っていたからで

ある。経糸下拵は織元が行うのが一般的であり、川俣絹織物同業組合（1910: 86）は「出機をなすものにありては其下拵へをなし之れを賃機業者に分配し製織せしむ」と明言している。この理由は経糸下拵が羽二重の品質を大きく左右するからであり、川俣絹織物同業組合（1910: 91）は「平地羽二重技術に付いては織方と云ふより最も下拵に注意を要」し、「如何程上達せる職工なるも下拵にして粗悪ならんか到底優等なる製品を出す能はざる」と指摘している。「下拵」としか述べられていないが、続けて「整経にして不十分ならんか経糸に弛張」が生じ、「先糊不十分ならんか経糸の切断毛張り」が生じると説明されている（川俣絹織物同業組合 1910: 91）。「整経」とは張力を均等に保つために経糸の長さを揃える作業であり、「先糊」とは保湿性を高めて強度を高め、同時に静電気を防ぐために経糸に加工を施す作業であって、主に経糸下拵を念頭に置いていたことは明らかであろう。

山口喜平は経糸下拵をとりわけ重視していた。たとえば、山口喜平は「緯巻は織家にてなすを常とす」と述べる一方で、「下拵工女」は「出し機五台に付一人の割合」であって、「経糸下拵」も「先き糊必ず二回を要す而して精粗二様の糸を組合す」と語っている（川俣絹織物同業組合 1910: 98）。この「緯巻」は緯糸の管巻を指し、「下拵工女」は 50 人規模であって主に経糸の担当であったことがわかる。「垂直非統合」以前にも、視察に訪れた福島県工業試験場研究員に対して、山口喜平は自らの経営方針のひとつとして「下拵工女は十五銭の工女二名使役するよりも三十銭の工女一名を使役する」、「即ち高給を払ふも技術の優等なる下拵職工を要す」と語っている（『福島民報』1907（明治 37）年 12 月 1 日）。「十五銭」と「三十銭」は実際の賃金水準ではなく喩えと考えられるが、「高給」を払ってでも必要な「技術の優等なる下拵職工」は明らかに経糸下拵を行う女工を指している。

生産組織にこそ変化が観察されるが、この経営哲学そのものは一貫していた。このことは、川俣絹織物同業組合の視察員に対しても「工賃の高底に拘泥せず安き原料を以て比較的精良品を出すに重きを置く」と語っていることに明らかである（川俣絹織物同業組合 1910: 98）。しかし、このように語ったわずか 4 ヶ月後に力織機導入により製織部門を「垂直統合」していたことを勘案すれば、実はこの段階で「問屋制」はかなりの行き詰まりを見せていたものと推察される。前述のように、「技術の優等なる下拵職工」とは既に同業組合から「成業証」を下付され、キャリア・アップの機会を窺っている女工であったと推察されるからである。したがって、こうした下拵女工が自己実現のために離職すれば、必然的に山口喜平は「出機」の規模縮小を余儀なくされるはずである。では、同時期に「出機」はなぜ巨大化し得たのであろうか。実は巨大化はキャリア・アップの機会が閉ざされる中で生じていた。たとえば、「南条武生町は重に出機組織」であったが、「下拵工場を設けて機場を有せざるもの多」かったからである（川俣絹織物同業組合 1910: 87）。そこで、この問題に関して、以下でより詳細に検討する。

(2) 力織機化と「外部費用」の発生

個人レベルで「市場利用の費用」を軽減するもうひとつの方法は力織機化である。しかし、後述するように、力織機化は「外部費用」をも発生させるので、問題はやや複雑な様相を呈する⁽¹³⁾。拙稿（2000）で明らかにしたように、福井産地の力織機化は軽目羽二重に始まり、特産品である重目羽二重へと波及していった。この原因に関しては、まず軽目羽二重の力織機化が「市場利用の費用」の軽減よりもむしろ技術移転が主たる原因であったことが重要となる。力織機化による技術移転に関しては、川俣絹織物同業組合（1910: 108）が「力織機発明以前に於ては川俣品の如き軽目羽二重は福井、石川県等に於て殆んど其製織は不可能なりしも力織機の発明は是等地方にても製織し得るに至りたる」と端的に述べている。福島県では品質管理制度がまだ構築されていなかったため、福井・石川両県の力織機化にかなりの危機感を抱いていた。

力織機開発以前は逆に楽観的な空気が漂っていた。明治30年代末に、「川俣式羽二重ノ製織ニ努メ」ている「賃機業」として、福井市の生糸問屋である松島商店に関する報告がある（福島絹織物同業組合 1904: 4）。資料には「賃機業」とあるが、厳密には「生糸＝羽二重商」であり、「市部及郡部ヲ通算して殆ド戸数参百台五百台以上」（福島絹織物同業組合 1904: 4）であり、さらに「福島県ニ於ケル軽目平絹」に該当する「大聖寺絹」を特産品とする石川県大聖寺にも大量発注し、「福井松島商店ノ注文ハ生産額ニ対スル三分ノ一」にも及んでいた（福島絹織物同業組合 1904: 16）。ちなみに大聖寺の「機業ノ組織ハ賃機」であった（福島絹織物同業組合 1904: 15）。したがって、相当な警戒感を抱いて福井・石川を視察に訪れていた⁽¹⁴⁾ことが推察される。

しかし、視察の結果、警戒感は安堵感へと変わった。たとえば、福井県では「製織福井物ヨリモ時日及手数ヲ要ス」るため、「一般賃業者ハ川俣式羽二重ノ製織ヲ歓迎セザルノ風」があった（福島絹織物同業組合 1904: 4）。このため、福島絹織物同業組合（1904: 4）は「該地方ニ於ケル川俣式羽二重ノ製織ハ今日ヲ限度トシ将来尚ホ発達ノ余地ナシト云フモ過言ニアラザルベシ」と断言している。また、大聖寺でも特産品の中目羽二重と比べて「其製織上ニ於テ川俣式ハ長時間ヲ要スルヲ以テ嫌忌スルノ風」があったため、「故ニ之ガ製織ハ将来望ナシトハ多数織元ノ異口同音ニ称スル処」であった（福島絹織物同業組合 1904: 16）。なお、福島絹織物同業組合（1904）には福井県南条郡で「問屋制」による軽目生産が拡大したことが記述されていないが、局地的な動向であれば大きな脅威にはならなかったと考えられる。

ただし、この安堵感は一時的なものであった。シュンペーター的な「新結合」により、直後に状況が大きく流動化したのである。イノベーターは山形県の鶴岡羽二重産業であった（小木田 2001）。前述のように、鶴岡地方では斎藤外市が斎外式の開発に成功し1900（明治33）年に特許を取得していたが、福井にならって重目羽二重を生産していたため、斎外式は性能を十分に発揮することができなかった。しかし、1906（明治39）年に「重目羽二重ノ製織ヲ廃シ軽目羽二重ノ製織ニ移」ったところ生産額が増加し、「力織機運転ノ数頓ニ多キヲ加ヘタル結果従来ノ電動ニ不足ヲ告ゲ増設工事ニ着手」するに至った（生産調査会 1911: 291）。この結果、1905（明治

38)年に147台だった力織機が、1906(明治39)年に391台、1907(明治40)年には901台に急増している。1906(明治39)年には空前の軽目ブームが到来した。この結果、斎外式と軽目羽二重の「新結合」が実現し、斎外式が性能を発揮すると同時に「羽前軽目羽二重」というブランドが成立したのである。

福井産地の力織機化も当初は軽目生産が主目的であった。しかし、力織機化は「奉公」という労働力供給システムに基づく労働市場に「外部費用」を発生させることとなった。力織機化が賃金体系に与えた影響に関して、杉浦(1988:301)は「力織機がかつては安定的であった賃金体系に影響を与え、その結果、工場間の差別的賃金上昇をひきおこし、それがさらなる力織機化を促進するといった図式」を想定している。しかし、重要なのは賃金よりもむしろ女工の月収である。たとえば、手機は「一本織賃壹円拾銭」で生産量は「一職工一ヶ月六本」だったのに対して、力織機は織賃「六拾銭位」で生産量は「一人二台持」で「十五本位」であった(川俣絹織物同業組合1910:85)。これは重目羽二重の力織機化が本格化する以前の1909(明治42)年8月段階のデータであり、概ね手機は重目羽二重、力織機は軽目羽二重のものであると考えていい。

双方の月収を単純計算すると、手機の場合「1円10銭×6本=6円60銭」であるのに対して、力織機の場合「60銭×15本=9円」となり、力織機の方が高収入であることがわかる。この問題については次の2点が重要となる。ひとつは高品質の製品を大量生産するだけでなく労働条件も改善されており、経済政策と労働政策の双方の課題に沿っていたということである。このように、イノベーションによって品質を向上させ、労働条件を改善するという発展経路は産業地域の特徴である。もうひとつの重要な点は手機工場に対して女工の新規雇用・育成費の上昇圧力が働くということである。工場からの女工の流出を防ぎ、同時に新規雇用を続けていくために、手機工場は賃金を引き上げる必要にせまられていたはずである。たとえば、賃金を40銭引き上げれば「1円50銭×6本=9円」となるため、たしかに力織機工場に対抗し得る。この上昇分が「外部費用」である。問題は機業家がこの費用を負担できるのかという点にあった。

(3) 力織機化と「市場利用の費用」の軽減

力織機化はこの「外部費用」を内部化する手段であった。前述のように、1909(明治42)年12月当時、山口喜平は自ら開発した力織機20台を使用し、「外に手織工女へ出機を数拾台を有し」ていた(福島県1910:403)。つまり、「問屋制」が大幅に縮小され、「以前に市場において企業間の間で行われていた取引が、組織化される」(コース1992:50-51)という意味で製織工程が「垂直統合」されたことになる。したがって、まさしく「問屋制」から「工場制」への移行が行われたということになるのだが、この理由に関して注目されるのは下拵女工が数十人規模で減少していると推察されることである。異例の事態であったことは力織機女工の賃金にも見てとることができる。賃金体系は月給制であって、「上等工女は貳拾円下等工女拾九円貳拾銭」であったのに対して、1ヶ月の生産量は「上等工女」が「二台持拾本位」、「下等工女」が「拾一二本」であっ

た（福島県 1910: 405-406）。したがって、出来高給に換算すると、「上等工女」は1疋あたり1円33銭、「下等工女」は1疋あたり1円60銭～1円75銭になる。

これは異例の高賃金であって、たとえば福井市の中島機業場は出来高制度を採用し、力織機の場合、1疋あたり「六拾五銭」、**「出機」**の場合、1疋あたり「壹円六拾銭」の賃金を支払っていた（福島県 1910: 411-412）。山口喜平も「問屋制」では出来高制度を継続しており、「一本に付一円五拾銭」であって、「力織機よりは余程安価」だと述べている（福島県 1910: 406）。したがって、「問屋制」か「工場制」かを比較考慮し、敢えて非合理的な選択を行ったことになる。この非合理性の根本的な要因は力織機女工の異例の高賃金にある。この問題に関しては、山口喜平が力織機女工を「市場」で調達せず、内部調達しようとしていたことが重要になる。このことを裏づけるのが賃金体系である。月給制は基本的に下拵女工の賃金体系であって、山口喜平は「管巻糸繰返の工女は一日拾銭より貳拾銭を与へ」ていたのに対して、「下拵に従事する月給は其人により給与し」ていた（福島県 1910: 405）。つまり、緯糸下拵には日給制、経糸下拵には月給制を採用し、月給は能力給になっていたのである。力織機女工に月給制を採用したのは一時的であったと考えられるが、背後に「外部費用」の圧力があったことを考慮すべきであろう。

以上の考察から、山口喜平は下拵女工の離職を食い止めるために、力織機化を図ったと推察することができる。言い換えれば、市場で調達できる女工よりも内部で調達できる女工を高く見積もっていたということでもある。たしかに以上の解釈は十分な資料的な裏付けには欠けるが、この解釈を支持する研究も存在する。力織機が他の機業場にどのようなメカニズムで波及していったかについて、松村（2010: 27）は「1910年代初頭の金沢地方では力織機導入工場との賃金競争により手織機工場も力織機導入かさもなくば採業停止が不可避になっていた」と指摘している。賃金競争に関して、前述した金沢の葵工場は「外部費用」の負担に苦しむ機業家の心境を包み隠さず吐露している⁽¹⁵⁾。1911（明治44）年当時に「斎外式力織機据付中」であった葵工場は、力織機化の理由に関して「先程までは参百台の手織であつたが工女の収入賃金に於て到底力織機に及はないので」、「手織機百五拾台」に減らし「追々力織機に更へんとして只今は五拾台据付中である」と述べている（福島県 1912: 454）。力織機女工が1人2台持ちだったとすると、「手織機」150人、「力織機」25人の合計175人の製織女工を雇用していたこととなる。

力織機導入以前に300人の製織女工が必要であったことを勘案すると、この過程で葵工場は100名規模の製織女工を「解雇した」（福島県 1912: 454）ことになる。この「解雇」という表現には、全従業員の要望には応じきれないという機業家の忸怩たる想いが込められている。平羽二重より高付加価値な縞羽二重に転換するなどして、女工の賃金引き上げを試みたものの、「幾分高く工賃を払ふても月収（有給）七八円に過ぎ」ないのに対して、力織機の場合「割合に骨を折らずに拾円以上は楽である」以上、「永く工女の足を止め置く訳には行かず」、「今日は他との競争上一日も早く力織機を据付んければならぬ」と続けているからである（福島県 1912: 454）。したがって、多くは希望退職者であった⁽¹⁶⁾ものと考えられる。このように、「手織職工の賃金は到

底力織機職工に及ぶべくもあらず」という状況であったため、「手織としては賃金問題は苦痛の最大なるものにして資本ある者は勢ひ力織機に変更する勢」が生じていた（福島県 1912: 449）。この「外部費用」の圧力によって、葵工場も力織機化を余儀なくされたのである。

(4) 「問屋制」と「工場制」による集積利益

山口喜平の異例の高賃金を資源の最適配分に失敗した例と解釈することに、経済学的な面白さは感じない。「問屋制」の規模を維持することが明らかに困難だったからである。したがって、「外部費用」の圧力に対するひとつの対応のあり方だったという受け止め方で十分であるように思われる。より重要なことは、この「外部費用」の圧力が「奉公」という労働力供給システムを基礎とする労働市場のみ働き、「余業」という労働力供給システムを基礎とする労働市場には影響を及ぼさなかったということである。したがって、力織機化によって「問屋制」が完全に淘汰されるわけではない。前述のように、福井県南条郡では下拵工場を有し、内機を所有しない織元が多かった。このため、山口喜平のように、「問屋制」(＝外機)か「工場制」(＝内機)をその都度ごとに比較考慮することはなかったと考えられる。また、南条郡においても下拵工程は「奉公」という労働力供給システムに依拠していたと考えられるが、製織工程をほぼ「余業」という労働力供給システムに依拠していたため、下拵女工にはキャリア・アップの機会が閉ざされていた。このため、織元は女工の新規雇用と育成の費用を大幅に軽減されていたと考えられる。

しかし、全く別の戦略を採用する機業家も存在した。冒頭で取り上げた森田合資会社は、巧みな立地戦略によって「奉公」という労働力供給システムと「余業」という労働力供給システムを上手く活用していた。「奉公」という労働力供給システムの主力は通勤女工であったが、必然的に通勤女工の供給は空間的な制約を受ける。このため、森田合資会社は農村部に分工場を配置することで、潜在的な通勤女工の掘り起こしに成功していた。1909（明治 42）年 8 月当時、森田合資会社社長後藤与五郎は「職工欠乏せり故に支場を設る必要あり」として⁽¹⁷⁾、「本工場」に「五百台」、吉田郡大和田村と坂井郡金津町の「支工場」に「二百台」のジャガードを保有していた（川俣絹織物同業組合 1910: 101-102）。1904（明治 37）年当時は吉田郡にもうひとつ分工場があり、「出機方法として一ヶ処に工場を設くるのではなく一理或は二里を去る村々に配置」（『福島民報』1904（明治 37）年 12 月 1 日）する戦略をとっていた。つまり、集中化か分散化かという単純な構図ではなく、「工場」(＝集中作業場)を分散させるという独自の立地戦略を採用していたのである。

この「出機方法」とは地理学的には「職住一致戦略」、あるいは「職住近接戦略」の意であって、分工場を配置すればその近隣で買手独占を実現することができる。つまり、下拵女工が別の工場に異動することを心配する必要はない。このようにして通勤女工を確保することで、森田合資会社は「工場制」と「問屋制」を組み合わせた経営を実現することができたのであった。1904（明治 37）年時点で森田合資会社は「三百台以上ノ出機」を行っていた（福島絹織物同業組合

1904: 4)。「工場は凡てシャガート機台にて紋羽二重を製織し」ていたのに対して、「各工場より近村に出機を配つて置」き、「出機は悉く平羽二重で一工場て六七十台宛ての出機を管理して」いた(『福島民報』1904(明治37)年12月1日)。このため、たとえば本工場内の作業配置は「問屋制」をも含めた分業体系となっており、「機織工女百六十名下拵工女九十名糸繰棒数千三百六十八ヶ整経機械四台(下拵工女及機械の多きは出機多きを以てなり)」(『福島民報』1904(明治37)年12月1日)という状況になっていた。

福井羽二重産業に関しては、「社」という機業家の自主流通団体が大きな役割を果たしたことで知られるが、森田合資会社の前身はこの自主流通運動に参画していた友益社であった。「最初友益社と称し三十余名の機業家を以て組織したる羽二重共同販売社であつたか三十一年九月友益社の開散と同時に同志者八名にて森田機業合資会社を創立した(『福島民報』1904(明治37)年12月1日)。このため、冒頭でも述べたように、拙稿(2017)では、この会社組織の本質が「水平統合」だと指摘した。しかし、「問屋制」との関連で重要なのは、「社」が優れた品質検査体制の構築に貢献することで、「問屋制」が内包する「取引費用」を軽減したということである。森田合資会社社長後藤与五郎には、1893(明治26)年から1898(明治31)年まで、1880(明治13)年に士族授産金によって金沢市に設立された興産社を運営した経験もあった。資料によれば興産社の撤退理由は一様に経営不振とされているのだが、経営不振による撤退の問題に関しては森田合資会社実践していた経営方法との関連で検討する必要があるように思われる。

いずれにせよ、以上の検討で明らかになったのは、「問屋制」か「工場制」という経済学的な観点にはたしかに歴史研究において一定の有効性が認められるが、同時に歴史研究に重大な死角を生み出す危険性をも孕んでいるということである。死角に入らざるを得ない重要な歴史的事実は、「奉公」という労働力供給システムが、「余業」という労働力システムに対して熟練労働者を供給していたという事実である。つまり、「問屋制」と「工場制」は「技術の波及」という集積利益を形作っていたのである。この問題に関しては、福井産地に関する資料に「通常出機ヲ営ムモノハ嘗テ某機業場ニ織工トシテ通ヒ居リタルモノニシテ後嫁入等ヲナシ通勤シ能ハザルニ至レル者ニ多」かったとはっきり記されている(高等商業学校1901: 14)。そして、規模拡大を図る機業家は「問屋制」と「工場制」を巧みに併用していた。このように、「問屋制」と「工場制」は必ずしもオルタナティブな関係にあったわけではなく、むしろ機業家に対しては多様な経営形態を、そして女工に対しては多様な就業機会を生み出してもいたのである。

おわりに

「問屋制」か「工場制」という二項対立的図式は、「工場制」の本質が「垂直統合」だとする前提に立っている。これに対して、「工場制」の本質が「水平統合」だとした場合、この問題は力織機化が単なる技術選択論になるのか、そして力織機化にも「垂直非統合」の観点が必要な

ではないかという形で再定式化される。前者の問題に関して、本稿では「問屋制」のみならず、「工場制」にも「市場利用の費用」が発生することに注目して、力織機化の理由について検討を行った。これに対して、後者に関しては、産業集積論過程における産業組織の変化という観点、特に「中間財供給」による「垂直非統合」という観点から、「問屋制」や「工場制」における産業組織の変化について検討を行った。具体的な事例として羽二重産業を取り上げたが、この結果、以下のことが明らかになった。

スティグラーによれば、産業集積の初期段階では、「中間財供給」が行われなため、「垂直統合」が生じる。しかし、産業集積が進展し「中間財供給」が開始されると、「垂直非統合」が生じる。羽二重産業では、この意味での「垂直統合」が原料部門や動力部門、力織機製造部門で確認できた。原料部門での「垂直統合」は産業集積が起こらず、工場が分散していた宮城県や発展初期段階の金沢などで確認できた。また、動力部門の「垂直統合」は電力供給外で確認でき、電力供給により動力部門の「垂直非統合」が生じ得ることを示した。そして、力織機製造部門の「垂直統合」の例として、まず齋外式力織機を開発したことで知られる齋藤外市が機業工場をも経営していた事実を指摘し、同時に類似の例をいくつか紹介した。

また、「市場利用の費用」の問題に関しては、「余業」という労働力供給システムと「奉公」という労働力供給システムの違いが重要であることが明らかとなった。「問屋制」は前者、そして「工場制」は後者に依拠していたが、後者には不況期でも人員削減が難しいという費用、および女工の新規雇用と養成という費用が発生した。後者の費用は結婚により大半の女工が退職するために生じるものであり、福井県では同業組合が大量供給システムを構築することで費用軽減に努めていた。この結果、製織女工へのキャリア・アップに備える女工が大量に供給されたため、欠員をすぐに補充することができた。このため、工場間で女工の異動が激しくならざるを得なかったが、反面でこのことは「ホールド・アップ問題」がなく、女工が活発な自己投資を行い得る環境にあったことを意味してもいた。

力織機化により力織機工場と手機工場との間に賃金格差が生じ、この結果生じる女工獲得競争のために、手機工場は「外部費用」の負担を余儀なくされた。福井県の力織機化は軽目羽二重製織の技術移転として始まったが、「外部費用」の発生は防ぎ得なかった。女工の新規雇用が困難になったため、手機工場は「工場制」(＝内機)を縮小し、「問屋制」(＝外機)を拡大することで対応した。しかし、「工場制」(＝集中作業場)によって経糸下拵を行っていたため、下拵女工の減少によって「問屋制」は規模縮小を余儀なくされる運命にあった。結局、この「外部費用」を内部化するためには、力織機化を選択せざるを得ず、重目羽二重の力織機化は増大した「市場利用の費用」を軽減するために行われた。そして、「外部費用」による力織機化の進展は、金沢においても観察された。

しかし、「外部費用」の圧力は「奉公」という労働力供給システムにのみ働くため、福井県南条郡では「余業」による労働力供給システムに依拠して「問屋制」が拡大した。この地域の機業

家は内機を持たなかったため、下拵女工の異動が深刻な問題とはならなかった。これに対して、吉田郡森田村のある工場は農村部に分工場を配置することで女工獲得競争を回避し、同時に「奉公」という労働力供給システムと「余業」という労働力供給システムを併用することで、県内最大の経営規模を誇っていた。このように、「奉公」という労働力供給システムへの「外部費用」の圧力を回避することができれば、機業家は「余業」という労働力供給システムを活用して、経営規模を拡大することが可能であった。この結果、福井県では力織機化に並行して「問屋制」も急速に拡大した。このように、力織機化による手織の減少は、「問屋制」から「工場制」への移行を必ずしも意味するものではない。

以上のように、「問屋制」は「工場制」（＝集中作業場）を基礎としていた。したがって、「問屋制」（＝外機）か「工場制」（＝内機）かという二項対立的図式から脱却し、「垂直統合」や「垂直非統合」という産業組織論的な観点を取り入れる必要がある。二項対立的図式という色眼鏡を外すと、「奉公」という労働力供給システムが「余業」という労働力供給システムに熟練労働者を供給しており、集積利益を生みだしていた事実が浮かび上がってくる。このように、産業集積過程で生じる集積利益は経営者に多様な経営形態への機会を提供していた。また、通勤女工にすれば、結婚後に退職することは承知の上であったはずで、退職後もその技能を活かす機会に恵まれていたことになる。つまり、自己投資を回収することを十分に期待できる環境にあった。このように、多様な経営形態は、女工に多様な就業機会をも提供していたのであった。

《注》

- (1) 数量経済史の清川（1995: 193）は「力織機化と工場制度の導入が同時進行的に進展した」、あるいは「力織機技術の場合、生産形態の根本的な変革なくしての導入は、ほとんど無意味に近かった」と主張している。この主張は1920年代の「力織機化の第2の山」には妥当するが、1910年代の「第1の山」には必ずしも妥当しない。本稿が扱う羽二重産業は「第1の山」に属している。
- (2) 日本の農村織物業において「問屋制」は賃機や出機、そして「問屋制」の経営者は織元と呼ばれていた。織元の多くは「外機」（＝賃機）だけではなく「内機」も有しており、「問屋制」と「工場制」を併用していた。また、力織機工場経営者が「問屋制」を併用する場合もあった。
- (3) 製造工程における「補助産業（subsidiary industries）」に関して、マーシャル（1966: 255）は「ひじょうに高度に特化した機械（machinery of the most highly specialized character）をたえず操業させていけるだけの注文があるので、たとえ機械の原価（its original cost）が高くその更新の時期がたいへんはやくくるものであっても、その経費を回収していける（make it pay its expenses）」と述べている。「ひじょうに高度に特化した機械」は分業を前提とした技術であり、汎用性に乏しかったと考えられる。「汎用技術（general-purpose technology, GPT）」に関して、アレン（2012: 52）は「潜在的な力を開花させる（develop the potential of GPTs）には数十年を要する（takes decades）ので、その経済成長への寄与は発明からかなり後（long after their invention）になる」と指摘している。この指摘そのものは正しいと思うが、蒸気機関といった単発の発明・改良を「汎用技術」の典型例とすることに歴史解釈上の魅力は感じない。「汎用技術」には蓄積が重要だという点で、筆者はロストウ（1961）の「技術的成熟（technological maturity）」概念により大きな魅力を感じる。
- (4) 川俣地方は伊達郡南部に位置し、伊達郡北部の阿武隈川流域では近代以前から製糸業が発達してい

た。しかし、横浜の市場購買力の方が圧倒的であったため、1913（大正2）年に政府から18万円の低利融資を受けて川俣信用購買販売組合が設立されるまで、川俣町の市場購買力では伊達郡北部の原料生糸を引き寄せることができなかった。

- (5) 福島県（1910）には2つの報告書が収められている。ひとつは相馬郡小高町（現南相馬市）において、力織機工場を経営していた半谷一意によるものと、川俣絹織物同業組合副組長であった伊達郡小手川村の千葉栄三郎によるものである。千葉報告は川俣絹織物同業組合（1910）を転載したもので、以下では半谷報告を福島県（1910）、千葉報告を川俣絹織物同業組合（1910）とする。
- (6) 蒸気機関には規模の経済性が働きやすいという技術的特性があるため、この「収支計算」は力織機台数により大きく変化し得る点に留意が必要である。この問題に関して、佐野（1936: 312）は「蒸気汽罐を使ふには五台若しくは十台位の工場では経費が嵩んで採算が採れない。少なくとも五十台以上でなければならない」と指摘している。この指摘にしたがえば、力織機50台は採算ベースぎりぎりの規模であったことになる。
- (7) 杉浦（1978: 309-310）は「主として距離に制約される空間的な市場圏の分割」という意味での「市場分割原理」の観点から、明治・大正期の福島県を例に「照明革命、動力革命を完遂させた電灯会社の普及過程」を分析した。川俣地方に関しては、「川俣での電灯会社設立のきっかけをつくったのは、羽二重輸出に関係すると思われる横浜の商人であった事実」を重視して、「羽二重輸出を通じて結ばれた京浜地方との関係の強さからくる情報獲得のポテンシャルの高さに注目すべきである」と指摘している（杉浦 1978: 318）。しかし、横浜の商人は電力会社設立に直接関与しており、地元有志と力織機化という近未来像を共有し得たからこそ、電力需要への先行投資が行われたことを看過してはならない。
- (8) 福井市は動力部門における「垂直非統合」が生じた数少ない産地のひとつである。杉浦（1997: 432）は「明治41年における福井市内蒸気機関力織機採用機業家一覧」に12名の機業家を掲載しているが、「四十一年春季に於ける機台名称其他細別」（川俣絹織物同業組合 1910: 83-84）ではそのうち3名を確認することができず、確認し得る機業家もすべて電力を使用している。同様の「垂直非統合」が生じた産地に福島県相馬地方がある。相馬地方では蒸気機関により力織機化が試みられたが、1917（大正6）年9月時点で半谷一意が経営する工場を除き、すべて電力に転換している（川俣町 1982: 774）。
- (9) 「問屋制」のメリットのひとつは「常ニ工女ヲ雇置クガ如キ必要」がなく、「自由ニ其生産ヲ伸縮シ得ル」点にあった（福島絹織物同業組合 1904: 4）。とりわけ「福井ニ於ケル羽二重賃機業ハ工女豊富ニシテ且ツ一家ノ主婦ト雖モ各自本業ノ傍副業トシテ之ニ従事スルノ状態ナレバ商況ノ如何ニ依リテ随意ニ其生産ヲ増減スルコトヲ得」た（福島絹織物同業組合 1904: 4）。このように生産要素が可変的である場合、「企業はたんなる生産要素の集りにすぎず、市場条件の変化にともなって自由に變形することができる一種の幻影にすぎなくなってしまう」（宇沢 1977: 95）。ここで宇沢氏は新古典派経済学的前提が非現実的だと批判しているのだが、この批判を裏返せばこの新古典派経済学は「問屋制」の合理性の論拠ともなる。
- (10) 「問屋制」のメリットのひとつに、「工場維持ニ於ケルガ如キ煩勞ト費用トヲ要セズ」（福島絹織物同業組合 1904: 4）という点がある。この「煩勞」に関して、「毎歳見習工女養成ニ煩勞シ多クハ未熟ナル者ニ製織セシムルガ故ニ優良ノ製品ヲ産出スルニ困難ナル事情アリ」（福島絹織物同業組合 1904: 20）という記述がある。したがって、「煩勞」は労働市場を内部化せざるを得ないことに起因する諸費用と解釈できる。
- (11) 一般に伝習生は「緯糸下拵→経糸下拵→製織」の順番で技能を習得した。したがって、たしかに工場内では作業工程別に分業体系が存在したが、「特化・專業化（specialization）」が行われていたわけではなかった。この意味においてスミスの意味での分業ではなく、分業のメリットによって伝習期間が大幅に短縮化されたわけではない。
- (12) 同業者が同一地域に集積するマーシャル的集積の特徴のひとつとして、山本（2005: 70）は「雇用

主と労働者との間に協調的な雰囲気が存在し、その故に生産が順調になされる」点をあげている。労使協調が成立する最大の理由は、労働者によるスキル・アップのための自己投資に関して関係特殊性が全く存在しないために、たとえ不完備契約であろうと「ホールド・アップ問題」が生じないことにあると考えられる。

- (13) 力織機化後も「市場利用の費用」は依然として大きかった。たとえば、大正初期の不況に際し、川俣町では「職工ハ一ノ技術者ニシテ其技術ヲ修得スルニハ一定ノ練習期間ヲ要シ之ヲ失フ時ハ他日好況ノ時機ニ際シ直ニ之ガ補充ヲナシ能ハサル」ため、「機業家ハ機台ノ運転ヲ休止スルモ尚職工ノ解雇ハ勉メテ之ヲ避ケントシツ、ア」った（日本銀行調査局 1915: 12）。したがって、「市場利用の費用」の軽減が力織機化の最大の理由だったわけではない。
- (14) 福島絹織物同業組合は特に大聖寺の動向を警戒していた。「大聖寺絹」はもともと「京坂ママ地方ニ輸送」されていたが、「近年是等内地ノ織物ハ逆境ナルヲ以テ急劇ナル変化ヲ顕ハシ内地向生産業者ノ七八分ハ川俣式輸出羽二重ノ製織ニ転業スルニ至」ったからである（福島絹織物同業組合 1904: 15）。警戒心を抱いた理由は「現今ニ於ケル状況ハ恰カモ吾縣ニ於ケル川俣地方ノ如ク平絹ノ生産変シテ羽二重ノ製織トナリタル」ことを髣髴させたことにあった（福島絹織物同業組合 1904: 15）。つまり、大聖寺が第2の川俣地方になるのではないかと懸念していたからであった。
- (15) 葵工場は同業者の視察者から「今日の世の中は力織機でなければ夜も日も明けぬも言う時代に斯く多くの手織機を御運転なさる御精神は如何なるものか」、「殊に工女の私底して居る今日工女が六七疋の織上げにて満足して居るのは不思議である」という疑問を投げかけられている（福島県 1912: 454）。以下はこの質問に対する返答である。
- (16) 解雇を免れた製織工女に関して、葵工場は「工場と深き関係ある者のみが残つた」と述べており、さらにこれに続けて「他は養成工女である」ため、「追々力織機に更へんとして」いると語っている（福島県 1912: 454）。このうち「工場と深き関係ある者」は「養成工女」（＝下拵工女）からのたたき上げと考えられ、このコメントから「工場と深き関係ある者」の異動を慰留するために力織機化を行おうとしていたことが推察される。
- (17) 森田合資会社も力織機化による影響を受けていた。たとえば、「職工」に関して同社社長は「従来金沢より来るも現今は来らず」、「金沢発展の為なり」と述べている（川俣絹織物同業組合 1910: 102）。この「発展」という表現には明らかに力織機化も含まれている。

文 献

- 石川県 1931.『石川県史 第4編』石川県.
- 井上徳之助 1913.『輸出羽二重』同文館.
- 宇沢弘文 1977.『近代経済学の再検討 ― 批判的展望 ―』岩波書店.
- 清川雪彦 1995.『日本の経済発展と技術普及』東洋経済新報社.
- 川俣絹織物同業組合 1910.『北陸地方視察報告書』川俣絹織物同業組合.
- 川俣町 1982.『川俣町史 通史編 第1巻』川俣町.
- 木村半兵衛 1894.『織物業視察復命書』栃木県.
- 高等商業学校 1901.『明治三十三年 福井石川両県下視察報告』高等商業学校.
- 小木田敏彦 2000. 福井羽二重産業の力織機化過程. 『地理学評論』73-10: 731-745.
- 小木田敏彦 2001. 機業投資としての力織機化 ― 1905-1914年の羽二重産業を例に ―. 『経済地理学年報』47-3: 155-177.
- 小木田敏彦 2012. クラフト的生産体制における人的資源管理と品質管理 ― 川俣羽二重を例に ―. 『国際開発学研究』12-2: 59-77.
- 小木田敏彦 2016a. イノベーション過程における情報の役割 ― 産業集積論との関連で ―. 『国際開発学研究』16-1: 75-88.

- 小木田敏彦 2016b. ローカル・アイデンティティと適正技術 — グローバル経済史の観点から見た日本の近代化 —. 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』19-1: 111-136.
- 小木田敏彦 2016c. 内発的發展における持続可能性と共通善 — 戦前期の福島県における織物同業組合の再編成を例に —. 『国際開発学研究』15-1: 59-79.
- 小木田敏彦 2017. 価格形成市場と効率的な財産権 — 測定費用とフリーライダー問題を中心に —. 『国際開発学研究』17-1: 47-66.
- 斎藤修 1985. 『プロト工業化の時代』日本評論社.
- 佐野卓男 1936. 『工業組合運動の第一線より』明倫館.
- 杉浦芳夫 1978. 福島県における電灯会社の普及過程 — 利潤指向的な多核的イノベーションの空間的拡散事例 —. 『人文地理』30-4: 307-327.
- 杉浦芳夫 1988. 絹織物工場における電動機の普及 — 福井県嶺北地方の例 —. 『経済研究』39-4: 298-307.
- 生産調査会 1911. 『輸出絹織物調査資料』生産調査会.
- 日本銀行調査局 1915. 『川俣羽二重ニ関スル調査』日本銀行調査局.
- 農商務省商工局 1896. 『工業視察紀要 織物之部・上』農商務省.
- 農商務省商工局 1905. 『工場調査統計表』農商務省商工局.
- 農商務省商工局 1909. 『工場通覧』農商務省商工局.
- 橋野知子 2007. 『経済発展と産地・市場・制度』ミネルヴァ書房.
- 林茂麿 1905. 『戦後経営 羽二重貿易革新策 全』元眞社(東京).
- 福島県 1911. 『産業視察報告』福島県.
- 福島県 1912. 『産業視察報告』福島県.
- 福島絹織物同業組合 1904. 『北陸道機業視察報告』福島絹織物同業組合.
- 福島県内務部 1899. 『輸出羽二重業視察復命書』福島県内務部.
- 松村敏 2010. 「明治後期～昭和初期の石川県輸出絹織物業と有力力織機工場・北岩松機業場」『商学論叢』46-1: 13-43.
- 山本健兒 2005. 『産業集積の経済地理学』法政大学出版社.
- Allen, C. R. 2011. *Global Economic History: A Very Short Introduction*, Oxford: Oxford University Press. アレン, C. R. 著, グローバル経済史研究会訳 2012. 『なぜ豊かな国と貧しい国が生まれたのか』NTT出版.
- Coase, R. H. 1988. *The Firm, The Market, and The Law*, Chicago and London: The University of Chicago Press. コース, R. H. 著, 宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 1992. 『企業・市場・法』東洋経済新報社.
- Marshall, A. 1920 [1890]. *Principles of Economics*, London: Macmillan. マーシャル, A. 著, 馬場啓之助訳 1966. 『経済学原理 II』東洋経済新報社.
- Rostow, W. W. 1960. *The Stages of Economic Growth*, New York: Cambridge University Press. ロストウ, W. W. 著, 木村健康・久保まち子・村上泰亮訳 1961. 『経済成長の諸段階』ダイヤモンド社.
- Stigler, G. J. 1968. *The Organization of Industry*, Chicago: The University of Chicago Press. スティグラー, G. J. 著, 神谷傳造・余語将尊訳 1975. 『産業組織論』東洋経済新報社.

(原稿受付 2018年5月29日)

原状回復請求訴訟における特定

— 除染請求の可否をめぐる —

長 島 光 一

要 旨

本稿は、福島原発事故を契機に提起されている原状回復請求（除染請求）について、これまでの裁判例を整理し、手続法たる民事訴訟法の視点から訴訟を提起するに際して問題となる請求の特定、確認の利益等の論点を分析するものである。これまでは、民法の物権的請求権のひとつである妨害排除請求の権利実現の問題は顕在化されてこなかった。しかし、妨害排除請求権を根拠に原状回復を求める場合、除染をするという作為請求について、権利者たる原告がその実現方法を具体的に特定していないために却下される判決が相次いでおり、この権利をどのように理解し、どのように考えれば権利が実現するかが実務においても問題になっている。これまでの環境公害訴訟では不作為請求をめぐる同様の議論があったが、解釈や裁判例の積み重ねでそれを乗り越えた過去がある。そこで、民事訴訟手続により権利を確定したうえで、民事執行手続に入るという両者の制度趣旨をふまえて、権利の確定と権利の実現は異なるという違いを再考すべきであり、原状回復請求を認めた上で、執行段階でその権利実現に向けた調整をすればよいと結論付けられる。したがって、除染請求につき、請求の特定レベルで却下するのではなく、妨害排除請求権の有無を判断すべきであり、執行段階でその権利実現を議論し、紛争解決を目指す必要がある。

キーワード：請求の特定、妨害排除請求、原状回復、除染、確認の利益

目 次

1. 問題提起
2. これまでの原状回復を求める民事訴訟の理解
3. 裁判例の整理
4. 分析と視点
5. 考察 — 民事訴訟と民事執行の峻別 —

1. 問題提起

日本の不法行為制度は、名誉毀損における謝罪広告を除き、金銭賠償の原則がとられている。これまで、公害環境訴訟において、被害救済のための損害賠償を求める事案が多く提起され、認められてきた。その一方、差止めについては、ハードルが高く、かなり限定的にしか認められて

こなかった。こうした2つの訴訟類型による訴訟のほかに、東日本大震災を契機に生じた福島原発事故による放射能汚染によって、これまで考えられてこなかった種類の訴訟が提起されている。それが、原状回復請求である。これは、原発事故により放射性物質が拡散し、その結果、放射線量が高くなり、立ち入りや居住が禁止・制限されるに至った地域の住民もしくは立ち入りや居住が禁止・制限されるに至っていなくても放射性物質が飛散した事実があることから風評被害などの被害を被った市民らが、その原因物質である放射性物質を除去して元の状態の放射線量に戻せと請求したものである。こうした原状回復という実際の行為請求を可能とする根拠は、所有権に基づく妨害排除請求である。この妨害排除請求は、民法上明文の規定はないものの、当然に認められるものと考えられているが、民法における講学上の説例は、「土地に廃物を投棄する行為の場合」⁽¹⁾といった執行がしやすい事例である。しかし、放射性物質による汚染の場合は、広範囲に妨害状態が発生し、それによって、回復不可能な損害、すなわち、コミュニティ喪失、避難（避難区域内外問わず）による損害等も発生しており、被害の程度が格段に異なる。実際に、多くの原発賠償訴訟が提起される中、その主要な論点が、国及び東電の責任の有無に集中する一方で、その損害の甚大さをめぐっても争いになっている⁽²⁾。もっとも、東電による賠償の支払いや国による除染も一定程度なされており⁽³⁾、それとの重複性も指摘されうるが、賠償基準を東電が作っていることや、除染が進み避難解除がされている地域も出てきてはいるが、除染の不十分さの指摘や除染の計画すらない地域もある⁽⁴⁾。すなわち、避難区域外では、除染されたとしても不十分であったり除染が行われていなかったりする地域もあり、避難区域内では、いまだに故郷に帰ることのできない住民が多数いて、除染計画すらないのである。こうしたことから、除染を請求することによって、原状回復を求める住民の声は、区域内外を問わずに、依然として多い。

このような現状において、原状回復請求として、除染を求める訴訟が提起され、いくつかは判決も出されている状況にある。しかし、その結果は、あまり芳しいものではない。それはいったいなぜなのだろうか。そこには、民事訴訟法の厳格な解釈とそれによる限界があると思われる。

本稿では、今まさしく各地で争われているこの問題に対し、民事訴訟法の視点からどのように考えることができ、また、どこに限界があり、どのように対処すべきなのかを考察する。以下、2において、妨害排除請求に対する民法・民事訴訟法の基本的な理解を整理し、3において、関連する訴訟とその判決を提示する。そして、4において、民事訴訟法上の限界とその解消について、考察を深める。

2. これまでの原状回復を求める民事訴訟の理解

(1) 民法の発想と対応

民法においては、条文にはないものの、妨害排除請求権という権利が一般化している。これは従来、物権的請求権の一類型として認められてきたものである。物権的請求権は、物権の性質上

当然に認められており、その支配に対する妨害を排除することで、その権利内容を実現するものである。物権的請求権は、不法行為法との関係では、効果面で、不法行為を理由とする請求では現物の返還は認められないが、物権的請求権では認められること、要件面で、不法行為を理由とする請求の場合は相手方に故意または過失が必要であるが、物権的請求権では侵害者の故意または過失を要しないこと、が指摘されている⁽⁵⁾。

物権的請求権をめぐるのは、物権者が円満な物の支配の回復のために必要な行為を相手方に請求することができるとする行為請求権説（大判昭和5年10月31日民集9巻1009頁、大判昭和7年11月9日民集11巻2777頁）と物権者が円満な物の支配の回復のために必要となる行為を他人に忍容するよう求めることができる忍容請求権説という2つの学説の対立を軸に、責任説、侵害基準説等の学説に分かれている。

妨害排除請求は、①物権者が物を所有しており、②侵害者が物権者の所有権の行使を妨げる事実があるときに認められるが、侵害者にその②の事実を正当化する事由があるときは、その限りではない。妨害については、動的妨害と静的妨害に分けることができ⁽⁶⁾、動的妨害は、所有権の行使を妨げる人の行為が現に行われている場合に認められ、多くの場合、不法行為をも構成する。静的妨害は、所有権の行使が妨げられる状態が現に生じており、社会的にみて、その状態を解消する責を所有者でない者に帰するのが相当であると考えられる場合に認めうるものとされる⁽⁷⁾。

妨害排除請求権の効果は、妨害の排除・停止を請求できることであり、動的妨害の場合には、その妨害の内容をなす人の行為の差止請求であり、不作為義務を課すことになる。すなわち、間接強制（民事執行法172条）が強制執行方法となる。一方、静的妨害の場合、妨害をなす状態の解消を請求できることであり、履行強制は、間接強制または代替執行（民事執行法171条以下）によることになり⁽⁸⁾、その費用負担が相手方となる⁽⁹⁾。

環境法における物権的請求権の活用について、産業廃棄物の除去請求についての裁判例（東京高判平成8年3月18日判タ928号154頁）が注目されている⁽¹⁰⁾。事案としては、複数の者によって山林に不法投棄された産業廃棄物が、その山林の下方にある隣接地に崩落して堆積した場合であり、その隣接地の所有者が、廃棄物の投棄者に妨害排除、妨害予防と損害賠償を請求したものである。投棄された時点で廃棄物の所有者は投棄者ではなく、山林所有者に移転しているとなると、投棄者は妨害排除の相手方にはならないのではないかという問題に対し、原審は、廃棄物は投棄した複数の者が共有する状態にあるとして、これらの者に妨害排除等を命じた。これに対し、高裁は、「所有権に基づく妨害排除請求ないし妨害予防請求は、その所有権を侵害し、あるいは侵害するおそれのある物の所有権を有する者に限らず、現に存する侵害状態を作出した者もその排除ないし予防の義務を負う」と判示する。一般に、相手方は、妨害を生ぜしめる地位にあるものとされ、過去に妨害状態を生じさせた者でも、現に妨害状態を生じさせていないときはこの請求権を生じないという考えのもと、現在の妨害物の権利者が相手方になるとされる⁽¹¹⁾。これに対し、高裁の論理は、相手方を、所有者ではなく、侵害者として認めており、物権的請求権の理

解の飛躍とも評される⁽¹²⁾。しかし、環境法における汚染者負担の原則からすると当然の結論となる。こうした物権的請求権たる妨害排除請求の環境法への活用は、産業廃棄物という、誰も所有権を主張しながらない特殊事情に起因するといえようが、放射性物質は、まさしくこの問題意識と共通しよう。

以上のように、妨害排除請求権の環境法への対応の検討が進んでいる状況にある⁽¹³⁾。

(2) 民事訴訟法の発想と対応

民事訴訟法の基本的な発想は、契約事件を前提とする紛争解決であり、環境問題を解決することを想定していない。

例えば、民事訴訟は、訴えを提起する当事者が訴訟の開始と当該訴訟で審判される対象や限度を決定することができるが（処分権主義）、その当事者が何を訴訟物として訴えを提起したかの確定という「請求の特定」は、具体的には、訴状の記載の趣旨や請求原因事実によって決定される。したがって、原告もしくは依頼を受けた弁護士が請求ないし訴訟物を選択決定する必要があり、特に弁護士の場合には、原告の要望を実現するにふさわしい訴訟物の選択と決定という法的判断が必要となる⁽¹⁴⁾。

しかし、この前提は、社会的実体としての紛争の把握が前提となる⁽¹⁵⁾。環境訴訟の場合は、証拠が偏在しており、また情報だけでなく技術的な対応の可能性の有無や程度についても大きな格差が生じている⁽¹⁶⁾。原告の選択肢の前提には紛争を把握していることが必要であるが、原告の持つ情報だけでは選択肢の提示として不十分な場合もありえ、その相手方の持つ選択肢も開示されなくては、紛争の解決には至らないという問題が生じる。

もっとも、公害をはじめとする過去の特殊事案では、解釈論や訴訟の工夫によって被害者救済を進めてきたといえる。ただし、その大半は、金銭賠償であり、差止めについては、制限的にしか認められてこなかった⁽¹⁷⁾。そして、その差止めについても、加害企業側の操業の停止など不作為を求めるものが大半であったといえる。

一方で、作為請求、すなわち、環境被害回復のための行為請求については、訴訟で問われることはそれほどなかった⁽¹⁸⁾。また、産業廃棄物の除去（妨害排除請求）をめぐる訴訟は一定程度あるが、民法の想定事例にあるように、目の前にある廃棄物を移動させれば済むという執行方法のわかりやすいものであり、民事訴訟上の問題はそれほど生じなかった。したがって、裁判例のみならず、議論の蓄積も浅い状況である。その結果、放射性物質の除去のように、何をどのように行えばいいのかという請求の特定の問題、行為義務があることの確認訴訟における確認の利益の問題、実際に執行が可能かという民事執行との関係の問題、作為型と不作為型の関係の問題等、喫緊の課題が山積している。

このように原状回復請求（作為請求）は、こうした民事訴訟法では想定していない事件類型であり容易に対応できない以上、請求を棄却したり、却下してよいものだろうか。放射性物質によ

る汚染に対する民事訴訟という直近の課題、今後起こりうる環境破壊に対する民事訴訟という将来の課題も見越した議論が必要といえる。

以下に、この問題が顕在化した原発事故による放射性物質の被害の問題の裁判例を整理してみたい。

3. 裁判例の整理

(1) 二本松 S ゴルフ場事件訴訟⁽¹⁹⁾

本件は、S ゴルフ場を所有する X 会社が、東電 (Y) に対し、S ゴルフ場のセシウム 137 等を、樹木の高圧洗浄・土地の採掘撤去などの方法で除去するよう申し立てた仮処分事件である。

原審である東京地決平成 23 年 (2011 年) 10 月 31 日 (判例集未搭載) は、妨害排除請求権について、その判断は、「物権等への侵害なり妨害が生じているか」だけでなく、「除去の効率性や安全性、侵害の程度に応じた費用負担の合理性等」の観点を踏まえた慎重な検討が必要であるとし、除染は、国の「緊急実施方針」・除染特措法の下で、国・自治体の協力・調整のもとに進められ、Y にこれを強制すると、公益の見地に足る除染特措法等の規定に抵触すると申立てを却下した。

控訴審の東京高決平成 24 年 (2012 年) 5 月 16 日 (判例集未搭載) は、除染特措法による除染の主体は、主に地方自治体であって、相手方である東電にその義務を課したのではないと申立てを却下した。

本決定に対して、物権的妨害排除請求権の要件が満たされているのにこれを排除するならば法律の根拠が必要であるし、この論理では国に対しても「除去の効率性や安全性」・「侵害の程度に応じた費用負担の合理性」の観点が優先されてしまい、権利行使は不可能になってしまいかねなく、その場合には、代替りの補償はあるのかという疑問も提示されている⁽²⁰⁾。この論理では、被害の程度が大きければ大きいほど、その回復からは遠のくことになり、国が対応をするまで辛抱強く待つほかないことになる⁽²¹⁾。

(2) いわき市放射性物質除去請求訴訟⁽²²⁾

本件は、いわき市北部に位置する山林・土地の汚染に対して、その所有者による汚染原因者である東電に対する放射性物質の除去請求である。

原審である東京地判平成 24 年 (2012 年) 11 月 26 日 (判例時報 2176 号 44 頁) では、訴えの適法性、請求の社会的妥当性の逸脱が争点となったが、原告の請求は権利濫用であるとして請求棄却された。その理由は、被告費用と原告利益の比較衡量によるものである⁽²³⁾。

しかし、この理屈によると、産業廃棄物など、比較的簡単に除去できるような被害の軽い場合は除去が認められるが、被害が大きければ大きいほど被告の義務は軽くなってしまおうという問題

が生じる。また、宇奈月温泉事件に代表されるような権利濫用法理の適用は、自ら利用しないにもかかわらず当該土地を購入し桶管の撤去を求めるといふ加害目的が認められる事案であることから認められたものといえ、本件のような救済を求める所有者の請求事案に適用されることは、権利濫用の「濫用」ともいえる⁽²⁴⁾。

これに対し、控訴審である東京高判平成 25 年（2013 年）6 月 13 日（判例集未掲載）は、控訴人の訴えを却下し、判決は確定している。高裁の判断の理由は、①森林除染の方法が未確立であり、②確定判決の強制執行が実際に可能であることの証明が必要であるがそれが無い、③放射性物質の廃棄物処理の困難さ（認容したら、どこに処分するのか未確立）、④放射性物質の除去方法・技術の特定がない（作為請求は一義的である必要）といった執行との関係での不備を指摘する。

本判決に対して、①の除染方法につき、除染が現に行われている事実はどうなのかという疑問、②強制執行可能性の証明が必要となると、その可能性は金銭面なのか実現方法面なのか不明確であり、金銭面だとすると、お金の無い人への請求の場合にもそうした証明も必要となるのかという疑問も出てくる。また、③放射性物質の廃棄後の行方も考慮すると、その処理が決まらない以上は、いかなる汚染や廃棄に対しても権利行使ができなくなってしまう。そして、④作為請求の一犠牲に対しては、過去の環境公害訴訟では被告に選択の余地を与える方法を用いてきたことと逆行し、環境公害訴訟の特殊性を考慮せずに硬直的な対応をとることは、被害救済を不可能なものとする可能性もある大きな問題であるといえよう。

(3) 生業訴訟（福島地判平成 29 年（2017 年）10 月 10 日）（裁判所ホームページ）⁽²⁵⁾

福島原発事故による被害者約 3,800 人が国及び東電に対し、①原告の居住地の空間線量率を 0.04 $\mu\text{Sv/h}$ 以下にすることを要求するとともに、②本件事故によって被った損害賠償をもとめた事案である。

福島地裁は、国及び東電の責任を認め、損害賠償部分は認容したもの（不法行為請求棄却、原賠法に基づく請求一部認容）、原状回復請求は却下した。その理由は、まず、①特定性を欠いていることであり、「実現すべき内容について強制執行が可能な程度に特定し、明確化する必要」があり、空間線量率の 0.04 $\mu\text{Sv/h}$ 以下とせよと「実現すべき結果のみを記載しているが、そのような結果を実現するために、被告らに対し作為を求めるものであると解されるから、その作為の内容は、上記に述べたとおり、強制執行が可能な程度に特定されなければならない」としている（先に紹介した東京高判平成 25 年 6 月 13 日を参照）。そして、「抽象的不作為請求は、現に継続している侵害行為をしないことを求めるものであるのに対し、本件の（略）作為請求は、現に生じた結果を除去するという積極的な行為を求めるものであって、判決によって義務付けられる内容に差があるというべきである」として、作為請求と不作為請求を異なる問題としてとらえている。次に、②実現可能な執行方法が存在しないことを上げており、除染関係ガイドラインは追

加被曝線量が $1\mu\text{Sv/h}$ 以下となることを目標としていることを指摘する。もっとも、「原告らの原状回復請求は、本件事故前の状態に戻してほしいとの原告らの切実な思いに基づく請求であって、心情的には理解できる」とし、その請求自体に理解を示すも、「民事訴訟としては上記のとおり実現が困難であり不適法といわざるを得ない」として、民事訴訟の手続的処理の問題としての判断をしている。

本判決は、特定性と執行方法を根拠に訴えを却下しているが、具体的に何をどこまで特定すればいいのか言及がなく、この2つの問題の関係にも言及がないため、どのような対応をすべきか不明確であり、その後の対応にも困る判断といえる。仮に、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以下の請求であるならば認める余地がありそうに判決文は読めるが、果たしてそうであろうか。除染関係ガイドラインの通りに除染を行うということは、相手方の行為を特定しているといえそうであるが⁽²⁶⁾、そのような趣旨で判断しているかどうかも疑わしい。

(4) 農地除染請求訴訟

原告は、福島県大玉村、二本松市、猪苗代町、郡山市、白河市に田畑を所有し、農業を営んでいる者ら9名である。東日本大震災による福島原発第一発電所事故により、田畑が放射性物質によって汚染されたことにより、土地の所有権が侵害されたと主張し、主位的請求として、農地の放射性物質の除去、予備的請求として、①放射性物質の濃度低減（予備的請求1）、②客土の請求（予備的請求2）、③放射性物質の違法妨害確認（予備的請求3）を掲げて、訴訟提起したものである。

原審の福島地裁郡山支部判決平成29年（2017年）4月14日（LEX/DB 25545886）⁽²⁷⁾は、主位的請求、予備的請求のいずれについても訴えを却下している。その理由は、まず、①訴えの適法性である。主位的請求に対し、土壌から放射性物質のみを除去するための方法なしとする。抽象的不作為請求について、「本件の主位的請求は具体的な行為を求める訴えであって、上記の抽象的不作為請求とは事案を異にするから、原告らの上記主張は採用の限りではない」とやはり作為と不作為を異なる類型としてみなしている。予備的請求1については、「執行方法として確立した方法があるものとも認められない」とし、「被告がなすべき具体的な行為は何ら明らかにはされておらず、代替執行又は間接強制の方法によって執行し得る程度に被告の作為を特定したものとはいえない」と判断している。また、予備的請求2に対しては、「具体的にいかなる高さまでの客土を実施する必要があるのは判然としないものである」とし、「実務上確立したものがあるとは認められない……原告らはその方法を具体的に特定していない……代替執行又は間接強制の方法によって執行し得る程度に被告の作為を特定したものとはいえない」とし、請求の特定の不備を指摘する。

次に、確認の利益の問題である。予備的請求3に対し、「①紛争解決手段としての確認の訴えを選ぶことの適否、②確認対象としてどのようなものを選択するかの適否、③解決すべき紛争の

成熟性（即時確定の現実的必要性）という観点から、確認の利益が認められるか否かを検討するのが相当である」とし、「認容することにより、原告らと被告との間の紛争が有効かつ抜本的に解決されるものとはいえず、少なくとも即時確定の現実的な必要性を認めることはできないというべきである」と、確認の利益なしという判断をしている。

本判決の控訴審が、仙台高判平成30年（2018年）3月22日（LEX/DB 25560252）である。本判決は、予備的請求の一部につき、原判決を取消し、福島地方裁判所に差し戻した。

本判決の前提として、原審を受けて、控訴人ら（原告ら）は、請求内容をより具体化し、特定の不備を補完する試みを行っている。控訴人らは、口頭弁論において、必ずしも判決主文だけで執行可能な程度に特定されている必要はない、客土方法による特定性（技術的にも確立している）、給付の訴えとしての特定と債務名義に基づく種類・内容・範囲の執行の問題の混合といった点を指摘しつつも、その請求をより具体化・精緻化し、予備的請求1につき、「本件各土地に含まれる放射性物質セシウム137の濃度を50 bq/kgになるまで低下すること」、予備的請求2につき、「本件各土地の土壤について、表面から30 cm以上の土壤を取り除き、その取り除いた部分に、厚さ10 cmの耕盤層（湛水透明性が日減水深2 cm～3 cm）を造成・整地し、さらにその上に厚さ20 cm以上の客土・整地を行う（以上、客土工事）こと」等、修正している。

こうした経緯を経て、仙台高裁は以下のように判断している（なお、下線は著者による）。まず、放射性物質の除去請求について、「土壤から放射性物質のみを単独除去する技術は、研究又は開発の途上にあつて、放射性物質を除去するという結果を実現するための作為の具体的な内容を客観的に明らかにすることは不可能な現況にある。まして、原子力発電所由来の放射性物質を特定することもできない。

そうすると結局、主位的請求及び予備的請求1は、その請求の趣旨からは、被控訴人がすべき具体的な作為の内容を明らかにすることができない請求であると言わざるを得ない。これまで請求の特定性が肯定された抽象的差止請求の事例においては、原告が防止すべき発生源と侵害結果を明らかにさえすれば、多様な防止方法が存在し、具体的な防止行為の特定を被告に任せて履行させることとしても、被告にとって酷とは言えないと考えられるのに対し、本件においては、被控訴人においても、請求の趣旨からは具体的な作為の内容を認識できない点で事情が異なる。

控訴人らは、物権的妨害排除請求権を行使するにあたり、いかなる方法によって妨害排除を行うかを特定するのは控訴人らの責任ではないとも主張する。しかし、土地に含まれる放射性物質の除去という請求の性質からみて、被控訴人の支配内において可能な行為だけで、土壤から放射性物質のみを単独除去することは現実的に不可能であり、土壤から放射性物質を除去するためには、他人の所有物である控訴人らの請求の趣旨からは、放射性物質を除去するために、どの程度控訴人らの土地に入ることができ、土壤に手を加えられるのかなど他人の所有物を変容させることができる範囲が明らかではない。物権的妨害排除請求権が認められるか否かは、相手方が行うべき妨害排除のための作為の内容性質にも左右されるところ、本件の請求の趣旨では、控訴人に

とって土地において何をすることが許されるのかが明らかでないため、被控訴人にとって、放射性物質の除去という妨害排除のために、どのような作為ができ、あるいは行うべきかを特定することができないのである。したがって、本件においても、相手方が行うべき妨害排除のための作為の内容を特定した上で、妨害排除義務者と主張される被控訴人が当該行為をなすべき義務を負うかどうかを審理する必要がある、妨害排除請求権に基づき作為を求める控訴人らが、求める作為の内容を具体的に明らかにすることによって請求を特定すべきである」として、請求が特定されていないために不適法とする。

次に、客土の請求について、「土地の表面から 30 cm 以上の土壌を取り除き、客土することを求める請求であり、被控訴人が控訴人らの土地に立ち入って、請求の趣旨通りに土壌を取り除き、造成、整地などして、控訴人らの所有物を変容させることを控訴人らが承認することも明らかになっている。そして、客土工は、控訴人らが指摘するとおり、北海道農政部において農業土木工事共通仕様書（証拠略）に「第 15 章 客土仕様書」を規定し、また、「公害防除神通川流域第 3 自治区第 7 ブロック第 7 工区整地客土工事特別仕様書」（証拠略）に基づき、カドミウム汚染田の復元工事として、富山県農林水産部土木工事等共通仕様書に準拠して実際に施工されるなど、土壌改良や汚染土壌の復元などに際し、一般的な仕様書が作成され、現実広く行われている農業土木工事であることが認められるから、作為を命じられる被控訴人において作為の内容が明らかではないとはいえない。

被控訴人は、土壌の除去が困難であることなど、履行の現実的な困難さなどの問題を指摘するが、それは、妨害排除義務の有無や範囲を審理する本案の判断過程において検討されるべき事情であり、物権的な妨害排除請求が認められるか否かという判断の際に検討すべき問題である。

なお、被控訴人は、具体的な作為の内容の特定を欠き、強制執行することができない行為を求めるものであるから不適法であるとも主張する。しかし、作為の給付の訴えについて、強制執行をすることができる請求の趣旨でなければ不適法となるか否かはともかくとして、客土工は、前記のとおり一般的な農業土木工事である上に、請求の趣旨において、被控訴人が判決を履行するために、控訴人らの土地で行うことができる行為の内容は明らかになっており、試行段階で判決の趣旨に従って具体的な執行方法を特定して強制執行することができる程度に、請求が特定されているというべきである。執行機関が判決後に被控訴人による判決の履行の有無を判断することがおよそ不可能であるとも認められない」（下線著者）として、訴えは適法として、妨害排除請求権の成否と妨害排除義務の有無や範囲について、さらに審理をし、判断すべきであるとして福島地方裁判所に差し戻した。

本判決は、これまでの裁判例にあるような実体審理以前の請求の特定のレベルでの却下に対し、どの程度の特定を行えば実体審理に入れるか否かの基準を示している。放射性物質の除去請求については、却下しているものの、単に特定していないというのではなく、原告の要求する作為が原告の支配内において可能な行為である場合、「どの程度控訴人らの土地に入ることができ、土

壤に手を加えられるのか」を明確にする必要があると指摘する。すなわち、除染請求に対する被告の原告所有の土地への侵入の許可や具体的作業を明確にすることで、その特定性は満たしうることを示している。また、客土の請求については、一般的な農業土木工事であり、その実施例もあることを重視している。これらを総括すると、ある意味当然と思われていた除染をする場合の具体的な対応を明確にするとともに、その先例や具体例が明示されることで、入口論をクリアできることが示された点において、重要な判断であると思われる。もっとも、実体判断が可能になっただけであり、その請求の当否は今後の審理次第となり、引き続き注目する必要がある。

(5) ふるさとを返せ津島訴訟（福島地方裁判所郡山支部に係属中）⁽²⁸⁾

まだ判決には至っていないが、依然として帰還困難区域であり、避難解除がなされていないどころか、除染計画すらない浪江町津島地区の原告団は、津島地区住民の約半数となる約 230 世帯 700 名が加わり、国・東電を相手に訴訟提起している。本件は、主位的請求が 2020 年 3 月までに 0.23 μ Sv/h 以下（年間 1 ミリシーベルト）までの除染をすることである。従前の裁判例に対し、本件は、山林の除染も含む広範な除染請求を要求しており、今後、その特定をめぐっての争いにあることが予想される⁽²⁹⁾。

福島原発事故関連の集団訴訟においては、生業訴訟とこの津島訴訟の 2 つが原状回復を求めていることから、ここに紹介しておく。

4. 分析と視点

(1) 民法の視点 — 金銭賠償の原則 —

日本の民法は金銭賠償を原則としており（民法 722 条 1 項による 417 条の準用）、その理由は、商品社会における損害の測定は金銭が簡便であり、原状回復は不便であるからとする。もっとも、法令に明文の定めがある場合や当事者に特約がある場合には、狭義の原状回復が認められる余地があるとされる⁽³⁰⁾。一方で、明文の規定や当事者の特約がない場合につき、判例（大判明治 37 年 12 月 19 日民録 10 卷 1641 頁，大判大正 10 年 2 月 17 日民録 27 卷 321 頁等）はそれを認めていないものの、金銭賠償の原則に対する疑問が提起されている。まず、被害者・加害者双方の利害得失を考慮して、必要に応じて原状回復を認めるべきであるとの説がある⁽³¹⁾。次に、原則的には明文規定が必要だとしても、原状回復の方が適切だと考えられる場合には、その明文規定の類推適用を認めるなど、柔軟な対応が必要なのではないかという指摘もある⁽³²⁾。そして、汚染された土壌の洗浄や入れ替えについて、妨害排除は原状回復を目的とすると解し、肯定すべきとする見解も出されている⁽³³⁾。こうした背景には、民法の想定する取引社会に対し、環境は金銭では計り知れない損害を引き起こすからであり、その回復措置を求めることも合理的であるからといえよう⁽³⁴⁾。また、そもそも、妨害排除請求は、物権の請求権であり、不法行為請求権とは

異なる性質のものである点にも留意する必要がある(35)。不法行為として金銭賠償が認められないからこそ、逆に妨害排除請求としての原状回復も認められることになるともいえよう(36)。

(2) 民事訴訟法の視点① — 作為請求と不作為請求 —

一般に、作為請求では、将来、請求認容判決を代替執行（民事執行法 171 条）または間接強制（民事執行法 172 条）の方法で、執行しうる程度に、求められる作為を特定的に表示しなければならないとされる(37)。これに対し、不作為請求は、それが特定の作為の禁止を求める場合であれば、その禁止されるべき作為を、間接強制によって執行しうる程度、あるいは、その違反の結果を代替執行により除去しもしくは将来のための適当の処分を命ずる前提として（民法 413 条 3 項）、その不作為義務違反の有無を執行機関が確実に判断しうる程度に、特定的に記載すべきとしている(38)。

請求の特定については、従来、一定値以上の騒音や振動の到達を求める差止め（例えば、鉄道や航空機の騒音公害）について、一定の侵害の結果さえ生じなくすれば原告の救済は実現されるような場合、侵害結果を排除する手段は複数あり、そのいずれかを取るかは被告に選択させる方が被告にとっても経済的な負担が軽く、原告にとっても実効の結果を得られることが多いことから、不作為請求（抽象的差止請求）の特定をどの程度までするのが問題になってきた(39)。名古屋新幹線訴訟（名古屋高判昭和 60 年 4 月 12 日下民集 34 卷 1 = 4 号 461 頁）では、新幹線の騒音や振動の被害に対する差止請求に対する請求の特定につき、具体的な侵害防止策を特定することまでを要しないとする。学説においても、侵害結果を回避するためにとるべき措置の内容の選択が債務者にゆだねられている場合には、侵害結果の特定だけで足りるとすべきという見解も有力である(40)。その理由は、不作為義務の違反があるか否かを強制執行の局面で再調査できるからとしており(41)、民事訴訟と民事執行の峻別を前提としている。

すなわち、①原告は、通常、科学的知識に乏しく、有効な防止措置を確知することができないのに対し、被告は防止措置を決めるうえでの資料や情報を握っていること、②これを実体法上の解釈に反映させ、被害者は防止結果にのみ利害関係を有するにすぎないのに対し、加害者はとるべき措置の選択に最も利害関係を有するのであり、加害者には、措置についての選択権が与えられていることから、提訴時には一応の目安としての特定で足り、原告は被告の防禦反応や訴訟の審理の推移を見ながらそれを適宜変更することが許され、また、裁判所も釈明による変更を促すことができることから、訴訟物を機能的・段階的に捉えることが可能であると思われる(42)。

これと関連する興味深い事例として、大気汚染の事案で抽象的差止請求を認めた神戸地判平成 12 年 1 月 31 日判時 1726 号 20 頁（尼崎大気汚染公害訴訟）がある。この判決文の主文は、次の通りである。「被告らは、被告国において、国道四三号線を自動車の走行の用に供することにより、被告公団において、兵庫県道高速大阪西宮線を自動車の走行の用に供することにより、別表 A 記載の原告らのうち「⑥沿道居住の有無」欄に★印のある原告らに対し、同原告らのそれぞ

れの居住地において、左記方法によって浮遊粒子状物質につき一時間値の一日平均値〇・一五 mg/m を超える数値が測定される大気汚染を形成してはならない。」「記 濾過補修による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重度濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法を用いて、地上三メートル以上一〇メートル以下の高さで試料を採取して測定する方法」(下線著者)である。

これについて、執行できるのかという問題がある⁽⁴³⁾。例えば、「1日平均値」とすると、昨日を超えたとしても今日は超えないかもしれない。測定方法によっても異なる結果が出るかもしれない。「居住地」について、原告の家に測定器を置くのか、置きたくない場合はどうするのか。執行文付与には何を疎明すればいいのか。間接強制に対し、債務者はどのように止めればいいのか。これらを厳格に捉えると、およその差止請求は不可能になってしまう。しかし、それを理由とする訴えの却下は、救済や紛争解決の観点からも妥当とはいえないであろう。本判決は、権利関係の有無が根底に据えられており、その一応の方法が明記されていればそのあとの執行の部分は当事者間の合意、そうでない場合に執行裁判所での争いにゆだねているとも考えられる。

こうした議論は差止めについてのものであるが、差止めの根拠とされる物権的請求権、人格権、不法行為請求権は実体法上、相手方に対する不作為請求をも包含していることから、作為請求と不作為請求の関係を改めて考えると、損害賠償も相手方に一定の行為(給付)を求めることから、原則は作為請求であり、その例外である不作為請求につき、請求の特定を柔軟に考慮している以上、原則たる作為請求においても同様の考え方が妥当となり、当然に認められるのではないだろうか。除染請求では、原則に対する例外としての不作為請求で認められていることが、その原則である作為請求では認められなくなってしまう逆転現象は、論理的にも矛盾していることになる。

請求の趣旨の書き方については、一般に、当事者の記載・特定、差止めを求める行為の内容・態様・範囲、差止めの対象である物の特定・種類・所在場所を記載することが不可欠であるといわれるが、記載に際しても、差止めの内容・態様が民事執行法により強制執行をすることができることを要件とするかどうか議論されている。これについて、「単純な不作為命令、あるいは作為命令を内容とする差止請求を認めることは理論的に可能であり、実際的な弊害もないということができるから、これを肯定的に解するのが相当である」という指摘もされている⁽⁴⁴⁾。そして、妨害物の除去請求も、「加害者の妨害・違法行為が行われ、その結果妨害物が生じた場合には、差止請求の一つの類型として、その妨害物の除去請求、廃棄請求が認められることは当然であるということができる」とも指摘されている⁽⁴⁵⁾。作為請求と不作為請求は講学上は異なるとしても、これを厳格に区別するべきではなく⁽⁴⁶⁾、「禁止されるべき行為の結果が特定されることによって具体的不作為義務の範囲が合理的に限定されるものであれば、抽象的不作為請求も適法と認められる」⁽⁴⁷⁾のと同様に、「具体的作為義務が合理的に限定できる」程度の特定で足りるとすべきではないだろうか⁽⁴⁸⁾。

もっとも、本稿の対象となる除染請求は、放射性物質の排出行為は1回で終了しているように見えるが、それを発生源として、継続的に妨害状態にあり、権利侵害は継続しているという見方もでき、そうなると、形式上は作為請求であるとしても、その本質は不作為と変わらない⁽⁴⁹⁾。そうなると、抽象的不作為請求の事例となら変わらない状況ともいえ、特定の程度は、同様と解しても問題ないといえるであろう。

(3) 民事訴訟法の視点③ — 特定の程度 —

抽象的不作為請求について、その特定につき、民事訴訟法学説でも多くの議論がある。本稿は、この不作為請求と作為請求は同一の理論の問題であるという前提に、これについての学説を整理しておく⁽⁵⁰⁾。

伝統的な見解⁽⁵¹⁾によると、一般に差止請求の内実をなす作為・不作為は、なすべき行為またはなすべきでない行為の種類、態様、場所等を明示することにより、特定することになるとされる。なぜなら、抽象的作為・不作為判決は、内容的に不明確であり、被告の行為に萎縮的な効果をもたらし、行動の自由を不当に制限すること、裁判所の審理の範囲が不明確なこと、具体的な侵害排除装置が特定されていなければ執行機関は執行を行うことができないこと等の理由が挙げられる。

これに対し、「被告は、ある事業を遂行するに当たり、原告に～の損害を与える行為をしてはならない。」というような権利侵害の発生源と侵害結果による特定で足りるとする考え方がある⁽⁵²⁾。それによると、判決手続で権利侵害だけを迅速に確定し、次に、執行手続で、第一次的には間接強制で加害者に侵害防止措置を講じさせ、その不奏功の場合に被害者が初めて具体的内容を特定し、代替執行による作為を求めるとする。

なお、特定基準を支持しつつも、代替執行が可能な場合を、侵害防止措置の具体的な内容が事案の性質上客観的かつ明確に限定しており判決手続における主張・立証を通じてほぼ解明される場合に限定する考え方もある⁽⁵³⁾。

次に、最も効果的な侵害予防機能を発揮しうるために、基本となる不作為と併せてそれを実施する手段としての作為を包括した給付を目的とする「統一不作為請求権」概念を提唱し、その保護範囲による特定を指摘する考え方がある⁽⁵⁴⁾。これによると、「何をどのように保護するか」を明らかにし、禁止対象たる侵害行為の範囲を限界づけるべきであるとする。

一方で、「被告は、騒音を原告の敷地内に～ホン（現在は dB）を超えて侵入させてはならない。」というような禁止される侵害行為をその形式・態様の面から具体的に特定すべきとする見解もある⁽⁵⁵⁾。それによると、原告は、提訴時には一応の目安で特定しておき、被告の防禦反応や訴訟審理の推移を見ながら適宜変更することが許され、裁判所も「～ホン（dB）」という基準に留意し、場合によっては釈明による変更を促すべきとも主張する。

同様の見解としては、実体的利益状況の把握を実体法の解釈に反映させ、この種の事件の原告

には、原則として実体法上「一定の発生源から流入する一定種類の生活妨害を一定程度以上及ぼしてはならない。」という内容の抽象的不作為請求が帰属しているにすぎないとする⁽⁵⁶⁾。

これらのほかに、一般に訴訟手続における発展的・流動的性格に即した訴訟理論の構築を行うべきとの見地から、訴訟は紛争解決の中間点に過ぎず、判決では不作為義務の存否のみを決めればよいとして、特定の基準を緩和することを主張する見解⁽⁵⁷⁾、差止請求権自体を当事者自らの紛争解決過程における中間的な実体的経過規定としての性格を持つものとして、差止請求権の可変的な性格と相手方の排除措置選択権への配慮を行いつつ特定基準の目指す見解⁽⁵⁸⁾もある。

さらに、新しい考え方として、二段階裁判手続理論がある。これによると、第1段階として、原因判決的な権利侵害判決を一部判決として言い渡し、権利侵害の有無を迅速に確定し、第2段階として、権利侵害判決による内容の示唆に基づき、その判断の枠内で、両当事者の関与の下で、救済形成判決を残部判決として言い渡すべきとする⁽⁵⁹⁾。そして、主文は、執行手続を配慮し、基本的な抽象的差止命令を記載し、例示列挙的に具体的救済方法を記載すればよく、権利侵害判決の基準時まで、「被告は、大気汚染物質～を原告の敷地内に1時間値の1日平均～ppmを超えて侵入させてはならない。」という程度に特定されればよいとする。請求は一義的に特定されなければならないのではなく、判決手続の経過に従い徐々に具体化されればよいとし、実体関係上も訴訟技術上も、提訴時に具体的措置を原告に特定させることは要請されないし、それを要求することは妥当ではないとする⁽⁶⁰⁾。

以上のように、学説上も、特定について、柔軟な対応をすべきとの見解が多くを占めており、細かい部分での違いはあるものの、方向性としては同様の方向性を指摘しているといえてよいであろう。

(4) 民事訴訟法の視点④ — 確認の利益 —

これまでの議論は執行を前提とする作為請求の問題であったが、民事訴訟法上、このような権利を確認の訴えを用いて訴訟提起することも考えられる。その際に問題となるのが確認の利益の有無である。

確認の利益の判断枠組みは、①解決手段として確認の訴えを選ぶべきか（方法選択の適否）、②確認対象としてどのような訴訟物を選択するか（対象選択の適否）、③紛争が即時に解決しなければならないほど切迫し成熟したものか（即時解決の必要性ないし紛争の成熟性）の三つの観点から分析されるが、前二者は権利保護の資格の系譜のものであり、参考とはなるものの決定的ではない⁽⁶¹⁾。紛争解決のためには当該事案の中で原告の権利・法的地位に不安ないし危険があるか、その不安ないし危険を除去するのに確認の訴えが有効・適切であるかという即時確定の利益の審理が中心となる⁽⁶²⁾。

この紛争の成熟性の要求は、解決の必要があり、かつ解決に値する紛争のみを取り上げる趣旨であり、①被告が原告の地位に与える不安の態様という観点と、②不安に曝される原告の法的地

位の現実性という観点から考察される⁽⁶³⁾。①は、原告の地位に対する不安について、被告が原告の法的地位を否認したり、原告の地位と相容れない地位を主張したりする場合に生じるものであり（法的地位の不安）、②は、確認訴訟によって不安が除去されるべき原告の利益ないし地位は現実的なものでなければならない（確認判決の現実的必要性・適切性）、という意味である。これを言い換えると、①被告が原告に与える危険・不安の程度は、被告の態度を見て判断されるものであり、②原告の法的地位の現実性は、要保護性で判断されると言い換えられる。つまり、原告の法的地位自体が、保護に値するだけの具体的・現実的なものでなければならないという意味であり⁽⁶⁴⁾、現実的な「執行」の可否を意味するものではない。

この「現実的」の実務上の用いられ方は、基本的には「現在の法律関係」という意味であり、「将来の法律関係」ではないという意味に過ぎないと思われる。この「将来の法律関係」が対象にならない理由は、最高裁の判例（最判昭和31年10月4日民集10巻10号1229頁）にあるように、遺言者がその生存中に受遺者に対して遺言の無効確認を求める利益は認められないとしたことから考えると、別個独立に確認することが紛争の直接かつ抜本的な解決のため適切かつ必要といえないからである⁽⁶⁵⁾。

現在の不安を解消するのに将来の法律関係を確認するほかに有効適切な方法がない場合も考えられ、そのような時には将来の法律関係についても確認の利益は認められる（例えば、賃貸借契約継続中に敷金返還請求権存在確認を求める訴え）。

現在の権利関係の確認の場合は、原則として、現在の紛争の解決に役立つと考えられるので、現実的な必要性は満たしやすく、過去の権利関係の確認の場合には、それが現在の紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要と認められる場合には肯定され、将来の権利関係の確認の場合には、現時点で確認を得る現実的な必要性や適切性が問題にされる、というのがこれまでの議論状況である。

すなわち、現時点において、規範的情報としての確認的救済による法情報の提供が、当事者間の紛争における主要な争点の解消につながり、紛争予防効果を発揮し、今後の関係形成に寄与すると考えられれば、基本的に確認の利益を肯定できると考えられている⁽⁶⁶⁾。

結局のところ、確認の利益の意味は、過去・現在・将来における紛争のうち、民事訴訟法は、現在を前提とする解決に立脚しているという意味であり、具体的な方法の問題は、確認の利益の問題ではなく、民事執行に役割分担することになるのではないかと。権利義務の確定と実現方法の選択は異なるフェーズであり、民事訴訟と民事執行の役割分担を峻別する必要がある。先の福島地裁郡山支部判決は、過去や将来でない「現実」の権利関係であるという点を可能か否かの「現実性」という意味にとらえて確認の利益という判断枠組みを捨象し、「現実」という言葉の意味を変更し、置き換えてしまっているのではないだろうか。放射性物質による違法な妨害の確認の訴えは、現在の法律関係の問題である以上、確認の利益がないとすべきではない。

5. 考 察 — 民事訴訟と民事執行の峻別 —

原状回復請求における特定をめぐる議論を考えると、民事訴訟制度と民事執行制度の関係性にいきつく。そもそも、民事訴訟手続により権利を確定したうえで、民事執行手続に入るというしくみのはずであるが、その混同が生じていると思われる。民事訴訟と民事執行の制度趣旨は異なる。民事訴訟はあくまで権利を確定するための手続であり、その権利の確定と権利の実現は異なる点を再考すべきではないだろうか⁽⁶⁷⁾。たしかに、民事執行をスムーズに行うためには、ある程度、民事訴訟において、執行を見越した判断を出す必要がある（執行文付与）。しかし、執行に固執することにより、権利の確定自体を認めないことは、本末転倒であると言わざるを得ない。この2つの手続それぞれの趣旨に照らすと、具体的な執行の問題は、権利の実現に対する請求異議等において争うことも可能であり、紛争の抜本的解決のためには、権利関係の明確化に基づく執行の可否を議論することで、和解等の解決方法の道も出てきやすくなる。紛争解決制度は、民事訴訟だけでなく、ADRなども含めて、相互補完的なものであるが、理論上、判決の確定から執行に至るまで民事訴訟の一貫性を前提とするため、そこに理論と実際に齟齬が生じていると思われる。

以上のような議論をふまえて、除染請求を考えると、執行方法の一応の指摘は必要であるとしても、基本的には実際の権利関係をまず明らかにしたうえで、権利実現方法は民事執行に任せるべきであると考え。したがって、請求の特定を厳格にとらえて訴えを却下すべきではなく、妨害排除請求権の可否を判断し、その請求権の有無をもとに、執行過程において、その実現を検討することになる。

もっとも、除染技術については、実際に国が除染を行っているほか、研究も一定程度進んでいる⁽⁶⁸⁾。農地除染請求訴訟控訴審である仙台高裁判決は、具体的な方法を詳細かつ具体化することで、特定を認めたが、農地ゆえに可能である側面も大きく、その他の訴訟の対象地のような一般的な住宅等において、そこまでの方法の具体化が可能か、さらには必要かは疑わしく、その方法の提示を原告らに求めることは、当事者平等や情報の偏在という観点から困難を強いることにならないだろうか⁽⁶⁹⁾。

そもそも、こうした紛争の原因は、東京電力による原発事故に起因するものであり、それに争いはない。「それにもかかわらず、東京電力は、除染のために膨大な費用が必要になることを取り上げ、あたかも原告側の請求が不可能な作為を求めるものであって、訴えは不適法だというのが、通常人には受け入れることのできない主張である」⁽⁷⁰⁾と坂口教授が述べるように、根本的な問題を置き去りに、技巧的な問題にすり替え、訴訟上の救済を認めない点について、再検討するべきなのではないだろうか。

福島原発事故による放射性物質の飛散は、多くの新たな課題を突き付けており、それは、民事

訴訟法学の想定する法理論の限界を示すことになったが、その事故の重大性・深刻性をふまえた、公平かつ結果妥当な民事訴訟のあり方を再考する機会でもある。請求の特定を従来の議論に基づく厳格なものとして解することは、紛争解決制度としての裁判を後退させることにもなろう。実情に即した柔軟な対応、本テーマとの関係では、環境保護への対応を考えた民事訴訟法理論とその実践が必要である。

以上⁽⁷¹⁾

※ 脱稿後、淡路剛久監修『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社、2018年）が刊行された。生業訴訟につき、神戸秀彦「除染・原状回復請求について——生業判決と除染の現状を中心に」、農地除染請求訴訟につき、片岡直樹「除染請求訴訟判決の検討」が所収されている。

《注》

- (1) 山野日章夫『物権法（第5版）』（日本評論社、2012年）105頁。
- (2) 原発による被害と法理論については、淡路剛久＝吉村良一編『福島原発事故賠償の研究』（日本評論社、2015年）にまとまっている。
- (3) 放射性物質汚染対策措置法、いわゆる除染特措法に基づく（正式な法律名称は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）である）。除染の費用負担につき、田中良弘「除染の現状と除染法制の在り方——除染費用に関する法的仕組みを中心に——」高橋滋＝公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金一橋大学環境法政策講座編『福島原発事故と法政策』（第一法規、2016年）119頁以下。また坂口洋一『環境法案内』（上智大学出版会、2015年）103頁以下も参照。
- (4) 森口祐一「除染」中島映至＝大原利眞＝植松光夫＝恩田裕一編『原発事故環境汚染 福島第一原発事故の地球科学的側面』（東京大学出版会、2014年）188頁以下。
- (5) 佐久間毅『民法の基礎2 物権（補訂版）』（有斐閣、2010年）299頁。
- (6) 広中俊雄『物権法（第2版増補版）』（青林書院、1987年）263頁。
- (7) 山野日・前掲注(1)105頁。
- (8) 代替執行と間接強制の併用については、許す見解（大濱しのぶ「間接強制と他の執行方法との併用の許否」判例タイムズ1217号（2006年）73頁）と並行的に申し立てることを許し、執行裁判所は執行債権者が付した順序に従って執行を実施すべきとする見解（中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』（青林書院、2016年）810頁）がある。
- (9) 山野日・前掲注(1)106頁。
- (10) 田高寛貴『クロススタディ物権法』（日本評論社、2008年）25頁。なお、判例評釈については、浦川道太郎「判批」私法判例リマックス14号（1996年）14頁以下、堀田親臣「判批」広島法学21巻3号（1998年）255頁以下、山垣清正「判批」判例タイムズ978号（1998年）38頁以下。
- (11) 鳥取地判平成16年9月7日判時1888号126頁では、この論理を厳格に解し、妨害排除請求を認めなかった。
- (12) 田高・前掲注(10)25頁。
- (13) 坂口・前掲注(3)110頁は、環境法の原則である原因者負担の原則を指摘し、「原状回復の義務とともに、除染実施に必要な権利者の同意を受け、空間線量の測定に使用する測定器・測定方法の確定、汚染土壌の貯蔵・処分施設の確保なども責任を持たなければならない」とする。なお、土壌汚染に特化したものではあるが、大塚直「廃棄物の投棄及び汚染土壌をめぐる損害賠償と汚染除去」論究ジュ

リスト 16 号 (2016 年) 69 頁以下も参照。

- (14) 林道晴「申立事項と裁判事項論と訴訟の審理」新堂幸司監修『実務民事訴訟講座 (第 3 期) 第 2 巻 民事訴訟の提起・当事者』(日本評論社, 2014 年) 148 頁。
- (15) 林・前掲注(14)148 頁。
- (16) こうした現代型訴訟については, 新堂幸司「現代型訴訟とその役割」同『民事訴訟制度の役割』(有斐閣, 1993 年) 291 頁以下 [初出 1983 年], 徳田和幸「現代型訴訟の役割と特質」青山善充 = 伊藤眞編『民事訴訟法の争点 (第 3 版)』(有斐閣, 1998 年) 24 頁以下を参照。
- (17) 例えば, 大阪国際空港訴訟 (最大判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 卷 10 号 1369 頁) が典型例である。
- (18) 例えば, イタイイタイ病における土壌回復措置が有名であるが, 訴訟外での実施である。
- (19) 神戸秀彦「民事訴訟における除染請求について — 原状回復との関連で」淡路剛久 = 吉村良一 = 除本理史編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社, 2015 年) 241 頁以下。
- (20) 神戸・前掲注(19)255 頁。
- (21) 田中・前掲注(3)149 頁は, 放射性物質汚染対策特措法 44 条 1 項が除染費用を一義的に東京電力の負担と定めていることにより, 自主的除染や再除染を含め, 被害者救済のための柔軟な対応が困難となっていると指摘する。
- (22) 片岡直樹「放射能汚染除去に関する民事裁判が提起する法の課題」現代法学 (東京経済大学) 31 号 (2016 年) 3 頁以下。
- (23) 生熊長幸『物権法』(三省堂, 2013 年) 32 頁は, 物権者に妨害排除請求を認めることによって生ずる相手方の不利益と物権者の利益とが比較されたうえで, 権利濫用に当たるかどうか判断されることになるとする。
- (24) 神戸・前掲注(19)255 頁は, 個人の利益と相手方・社会全体への影響を比較考量する判断基準は妥当しないと指摘する。
- (25) 丸山輝久『福島第一原発事故の法的責任論 2』(明石書店, 2017 年) 394 頁以下, 南雲芳夫「福島原発と事故について国の責任を再び断罪する判決下る」消費者法ニュース 114 号 (2018 年) 74 頁以下, 桑原勇進「原発事故避難者に対する国家賠償責任」法学セミナー 757 号 (2018 年) 119 頁。生業訴訟における原状回復請求にスポットを当てたものとしては, 判決前につき, 神戸・前掲注(19)241 頁以下, 判決につき, 神戸秀彦「生業判決の原状回復請求について」環境と公害 47 卷 3 号 (2018 年) 37 頁が詳しい。なお, 生業訴訟では, 人格権または不法行為請求権 (平穩生活権) に基づく原状回復請求である点に留意されたい。
- (26) 神戸・前掲注(25)39 頁は, 「被告国が, 閣議決定である基本方針の目標値や, 同ガイドラインに示される除染の方法を吟味することなく, 原告の請求は不可能だ, としたのは妥当でない」と指摘する。また, 「国・市町村が除染を実施した費用は, 特措法 44 条により, 東電の負担のもとに実施される以上, 国と同様のことが当てはまると思われる」とも指摘しており, 実際に行われている除染を無視した判断に疑問を呈している。
- (27) 判例評釈として, 奥田進一「農地所有権に基づく放射性物質除去請求事件 (判例評釈)」拓殖大学論集政治・経済・法律研究 20 卷 1 号 (2017 年) 47 頁以下。
- (28) 訴訟の意義については, 大塚正之「ふるさとへの帰還を求めて: 浪江町津島地区の原発訴訟の意義」判例時報 2339 号 (2017 年) 244 頁以下。なお, 津島訴訟では, 地域社会という固有の環境の中で平穩に生活する権利に基づく妨害排除請求権としての放射線量低下請求権, 不動産所有権に基づく妨害排除請求権としての放射線量低下請求権, 不法行為に基づく原状回復請求権としての放射線量低下請求権を根拠にしている。
- (29) 神戸・前掲注(25)40 頁は, 現在の除染が居住地から 20 m 以内で行われているが, 未除染の森林から住宅地に放射性物質は流出することを指摘している。森林の除染は, そこで生活をする以上, 必要不可欠である。
- (30) 吉村良一『不法行為法 (第 5 版)』(有斐閣, 2017 年) 120 頁。

- (31) 加藤一郎『不法行為法（増補版）』（有斐閣，1974年）215頁。
- (32) 吉村・前掲注(30)121頁。
- (33) 内田貴『民法I 総則・物権総論（第4版）』（東京大学出版会，2008年）369頁。なお、この見解に対して、松岡久和『物権法』（成文堂，2017年）31頁は、巨額の費用を要する土壤汚染の回復は、廃棄物所有者が負担すべき廃棄物処理費用を超えるため、妨害除去義務の内容とは認められず、除染費用を損害賠償として請求すべきとするが、これは廃棄物処理業者の不法投棄事例を想定し疑問視したものである。ここでの所有者は委託者を意味するので、本稿のような所有者＝排出者のケースにも当てはまるものとはいえないと思われる。
- (34) 環境の権利侵害の主観性が問題になることもあるが、これについて、主観的な権利侵害は環境だけの問題ではない。例えば、瑕疵担保責任として追及することができるものの一つとして、心理的瑕疵という類型がある。これは権利者の主観的利益の問題ではあるが、多くの責任が認められ、その執行段階での考慮もなされている。拙稿「心理的瑕疵物件の民事執行上の課題——主観的な被害の対応をめぐって」拓殖大学論集政治・経済・法学研究 20 卷 2 号（2018年）143頁以下参照。
- (35) 奥田・前掲注(27)56頁。なお、堀田・前掲注(10)265頁は、「物権的請求権による救済が人格検討に基づく救済に比べてきわめて具体的でかつ効果的である場合が存在することも否定できない。改めて、人格権等による保護の必要性とともに、環境保護との関係における物権的請求権による救済の意義及び可能性について検討する必要がある」と指摘する。関連して、原状回復について、物権的請求権に基づく狭義のものと不法行為損害賠償請求権に基づく広義のものの両者を峻別をすべきと指摘するものとして、根本尚徳『差止請求権の理論』（有斐閣，2011年）136頁。
- (36) 大塚・前掲注(13)71頁。なお、大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察（8・完）」法学協会雑誌 107 卷 4 号（1990年）525頁も参照。
- (37) 兼子一ほか編『条解 民事訴訟法（第2版）』（有斐閣，2011年）761頁 [竹下守夫]。
- (38) 兼子ほか編・前掲注(37)761頁 [竹下守夫]。
- (39) 兼子ほか編・前掲注(37)755頁 [竹下守夫]。
- (40) 松本博之＝上野泰男『民事訴訟法（第8版）』（弘文堂，2015年）226頁。
- (41) 松本博之「抽象的不作為命令を認める差止請求の適法性」自由と正義 34 卷 4 号（1983年）29頁以下。
- (42) 原強「請求の特定」高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選（第5版）』（有斐閣，2015年）70頁以下。
- (43) 川嶋四郎『差止救済過程の近未来展望』（日本評論社，2006年）111頁 [初出1991年] は、抽象的差止請求について、不適法とした過去の判例を提示し、その立論について、まず執行不能という前提に問題があると指摘する。そして、この種の訴訟事件の特殊性に照らして、一定段階及び一定程度までは被告に自主的な救済措置の考案と実現を委ねることも必要ではあるが、当事者の公平性を考えなくてはならないという旨の指摘もされている。
- (44) 升田純「差止請求の裁判例と実務」総合研究開発機構＝高橋宏志編『差止請求権の基本構造』（商事法務研究会，2001年）40頁。
- (45) 升田・前掲注(44)41頁。
- (46) 堤龍弥「差止請求権の執行方法と問題点」法政論集（名古屋大学）274号（2017年）339頁は、判決主文につき、抽象的不作為と抽象的作為のいずれかを掲げるかが問題ではないとする。
- (47) 伊藤眞『民事訴訟法（第5版）』（有斐閣，2016年）202頁。
- (48) 川嶋・前掲注(43)115頁では、抽象的差止請求について、「具体的な作為・不作為の特定をしないとする見解が、学説上は現在有力になり、そして支配的になりつつある」と指摘する。
- (49) 神戸・前掲注(25)38頁。
- (50) 以下の学説は、川嶋・前掲注(43)114頁以下を参考にした。
- (51) 例えば、小山昇『民事訴訟法（5訂版）』（青林書院，1989年）445頁以下。

- (52) 竹下守夫「生活妨害の差止と強制執行・再論」判例タイムズ（1981年）428号27頁。
- (53) 中野貞一郎「非金銭執行の諸問題」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新実務民事訴訟法講座(12)』（日本評論社，1984年）457頁。
- (54) 上村明広「差止請求訴訟に訴訟物に関する一詩論」岡山大学法学会雑誌 28巻3＝4合併号（1979年）335頁。なお、執行方法は、間接強制と代替執行が許されるとする。
- (55) 松浦馨「差止請求の強制執行」三ヶ月章＝中野貞一郎＝竹下守夫編『新版 民事訴訟法演習(2)』（有斐閣，1983年）274頁以下。なお、執行方法は、間接強制と代替執行が許されるとする。
- (56) 松本・前掲注(41)29頁以下。なお、執行方法は、間接強制によるべきとする。
- (57) 井上治典「請求の特定」井上治典＝伊藤眞＝佐上善和『これからの民事訴訟法』（日本評論社，1984年）47頁。
- (58) 佐上善和「公害環境問題と差止訴訟の課題」ジュリスト 866号（1986年）44頁。
- (59) 川嶋・前掲注(43)121頁。
- (60) 川嶋・前掲注(43)125頁。
- (61) 高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣，2016年）79頁。なお、西川知一郎「訴えの利益」新堂幸司監修『実務民事訴訟講座（第3期）第2巻 民事訴訟の提起・当事者』（日本評論社，2014年）207頁以下も参照。
- (62) 高橋・前掲注(61)81頁。
- (63) 新堂幸司『新民事訴訟法（第5版）』（弘文堂，2011年）277頁。
- (64) 笠井正俊＝越山和広編『新・コンメンタール民事訴訟法（第2版）』（第2版）』572頁。
- (65) 新堂・前掲注(63)278頁。
- (66) 川嶋四郎『民事訴訟法』（日本評論社，2013年）246頁。
- (67) 川嶋・前掲注(43)126頁は、「提訴時の申立事項（請求の趣旨）＝訴訟物（訴訟上の請求）＝判決事項（主文に包含するもの）＝既判力の客観的範囲＝執行力の客観的範囲という図式」に基づく伝統的訴訟観と実体審査権能をほとんど発揮できない伝統的執行観との再検討が不可避であることを指摘する。
- (68) 例えば、小暮敬二『放射能除染と廃棄物処理』（技報堂出版，2013年）等参照。また、神戸・前掲注(19)249頁も、環境省の『除染ガイドライン』を根拠に、方法自体が未確立とは言えないと指摘する。
- (69) 上田徹一郎「事実・証拠の収集・評価と実質の当事者平等原則——不法行為訴訟と証拠法の展開——」同『当事者平等原則の展開』（有斐閣，1997年）33頁以下〔初出1985年〕。
- (70) 坂口・前掲注(3)110頁。
- (71) 本稿にあたって、農地除染請求訴訟の判決文や訴訟資料につき、原告代理人の花澤俊之弁護士より資料を提供していただいた。ここに御礼申し上げる。

（原稿受付 2018年6月7日）

〈資料〉

翻訳——ウィリアム・ペティ『賢者には一言をもって足る』 —— 翻訳と解題 ——

大 倉 正 雄

要 旨

本稿はW・ペティの『賢者には一言をもって足る』を翻訳して、解題を付したものである。『賢者』の概要については、解題で記した。ここでは、この論説を翻訳する意義について付言しておきたい。ペティの主要な経済論説は、C. H. Hull ed., *The Economic Writings of Sir William Petty* (1899) に収録されている。重要な論説は1940～50年代に大内兵衛と松川七郎により、この著作集を底本にして邦訳された。『賢者』は1952年に『租税貢納論・他一篇』（岩波文庫）として刊行された。この訳業がおこなわれた確かな理由は、マルクスがペティを「経済学の父」と呼んで高く評価したからである。労働価値説を最初に言明するとともに、政治算術＝経済分析方法を考案した人物として評価したからである。このような理由により、政治算術が最初実践された『賢者』は、小論ではあるけれども翻訳されたのである。ところが今日、『賢者』が顧みられて然るべき理由はそれだけではない。1989年に歴史家J・ブルーアは「財政・軍事国家」という分析的用語を案出した。これは戦費を効率的に調達できる行政・財政機構を備えた近代国家の意である。この用語は、そのような「国家」だけが覇権国になる可能性を秘めているということを含意している。これが今日の国際政治・関係を把握するうえでも有益な分析的枠組みをなしていることは、いうまでもない。翻ってこの用語を経済思想史の観点から検討するとき、当の「国家」の構想をいち早く抱いたのはペティであった、といえる。彼は『賢者』で、戦費調達能力を高めて国力を強化することを目的とする税制改革を提案しているからである。こうして、その新訳を提示することの意義は、明らかであろう。

キーワード：オランダ戦争 (War with *Holland/Holland-War*)、現行の [戦費調達] 方法、国民の価値、富と力 (wealth and strength)、内国消費税 (excise/excize)

〈解 題〉

本稿は、ウィリアム・ペティ (Sir William Petty, 1623-87) が1665年に執筆した論説『賢者には一言をもって足る』(*Verbum Sapienti*, 1691) —— 以下、『賢者』と略称 —— を全訳したものである。この論説は、1691年に遺著として刊行された『アイルランドの政治的解剖』(*The Political Anatomy of Ireland*) の付録として上梓された。『賢者』が執筆された1665年秋は、第二次英蘭戦争 (Second Dutch War, 1665-67) の最中にあたるが、この論説は当の対オランダ戦争と深い関係がある。この論説は書物として即座には刊行されなかったけれども、執筆時に草稿の状態、幾人かの人々のあいだで回覧されて読まれたと思える。

この論説は1691年に「賢者には一言をもって足る」という表題を持つ書物として刊行された。ところがペティは、「賢者には一言をもって足る：および国民の価値」(Verbum Sapienti; and the value of People)とか、「賢者には一言をもって足る：あるいは、租税と国民の価値についての論説」(Verbum Sapienti; Or a discourse about Taxes & the Value of People)というような、もっと長いタイトルを考えていたようである⁽¹⁾。この論説の表題は恐らく、古代ローマの喜劇詩人テレンティウス(Terence)の格言“Verbum sapienti sat est”から採られたものである。書物は序論と本論からなり、本論は10の諸章に区分されていて、各章にはそれぞれタイトルが付されている。ところが草稿は、章や節の区分けをいっさい持っていない⁽²⁾。この論説は、僅かな頁数(初版で24頁)を費やして書かれた小冊子である。しかし、編者によって書物の各章に付されたタイトルを眼にただけでは、この小論が大冊であるかのような印象を受ける。実際のところ『賢者』は、分量は乏しいけれども、内容は豊かな論説である。

『賢者』は経済学史のうえにおいて、重要な意義を持っている。ペティは1662年に経済学上の処女作『租税貢納論』(*A Treatise of Taxes & Contributions*)を刊行した。彼はこの処女作と『政治算術』(*Political Arithmetick*, 1690)とを著わしたことにより、マルクスにより「イギリス経済学の父」⁽³⁾、E・ロールにより「経済学の創始者」⁽⁴⁾と呼ばれた。双方がペティをこのように呼んで高く評価した、大きな理由の一つは、彼が「政治算術」(political arithmetic)という経済分析方法を考案したことにある。ペティはその考案により、経済科学の形成に決定的に重要な貢献をなした、と評価されたのであった。確かにペティは、1671~76年頃に執筆した『政治算術』において、当の「算術」を定式化し、これを用いて経済分析をおこなっている。ところが留意すべきは、彼がこの分析方法を実践したのは、『政治算術』におけるのが最初ではなかった。『政治算術』よりも5年前に執筆した『賢者』において既に、政治算術にもとづく分析を試みている。もっとも『賢者』には、当の分析方法の定式化はもとより、「政治算術」という言葉さえも見られない。しかしながら、経済科学の形成において重要な意義を持つ、当の算術が最初に実践されたのは、この小さなパンフレットにおいてであった。

ペティが『賢者』を執筆した頃、彼は1662年に創設された「王立協会」(Royal Society)の主要なメンバーであった。しかも、彼はこの協会が創設されたその年に秀逸な経済論説『租税貢納論』を上梓していたから、優れた「科学愛好家」(virtuoso)として社会的名声を得ていたに相違ない。ところが、彼がこれらの経済論説で展開した議論を、王立協会の会合で主要なメンバーと交わしたという形跡はないし、そのようなことがおこなわれたとも思えない。というのもこの協会は、政治哲学(社会の諸科学)ではなく自然科学の進歩を促すことを目的とするサークルであったからである。そればかりかこの協会の会合では、政治・宗教・経済・社会のような統治と関わりがある問題を、議論のテーマとして採り上げることは、意識的に避けられていたからである⁽⁵⁾。ところが、ペティが政治算術を考案したことは、彼が王立協会の会員であったことと無関係ではない。そのやや複雑な事情は、こうである。王立協会は、フランシス・ベーコンが『ノウ

ム・オルガヌム』(*Novum Organum*, 1620) で提唱した実験哲学を促進することを目的として創設された、ベーコン主義者 (Baconian) の集まりであった。したがって、この協会のメンバーは基本的に、ベーコンの提唱に応えようとする姿勢を据えて、科学的探究に勤しんだ。ペティがこの協会に加わったのは、むしろこのような姿勢に賛同したからであった。そればかりか、彼が政治算術を考案したのも、ベーコンの提唱に応えようとするベーコン主義の立場からであった。すなわち、彼はベーコンの実験哲学を政治哲学の分野に適用することを意図して、当の算術を考案したのであった。つまり、ペティはベーコン主義者として政治算術を考案したのであり、その限りにおいてその考案は、彼がベーコン主義を標榜する協会の会員であったことと不可分な関係にあった、といえるのである⁽⁶⁾。しかるに、彼の政治算術がこの協会の会合で議題に載せられることはなかった。彼は会合で何度も報告しているけれども、そこで当の算術に触れたことは一度もない。その理由は他でもない。政治算術が、その会合で議題として採り上げることを退けられたテーマそのものと、直接に関係する性質のものだったからである。ペティの政治算術の後継者である C・ダウナントは、この算術を「統治に関する事柄を数字によって推論する技法」⁽⁷⁾ と定義している。この定義が如実に示しているように、当の算術は紛れもなく、王立協会が議題として採り上げることを嫌がった統治に関する技法であった。

ペティは政治算術を考案するにさいし、友人ジョン・グラント (John Graunt, 1620-74) の人口統計学から直接的に大きな影響を受けた⁽⁸⁾。彼はグラントに出会うよりもかなり以前から、ベーコンの帰納法哲学を基礎に据えて、政治算術の構想を巡らしていた。彼が 1647 年に刊行した処女作『W・P による学問の進歩のためのサミュエル・ハートリブ氏への助言』(*The Advice of W. P. to Mr. Samuel Hartlib for the Advancement of ... Learning*) には既に、その構想を僅かながらも窺うことができる。しかしながら、彼が構想を巡らしていた新しい技法は、少なくとも二つの点で、ベーコンの帰納法とは異なっていた。すなわち、ペティの算術は自然的事象ではなく社会的事象を対象とし、数量データに依拠して数量的分析だけをおこなうというものであった。このような探究方法を茫漠に構想していたペティが、グラントの人口統計学を眼にしたとき、少なからぬ衝撃を受けたであろうことは、間違いない。この統計学では算術を駆使しながら、自然的事象よりもむしろ社会的事象を、数量データに依拠して帰納的に分析するという作業が、おこなわれていたからである。それは、やがて彼が考案することになる政治算術と、軌を一にするものだったからである。

グラントの人口統計学とは、彼が 1662 年に刊行した『死亡表にもとづく自然的・政治的観察』(*Natural and Political Observations ... upon the Bills of Mortality*) で確立した、人口変動を統計的に分析把握する技法である。彼はこの著書で、ロンドンとその周辺地域における埋葬数と洗礼数が記録されて、毎週定期的に刊行されていた「死亡表」(Bills of Mortality) を、「商店算術」(＝簡単な算術) に依拠して数量的に分析している。そのような分析的作業を通じて帰納的推理を働かせながら、人口動態様式を統計的・数量的に把握しようと試みている。ペティは基

本的には、ベーコンの帰納法にもとづいて政治算術を考案した。ところがそれと同時に、社会的事象を数量的に分析しようとするグラントの人口統計学から、決定的に重要な影響を受けたのであった。いずれにせよ、ペティの政治算術は社会的・経済的事象を数量データに依拠して帰納的・数量的に分析把握しようとする科学的探究方法であった。

『賢者』は、文字よりもむしろ数字を用いて語られた論説である⁽⁹⁾。何の予備知識もなく、ただ漫然とその頁をめくっただけならば、単に数字が羅列されただけの無味乾燥な断片的覚書のように思えるかも知れない。ところが、『賢者』が執筆された史的背景に照らし、その論述を広い視野に収めて考察するならば、それが深い内容を具えた独創的な論説であることが分かる。『賢者』は、1665年6月にロースフト沖海戦をもって始まった対オランダ戦争と深い関わりがある。ペティがこの論説を書いた直接の目的は、自国がこの眼前の戦争を優勢に戦って勝利を収めることにあったからである。彼はその目的を遂げるために、戦費調達を眼目とする税制改革案を提示した。その改革案の主な内容は、次のとおりである。当時ほぼ全面的に税負担を免除されていた、国民の半数(300万人)に相当する労働者に積極的に課税(年間250万ポンド)する。そのために人頭税・内国消費税という大衆課税を大幅に導入する。このような趣旨の戦費調達方法の提案である。この頃、内国消費税は悪税として広く嫌悪されていた。ところが、ペティは著名な作家として、いち早くこの消費税を讃美したのであった。

当時、この国の政府は対オランダ戦争に必要な経費を、地主・借地農だけが負担する月割査定税(地租)によって調達していた。ペティはこのような不公平で不正な現行の調達方法に代えて、大衆課税の採用を新機軸とする新たな方法を提案したのである。それが合理的・効率的な調達方法であったことは、確かである。彼の提案が実行されて、大衆課税が新規に採用されれば、すべての国民が初めて幅広く税負担を積極的に背負うことになる。そうすれば、巨額の戦費でさえ比較的容易に賄うことができる、豊富な税収入が確保されるであろう。彼の算定によれば、臨時的経費(戦費)として年間300万ポンドが必要である。それを賄う収入は、財産(土地・家屋・家畜・家財道具)への課税に加えて、新たに大衆課税が導入されれば、十分に獲得されるであろう。

ペティはこの改革案を掲げるにさいし、それが公平・公正な提案であることを証明するための基礎的作業として、算術的分析を展開した。その主な内容は、次のとおりである。国民の富(財産・労働の価値)の大きさは、6億6,700万ポンド。労働の価値は4億1,700万ポンドで、それがすべての国民の富(価値)のなかに占める割合は $\frac{2}{3}$ 。労働の価値(労働力)がもたらす収益(賃金)は、年間2,500万ポンド。この収益(労働者の所得)が、すべての富がもたらす収益(すべての国民の所得4,000万ポンド)のなかに占める割合は、 $\frac{2}{3}$ 。このような分析を通じて、次のような結論が導き出される。労働の価値(労働力)がもたらす収益(賃金)を得ている労働者(300万人)が、税負担を免除されるというのは、道理に反する。したがって彼らは、政府の必要経費400万ポンド(=経常経費100万ポンド+臨時的経費300万ポンド)の約 $\frac{2}{3}$ に相当す

る、250万ポンド（経常経費62万5,000ポンド+臨時的経費187万5,000ポンド）を支払って然るべきである。このような分析が当の改革案の基礎的作業として、どれほど妥当性があるのかという点については、議論の余地がある。しかしながら、ここでペティが算術を駆使しながら、経済学史のうえに強い光彩を放つような、斬新な経済分析を試みていることは、確かである。

『賢者』は、政治算術が実践された論説であるという点においてのみ、重要なのではない。その税制改革案には、「財政・軍事国家」(fiscal-military state)の構想と着想が窺える。この点でも、『賢者』は重要な意義を持っているといえる。財政・軍事国家とはJ・ブルーアが案出した用語で、一言でいえば、効率的な行政・財政機構を備えていて、巨額の戦費を調達することができる近代国家の意である⁽¹⁰⁾。ペティの税制改革案には、この財政・軍事国家の構想が胚胎されていると理解できるのである。その詳細はこうである。財政・軍事国家の特異な性質は、国力を強化するための最大の鍵が、政府の戦費調達能力に求められるという点にある。これに対しペティは、自国が政治力・軍事力を強化して、眼前の戦争に勝利するための最善の方策として、新たな戦費調達方法を掲げた。つまり彼は、財政・軍事国家に見られる国力強化の方策と基本的に同じ立場に立って、戦費調達方法の改善を主眼とする税制改革案を掲げたのであった。このような理由により、彼の改革案には財政・軍事国家の構想が窺えるといえるのである⁽¹¹⁾。

ブルーアによれば、財政・軍事国家は17世紀以降に、イギリスにおいて最初に形成された。この国は、長期の大規模戦に必要な戦費でさえ比較的容易に調達できる、当の近代国家に徐々に成長した。その結果18世紀の中頃には、ライバル国フランスとの諸戦争を優勢に戦える強国として頭角を現した。ペティはそれより半世紀以上も前に、自国が最強国オランダとの戦争に勝利することを念じて、国力の強化を意図する税制改革案を提示した。自国がこの改革案を実行して、大衆課税を包摂する租税制度を備えれば、戦費の合理的・効率的な調達が可能になるから、眼前の戦争を優勢に戦えるようになるに相違ないと確信したのであった。この場合、ペティの提案においても、17世紀以降における財政・軍事国家の形成にさいしても、貨幣は「国力の活力」(sinews of power)であるから、その調達能力が優れた国が強国になる可能性を秘めているという信念が、その根底に横たわっている。ところが、ペティが『賢者』で掲げた提案は、その時代の政府によって採り上げられなかった。したがって、その提案は当時の政策にどのような影響をも与えていない。しかしながらその提案に既に、この国で名誉革命以降に形成されることになる財政・軍事国家の着想が見られるとすれば、この論説は財政政策史の大きな流れに対して、間接的にながら影響力を及ぼしているといえる。

なお、ペティは戦費調達を主眼とする税制改革案を掲げたけれども、決して好戦的な戦争推進論者ではなかった。彼の提案は、自国が最強国オランダとの戦争に勝利することを直接的な目標としているけれども、^{シヨウグヰニズム}好戦的愛国主義の思想に傾倒して掲げられたわけではない。彼は博愛主義的な平和主義者ではないけれども、厭戦的な思想を抱いていたことは確かである。『租税貢納論』には儉約財政の立場から、「防衛戦争」であれ「攻撃的対外戦争」であれ、すべての戦争はでき

る限り避けられるべきであると主張しているのが、見られる。彼は1645年にパリでトマス・ホッブズに知遇を得て以来、この政治哲学者を師と仰ぎ、「ホッブズ氏の心を私の心」⁽¹²⁾にして思考を巡らしていた。彼が『賢者』で敵国の戦力に対抗する方策を掲げたのは、ホッブズからの影響によるものである。統治者の最も重要な責務は、国民の生命・財産の安全を確保することにあるという、その統治論から影響を受けながら、軍事力の行使を容認する提案を掲げたのであった。

- (1) Cf. Charles Henry Hull, “Note on the Verbum Sapienti”, in do., ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1899, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1997, Vol. I, p. 100.
- (2) Cf. *ibid.*
- (3) Karl Marx, *Zur Kritik der Politischen Oekonomie*, Berlin, 1859, in *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Berlin: Dietz Verlag, Bd. 13, 1961, S. 39. カール・マルクス（杉本俊朗訳）『経済学批判』（大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第13巻，大月書店，1964年，所収），36頁。
- (4) Eric Roll, *A History of Economic Thought*, New Jersey: Prentice-Hall, Inc., 1956, rpt. Tokyo: Kinokuniya Book-Store, 1959, pp. 99-100. エーリック・ロール（隅谷三喜男訳）『経済学説史』有斐閣，1951年，上巻，113頁。
- (5) Cf. Michael Hunter, *Science and Society in Restoration England*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1981, rpt. Aldershot, Hampshire: Gregg, 1992, pp. 134-35 [マイケル・ハンター（大野誠訳）『イギリス科学革命——王政復古期の科学と社会——』南窓社，1999年，149-50頁]。大倉正雄「初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想(3)」『拓殖大学論集』(301)（政治・経済・法律研究，第18巻第2号），2016年，掲載，参照。
- (6) 政治算術の思想的継承関係の解釈については，諸説がある。(i) T・マコーミックはベーコンから，(ii) T・アスプロモスはホッブズから，(iii) A・ロンカリアは双方から影響を受けると，それぞれ解釈している。Cf. Ted McCormick, *William Petty: And the Ambitions of Political Arithmetic*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2009; Tony Aspromourgos, *On the Origins of Classical Economics: Distribution and Value from William Petty to Adam Smith*, London & New York: Routledge, 1996; Alessandro Roncaglia, *A Brief History of Economic Thought*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2017. 大倉「初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想(3)」前掲論文，参照。
- (7) Charles Davenant, *Discourses on the Publick Revenues, and on the Trade of England*, London, 1698, in Sir Charles Whitworth coll. and rev., *The Political and Commercial Works of that Celebrated Writer Charles D'Avenant*, London, 1771, rpt. Farnborough, Hants.: Gregg Press, p. 128.

- (8) グラントの人口統計学については、大倉正雄「ウィリアム・ペティの政治算術 — ベーコン主義の経済科学 — (1)」『拓殖大学論集』(305) (政治・経済・法律研究, 第19巻第2号), 2017年, 掲載, 参照。
- (9) ペティの『賢者には一言をもって足る』についての詳細は、大倉「ウィリアム・ペティの政治算術 — ベーコン主義の経済科学 — (2)」『拓殖大学論集』(309) (政治・経済・法律研究, 第20巻第2号), 2018年, 掲載, 参照。
- (10) Cf. John Brewer, *The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688-1783*, London & Boston: Unwin Hyman, 1989 [ジョン・ブリュア (大久保桂子訳) 『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会, 2003年]; do., “Revisiting *The Sinews of Power*”, in A. Graham and P. Walsh ed., *The British Fiscal-Military States, 1660-c. 1783*, London & New York: Routledge, 2016.
- (11) H・グーデイカは、ペティが「財政・軍事国家」の思想史的源流を形成したと解しているが、彼の財政論と当の「国家」との関係の詳細については、明らかにしていない。Cf. Hugh Goodacre, *The Economic Thought of William Petty: Exploring the Colonialist Roots of Economics*, London & New York: Routledge, 2018, Ch. 3.
- (12) John Aubrey, *Aubrey's Brief Lives*, ed. by Oliver Lawson Dick, London: Secker and Warburg, 1949, 3rd. ed. 1958, p. 241.

〈凡 例〉

- *『賢者には一言をもって足る』は1691年に『アイルランドの政治的解剖』の付録として刊行された。その初版の表題はほぼ次のとおりである。The Political Anatomy of Ireland. ... To which is added *VERBUM SAPIENTI*; or an Account of the Wealth and Expences of *England*, and the Method of raising Taxes in the most Equal manner. ... By Sir William Petty, late Fellow of the Royal Society ... London: 1691.
- * 翻訳は初版ではなく、G・H・ハルが編纂した『ウィリアム・ペティ経済学著作集』(Charles Henry Hull ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, 2 vols., Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1899, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1997) に載録されたハル版を底本にしておこなった。このハル版には、ペティ自身の手稿本と初版とのあいだに見られる記述の改変などを記した、詳細な注が付されている。それを逐一翻訳することは、本稿では省略した。
- *『賢者』には、大内兵衛・松川七郎による邦訳(『租税貢納論』岩波書店, 1952年, 載録), および独訳(William Petty, *Schriften zur politischen Ökonomie und Statistik*, übersetzt von Willy Görlich, Berlin: Akademie-Verlag, 1986) がある。翻訳にあたっては、双方とも参照

した。拙訳が大内・松川訳に負うところはとくに大きい。本稿が幾分か読みやすい新訳になっているとすれば、それは多分に旧訳の産みの苦しみのお陰である。独訳は、大内・松川訳に散見される誤訳と思える箇所を、訂正するうえで有益であった。

- * ペティの文章は大変に読みにくい（少なくとも訳者にとっては）けれども、決して悪文ではない。それどころか、余分な語句や叙述を徹底的に削ぎ落とした、簡潔で美しい文章である。翻訳は、そのような原文を尊重して意識を避け、できる限りその意を損なわないように心がけておこなった。
- * 訳文には、語句や叙述が挿入された [] が多くある。これは訳文を読みやすくするために、訳者が原文を補ったものである。
- * 原文がイタリック体で綴られた 'Bees', 'Drones' などは、力点を付して「勤勉な人」, 「怠惰な人」と訳出した。ただし、地名や 'per annum', 'viz.' などはイタリック体で綴られていても、力点を付さないで訳出した。
- * ペティの論述そのものをいっそう十分に理解するという立場から、訳文に訳注を付した。

〈翻 訳〉

ウィリアム・ペティ『賢者には一言をもって足る』

目 次

序論

- 第1章 この王国の富についての幾つかの計算を載録
- 第2章 国民の価値
- 第3章 この王国の幾つかの経費と収入について
- 第4章 租税を配分する方法について
- 第5章 貨幣について、およびこの国の交易を推進するには、どれほど [貨幣が] 必要であるかということについて
- 第6章 無秩序に課税していることの原因
- 第7章 当該租税の副次的利点
- 第8章 海軍・陸軍・駐屯軍の費用について
- 第9章 臨時の租税を平穩に支える動因
- 第10章 国民を雇用する方法と目的

序 論

1. 多くの人々は、1カ月当たり僅かに7万ポンドを調達するために^①、彼らが関税・内国消費税・煙突税として比較的無感覚に直接的に支払っているものの他に、彼らの全財産の $\frac{1}{10}$ を支払うように強いられている（すなわちロンドンでは、彼らは1ポンドの地代収入 (Pound Rent)

につき1カ月当たり20ペンス、すなわち1年当たり2シリングないし全財産の $\frac{1}{10}$ を支払っている)。そうであるから、次のようになるに相違ない。もしオランダとの戦争 (War with *Holland*)⁽²⁾ がさらに長く2年間続き、これまでの数年間にかかった経費で見積もり、しかも国王が負債を抱えないでいるとすれば、[上述の] 同じ人々は1665年のクリスマスから、全財産の $\frac{1}{3}$ を支払わなければならない。

2. しかし、もし公共的経費 (Publick Charge) が比例的に負担されるとするならば、たとえ租税がめっそうもないことではあるが、1月当たり25万ポンドにまで増加しても、自分の全財産の $\frac{1}{10}$ 以上を支払う必要がある人はいない。

3. すなわち、現行の方法に従うならば⁽³⁾、幾人かの人々は支払う義務や必要があるところよりも4倍だけ多く支払う。この不釣り合いは、租税についての真の然るべき不平の種である。そして租税が大きくて途方もないという状態になったときに、感知されるに相違ない。ところが、ほんのささいな方法と釣り合いにより、この不釣り合いは上述したように訂正されうる。またそれとともに、国民についての正確な報告が、すなわち国民の増加と減少、富、外国貿易それぞれについての報告が、与えられるであろう。

第1章 この王国の富についての幾つかの計算を載録

1. イングランドとウェールズには男性・女性・子供が約600万人いる⁽⁴⁾。彼らが食料・住居・衣服・その他の必需品のために要する、1年当たり6ポンド13シリング4ペンスあるいは1日当たりほぼ $4\frac{1}{2}$ ペンスの経費は、1年当たり4,000万ポンドになる。

2. イングランドとウェールズには、土地 (1エーカー当たり6ポンド1シリング8ペンスで、18購買年数の価値がある) が、2,400万エーカーある⁽⁵⁾。すなわち、この土地は1年当たり800万ポンドの地代をもたらし、1億4,400万ポンドで販売される価値がある。

3. ロンドン市の特別行政区には、1年当たり15ポンドで12購買年数の価値がある家屋が2万8,000 (すなわち、それは1年当たり42万ポンド [の家賃] をもたらし、504万ポンドの価値がある) がある。

特別行政区外で死亡表 (Bills of Mortality) [に記録されている地域] 内には、価値は [特別行政区内におけるよりも] 恐らくより大きくはない、すなわち504万ポンドであるが、数は $\frac{1}{4}$ だけ多い家屋がある⁽⁶⁾。

4. イングランドとウェールズの全域には、[煙突税] 収入から明らかなように、ロンドンの特別行政区内におけるほぼ10倍の数の煙突がある。死亡表 [に記録されているロンドンとその周辺地域] 内における煙突の数は、[イングランドとウェールズ] 全体の $\frac{1}{5}$ である。

5. すべての都市と市場町とにおける家屋は恐らく、全ロンドンの家屋ほどの価値はないけれども、数は2倍ほど多い。

6. また、都市と市場町との範囲外における家屋は恐らく、その範囲内（ロンドンを除く）における家屋ほどの価値はないけれども、数はもっと多い。

7. イングランドの家屋の価値が3,000万ポンドであると評価されるならば、しかも、その家屋の価値が煙突によって評価されるならば、ロンドンの家屋は煙突1本当たり12ペンスの価値がある。[ロンドンの] 郊外 [=特別行政区外] の家屋は [煙突1本当たり] 10ペンス, [ロンドン以外の] 他の都市と市場町との家屋は6ペンス, 双方以外の [地域における] 家屋は約4ペンスの価値がある。

8. イングランドなどの船舶は約50万トンで、それはその武器や装備用具などを含めて、1トン当たり6ペンスとして300万ポンドに値する。

9. 上述の2,400万エーカーの土地と、その土地に属する荒蕪地とで支えられている畜牛 (Cattle) の蓄えの価値は、上述の [1億4,400万ポンドに値する] 土地の $\frac{1}{4}$ に相当する。すなわち、馬、雄牛 (Oxen)、羊、豚、鹿、漁場、公園、養兔場を含めて3,600万ポンドである。

10. この王国の貨幣に鑄造された金・銀は、かろうじて600万ポンドに値する。

11. 陶器、製造品、台所用 [金属製] 食器類、家具は、3,100万ポンドであると評価される。この3,100万ポンドは船舶 [300万ポンド] と貨幣 [600万ポンド] と [の合計] を4,000万ポンドとなし、全体 [の総計] を2億5,000万ポンドとなす。

12. この推定値の最も不確実な部分は、個人の財産 (personal Estates) を3,000万ポンド以上と見積もっていることである、と思える。かくして私は、この3,000万ポンド以上 [という数値] を蓋然的なものを見なす。

(1) 第1に、すべての店・倉庫・貯蔵所・納屋・穀物倉庫に入れられているものが、家庭用の家具・衣服・装飾品などと合わせて、これらのものを含んでいる家屋そのものの価値 [=3,000万ポンド] がないということは、ありそうである。

(2) すべての家畜の価値、すなわち3,600万ポンドが、個人の財産3,100万ポンドに加えられるならば、合わせて6,700万ポンドとなる。双方は全国民の $1\frac{3}{4}$ 年間 [=1年9か月] の食糧を成り立たせないであろう。なぜなら、全国民の1年当たりの経費は4,000万ポンドだからである。そして、それ [経費4,000万ポンドでの生活] よりも貧しいことをわれわれは望まない。

(3) 私は、この全般的報告が、次のようなものの価値についての個別的な評価によって存立できることを知っている。すなわち、すべての貴金属・鉛・鉄・銅・錫、すべての材木・板・薪、すべての絹・亜麻布・キャラコ、すべての衣服・反物・皮、すべての穀物・塩、すべてのワイン・油・その他の液体、すべての食料雑貨類・薬味類・薬品、宝石・掛け物・ベッド・その他の装飾品 (あまりに面倒で詳細に列挙できない) の価値である。

(4) ロンドン市 [の富の価値] は一般に、[イングランドとウェールズ] 全体の [富の価値の] $\frac{1}{15}$ であると評価され見積もられているが、われわれは全体 [の富の価値] を2億5,000万ポンドであると、すなわち [ロンドンの] $16\frac{2}{3}$ [倍] であると見なす。この金額 [2億5,000万ポンド]

ド] は、上述したように [ロンドンの] 家屋 [の価値] を $5\frac{1}{6}$ 百万ポンド [=約 517 万ポンド] であると、船舶を 150 万ポンド (この国の船舶の半分がロンドンに属する) であると、家屋に含まれているもの [=家財] の価値を家屋の価値の約 2 倍であると判断することにより、十分に補正されうと思う。多くの幾つかの家屋を考察した結果、そのことに理に合わないことは見出せない⁽⁷⁾。

(最後に、) ロンドンの特別行政区内における家屋 (500 万ポンドに値する) に、1,000 万ポンドに値する家財がある、と仮定する。そして次のように考える。この王国におけるすべての残余の家屋 — それは上述したもの [=ロンドンの特別行政区内における家屋] の 10 倍 [の数] である — に、[ロンドンの特別行政区内における家財の] 約 2 倍の価値 (すなわち 2,100 万ポンド) を認めても、その家財の価値を過大評価することにはならないであろう。

13. さて、土地が 1 億 4,400 万ポンドに値して、1 年当たり 800 万ポンド [の地代] を生み出すならば、その他の財産 [=1 億 600 万ポンドの価値] は、[土地と] 同じような種類に転換されたばあいには、 $5\frac{8}{9}$ 百万ポンド [=約 589 万ポンドの収益] をさらに生み出すに相違ない。しかし、貨幣 [=600 万ポンド] とその他の個人財産 [=1 億ポンド] は 1 年当たり土地よりも多くの [収益を] 生み出す。すなわち、100 につき [収益] 6 ポンドの割合 [=6%]、17 年購買年数のもとで、[収益が] 2 倍になる。そのために、それ [=土地以外の財産] は $5\frac{8}{9}$ 百万ポンド [=約 589 万ポンド] ではなく、700 万ポンドを生み出すとすれば、年々の総収益 (Annual Proceed) は 1,500 万ポンド [=800 万ポンド+700 万ポンド] となる。

第 2 章 国民の価値

1. さて、この国民の蓄えないし富からの年々の収益は 1,500 万ポンドにすぎず、国民の経費は 4,000 万ポンドであるでしょう。そうであるとすれば、人々の労働が残りの 2,500 万ポンドをもたらさなければならない。その 2,500 万ポンドは、僅かに国民の半分だけ、すなわち 300 万人が、1 年当たり僅かに 8 ポンド 6 ペンス 8 シリングを稼ぐならば、もたらされうる。それは 52 日の日曜日と、祭日・病氣・休養のような異例の事柄のための、その半分 [=26 日] のその他の日を差し引いて、1 日当たり 7 ペンスを稼ぐことによりもたらされうる。

2. この [国民の半分の] 300 万人の $\frac{1}{6}$ が、1 日当たり僅かに 2 ペンスを稼ぎ、別の $\frac{1}{6}$ の人々が 1 日当たり僅かに 8 ペンス、別の人々が 10 ペンス、別の人々が 12 ペンスを稼ぐとしよう。その平均はこのようにして、1 日当たり 7 ペンスとなるであろう。

3. ところが、僅かに 1,500 万ポンドの収益を生み出すにすぎない、この王国の蓄えは 2 億 5,000 万ポンドの価値がある。そうであるとすれば、2,500 万ポンドの収益を生み出す人々は、 $416\frac{2}{3}$ 百万ポンド [=約 4 億 1,667 万ポンド] の価値がある。というのは、個々の人間は [価値が] 約 8 購買年数であると見なされるけれども、人間という種はわれわれが知っているように、

永続的な性質であるので、土地と同じくらいの価値があるからである⁽⁸⁾。

4. 600万人の人々が英貨4億1,700万ポンドに値するとすれば、1人はそれぞれ69ポンドに値する。もしくは、300万人の労働者(Workers)のおのおのは、1日当たり約12ペンスを稼いで7購買年数であるから、138ポンドに値する。この場合、彼の最低額の生活資料(subsistence)を越える余剰利得(superlucration)⁽⁹⁾は勘定に入れられていない。

5. そのことから、必然的に次のようなことが導き出される。通常の「死亡」数を越えて、疫病で死亡する10万人の人々は、この王国にとってほぼ700万ポンド [=69ポンド×10万]の損失である。したがって7万ポンドが、その100倍の損失を防ぐために費やされていたならば、どれほど適切であったかも知れない。

6. ペストによる最近の大量死(mortality)は、この王国にとって多大な損失である、とわれわれは述べた⁽¹⁰⁾。ところが、ペストはそのペスト性の体液の周期的な排出にすぎないと、幾人かの人々は考えている。この問題点を片づけるために、私は次のように述べる。

7. もし疫病が、平和と従順に好感を抱いている人と、反感を抱いている人とを、あるいは勤勉な人(Bees)と怠惰な人(Drones)とを見分けるならば、そのことはこの問題に決着をつけるであろう。しかし、もし疫病が無差別に「人間」を破壊するならば、その損失[の大きさ]は、生き残る人々によってわれわれが得る利益[の大きさ]と相対的である。なぜなら上述したように、イングランドの価値を6億ポンド以上 [=2億5,000万+4億1,700万]のものとなすのは、彼らだからである。次のことは確かである。もし、ただ1人の人だけが「疫病を」免れたならば、全領土と其中的のすべてのものとは、その1人の人にとっての生計に相当する価値しかなかったであろう。そして彼は、きっと侵略されるであろう、すぐ隣の二国の餌食となる可能性がある。

8. 次のことは妥当であると思える。すなわち、以前ないし過去の労働の成果である、この国の富・蓄え・備えとわれわれが呼んでいるものは、生きていく能力 [=労働力]とは異なるものと理解されるべきではなく、それと同等のものに見なされるべきであり、それと同様に公共の必要に貢献すべきである、ということ。そういうわけで、調達されるべき金額全体を八つの部分に分割し、その総額のうち、土地と蓄え [=土地以外の財産]は $\frac{3}{8}$ を、さらにどのような財産をもまったく持っていないと考えられる人々は、 $\frac{5}{8}$ を支払わねばならない。

9. 国民の経費が4,000万ポンドであるとすれば、公共の用途(public use)のために、400万ポンドすなわち全経費の $\frac{1}{10}$ を取りのけておくことは、すでに多くの人々 [=地主]に重くのしかかっているのとまったく同じ辛苦である、と思える。しかし400万ポンドは、経常経費(ordinary Expenditure)のために100万ポンドを、臨時の戦費のために300万ポンド、すなわち1カ月当たり25万ポンド [×12=300万]、すなわち7万ポンドの $\frac{1}{2}$ を供給するであろう。戦費を調達するために、方法と比例とが欠如していることにより、現在多くの人々はその全財産の $\frac{1}{10}$ 以上を支払っている。

10. 労働者(labouring men)は1日当たり10時間働き、1週当たり20回の食事をとる。す

なわち、労働日には1日に3回、日曜日には2回の食事をとる。そのことによって、次のことが明らかである。彼らが金曜日の夜に断食をすることができるならば、また11時から1時まで2時間かかるのに対して、1時間30分で食事をする如果能够ならば、そのことにより、現在の労働は $\frac{1}{20}$ 増加し、支出は $\frac{1}{20}$ 減少するので、上述の $\frac{1}{10}$ [の税負担] は、少なくとも武器を取ってそれに抵抗するよりも、もっと安易に工面されうるのであろう⁽¹¹⁾。

第3章 この王国の幾つかの経費と収入について

1. この王国の経常経費は、約100万ポンドであると計算されている。すなわち、海軍、軍需品、駐屯軍、陸軍、タンジール、ジャマイカ、ボンベイ、大使、年金、情報収集、国王・王室の支出（家財、および国王・女王・公爵などの内帑金、^{ないど}衣装筆筒、衣服、エンジェル・ゴールド [=旧金貨]、^{しゆめのかろ}主馬頭、鷹籠、紋章、天幕、狩猟園、山荘、金細工師、宝石などからなる）のための経費がそれである。海軍に20万ポンド、軍需品と火薬に6万ポンド、陸軍と駐屯軍などに29万ポンド、残余の項目に45万ポンドが必要であると見なす⁽¹²⁾。

2. これ [経常経費] に対して、王領地 [収入] が7万ポンド、郵便局が2万ポンド、貨幣製造と錫の先買権が1万2,000ポンド、鹿の狩猟場としての森林が400ポンド、裁判所が6,000ポンド、初穂税が1万8,000ポンドで、総額13万ポンドである。[課税率] 2%の関税 [収入] が17万ポンドで、総額30万ポンド [=13万+17万] である。これには商品税 (Duties of Wares)、ワイン小売販売許可 [料]、輸入毛織物税 (Aulnage) や輸入ワイン税 (Butlerage)、内国消費税 (Excise)、土地税、煙突税、人頭税、査定税 (Assessments) は含まれていない⁽¹³⁾。これらのものは、次のように規制されて割り当てられる。すなわち、

第4章 租税を配分する方法について

1. 上述の30万ポンドに加えて、100万ポンドが調達されるべきであるならば、37万5,000ポンド [の租税] が蓄え (Stock) に、62万5,000ポンドが国民 (People) に賦課されねばならない。

蓄えに賦課される37万5,000ポンドのうち、

21万6,000ポンドは土地へ

5万4,000ポンドは家畜などへ

6万ポンドは個人の財産 [=家財] へ

4万5,000ポンドは家屋へ賦課される

総額 37万5,000ポンド

2. 800万ポンドの地代〔収入〕から21万6,000ポンドを調達するには、地代〔収入〕の $\frac{1}{37}$ 〔=21万6,216ポンド〕を必要とする。および $\frac{1}{37}$ の $\frac{1}{27}$ 〔= $\frac{1}{999}$ 〕を必要とする⁽¹⁴⁾。しかし徴収費を見込むならば、われわれはそれ〔=徴収額〕を〔地代収入〕の $\frac{1}{36}$ 〔=22万2,222ポンド〕と表示できる。

3. 3,600万ポンド〔の家畜〕から1年当たり5万4,000ポンドを調達するには、その全価値の $\frac{1}{666}$ に相当する年々の支払いを必要とする。しかし徴収費を顧慮すれば、その割合は $\frac{1}{600}$ に修正される。

4. 個人の財産からの6万ポンドについても同様である。

5. 賃貸料が1年当たり42万ポンドである、3,000万ポンドに値するすべての家屋から、1年当たり4万5,000ポンドを、あるいは約500万ポンドに値するロンドンの特別行政区の家屋については、7,500ポンドを調達するには、年間の賃貸料の $\frac{1}{56}$ だけを必要とするにすぎない。年間の賃貸料は、各家屋に5本の煙突があると見なして、1年当たり1本の煙突につき12ペンスを越えないはずである。特別行政区外では、煙突につき約10ペンス〔の賃貸料〕が、都市と市場町では6ペンスが、その他の地域では4ペンスが、同様に目的を遂げるであろう。

6. 国民から調達される62万5,000ポンドに関しては、1年当たり1人につき2シリング1ペンスを要求するにすぎない。この62万5,000ポンドは、1人当たり6ペンスの人頭税と19ペンスの内国消費税——それは平均の支出6ポンド13シリング4ペンスの $\frac{1}{84}$ に十分に満たない——とに分割されるべきである。そうすれば、消費の価値〔=平均的支出〕の $\frac{1}{84}$ 〔の内国消費税〕が、上述の6ペンスの人頭税とともに、1年当たり62万5,000ポンドを集めるであろう⁽¹⁵⁾。

第5章 貨幣について、およびこの国の交易を推進するには、どれほど〔貨幣が〕必要であるかということについて

1. 次のように問うことができる。1年当たり400万ポンドを〔租税で〕調達する必要があるとすれば、(われわれが持っていると思える)1年当たり600万ポンドは、交易が要求するような貨幣の回転と循環にとって十分であるだろうか。私は十分であると応える。その理由はこうである。〔国民の〕経費が4,000万ポンドであるとし、〔貨幣の〕回転は、毎週日曜日に受領し支払っている、比較的貧しい職人と労働者のあいだで見られるように短い周期、たとえば1週間であるとしよう。そうすれば、100万ポンドの貨幣の $\frac{40}{52}$ の部分〔=約77万ポンド〕がこのような目的に応じるであろう。しかし、その〔貨幣の回転の〕周期が、賃貸料を支払い、租税を集めるわれわれの習慣に従って3カ月であるとするれば、その場合には1,000万ポンド〔の貨幣〕が必要である。それゆえに支払いが全般的に、1週間と13週間〔=3カ月〕とを混ぜ合わせた周期でなされるものである、と仮定しよう。そうすれば、〔1,000万ポンドの〕 $5\frac{1}{2}$ 〔=550万ポンド〕となるであろう。われわれは550万ポンドを持っておれば、十分なのである⁽¹⁶⁾。

2. こうして私は、次のことを明らかにした。イングランドの（1年間に78日遊んでいる）臣民の半分が、その残りの日 [=287日] のすべてにおいて、平均して1日当たり7ペンス稼ぐであろうなら、しかも彼らが $\frac{1}{20}$ ほどより多く働き、 $\frac{1}{20}$ ほどより少なく消費するであろうならば、彼らは国王が現在より2倍大きい軍隊（Forces）を維持することを可能にするであろう。現在多くのかかなり好意的な人々 [=地主] が、[戦費調達にさいしての政府の] 怠慢や誤りを通じてそれぞれに受けている苦痛よりも、概してより大きな苦痛を受けることなく、それを可能にするであろう。また、最近の20年間に生じている貨幣の大幅な減少にもかかわらず、十分に統治された国家のすべての目的に応じるための貨幣は、不足していない。

また、貨幣の代わりに [何かを] 用いることが難しくないとすれば（貨幣の十分な供給が欠如しているとすれば）、何が貨幣に相当するものであるべきか。というのは、貨幣は政治体（Body-politick）の脂肪にすぎず、あまりに多量の貨幣は、あまりに少量のそれが政治体を病気にするのと同じくらい頻繁に、政治体の敏活さを妨げるからである。本当のところ、脂肪は筋肉の運動を滑らかにし、食物が不足しているときには養分を与え、でこぼこした空洞を埋め、肉体を美しくする。それと同じように国家のなかにある貨幣は、国家の行動を速め、国内に飢餓が発生しているときには海外から食物を供給する。その可分性 [という性質] によって、すべての人々を値踏みして際立たせさえする。とりわけ、貨幣を豊富に持っている特定の人々を、そうするけれども。

第6章 無秩序に課税していることの原因

1. 公共の徴税（Publick Levies）というこの重要な事柄における誤りの原因は、次のとおりである。第1に、[徴税にさいして] 貨幣というものにあまりに大きな圧力をかけすぎている、ということ。貨幣はこの王国の全成果（effect）に対して、6対667にすぎない。すなわち100に対して1もない。第2に、過去の成果に対してすべての [税] 負担を課し、現在の有効な [担税] 能力を無視していること。現在の能力は417対250の割合で過去の成果を上回っている。第3に、ロンドン市のすべての個人の財産（船舶を含む）は、家屋だけの価値の2倍であるのに、かろうじてその $\frac{1}{2}$ であると計算されていること。そのようなことは、次のような理由によって生じている。すなわち、ロンドンの家屋は教会や組合や地主に所属しており、それらの賃借人である市民によって税が負担されているからである。第4に、われわれ自身が貧民を雇用することに気が向かないという理由により、貧民に仕事を与えないで、彼らを怠惰にふけらせるという残酷と絡み合った、彼ら（現在、すべての種類の [国民が] 負担する [公共] 経費（charges）に対し、1年間に1人当たり1シリングも支払っていない）に対する虚偽の優しさ。そのために、或る者は邪悪な習慣を通じて過度に重荷を負わされている。また別の者は、卑しい欲望と獣のような不品行とに身を任せている。第5に、規則が確実であるということは、不可能で根拠のな

い考えにすぎない、という「誤った」見解。そういうわけで、確実でない規則を作り、その「不確実な」規則を感情と気分によって適用されるように整えるとする。そうすれば、4倍も多く余計に「租税を」支払っている、全体の $\frac{1}{4}$ の人々は、そのことによりひじょうにいらいらして、他の関係のない、感謝の気持ちのない $\frac{3}{4}$ の人々が鎮めることができるところを越えて、もっと大きな災いを引き起こすかも知れない。

第7章 当該租税の副次的利点

1. 租税は均質のものであるということから、われわれはこの性質をさらに進んで役立てる。関税・人頭税・内国消費税・煙突税・地租・個人財産への査定税を通じて、それを役立てるように試みる。すなわち、

- (1) 関税については、外国貿易とその差額とについての報告を続けるために、[高関税は貿易を中断させる恐れがあるから] われわれはそれを $\frac{1}{20}$ から $\frac{1}{50}$ に引き下げる。というのは、税を課し、罰金を増やすことにより、このような報告はあまり不明瞭ではなくなるであろうからである。
- (2) 単純で全般的な人頭税 (Pole) は、この王国の大きな富 (Wealth) と力 (Strength) についての、この国民についての報告をもたらす。
- (3) 家屋を「課税目的で」煙突によって評価することは、改良と荒廃についての適切な報告をもたらす。
- (4) 内国消費税 (Excize) は、家庭の支出についての報告をもたらす、常軌を逸した行為を世間一般に知らしめる。
- (5) 地租は、年々の地代「収入」にではなく、[土地の] 総価値に比例して支払いをおこなっている。そのために、家屋が建っている地所 (Estate) は「地代収入を得ていないから」、それが耕地 (Lands) に用いられる場合よりも、多く「の租税」を支払っていない。また、家財 (Goods) よりもかなり少なく支払ってもいい。だから、そのような地所は、その公正な貢納 (contribution) をおこなうように抵当権を設定することができるかも知れない。多くの金貸し (Lenders) は幾人かの人々が思っているほどに、貨幣に関して交渉し難くはない。
- (6) 個人の財産への査定税は (どこか他の場所でのように、誓約して従わせられるならば)、この税そのものを構成する最も暗い部分を、ひじょうに明瞭な状態に至らせるであろう。

2. また、肩書と爵位に課せられる人頭税がある。われわれは目下のところはそれを検討することを省略するけれども、検討に値する。この人頭税は人々が不相応な卓越「した地位」を求めて突進するのを阻止する。それと同様にこの税は、本当に価値があるものを奨励するために使用される。

3. われわれはこれまで、関税（ウォーズ [=封建的な輸入税]、輸入ワイン税、輸入毛織物税その他の、廃止された輸入税を、全面的に無視する）から調達される、以前から変わることのない税収入（Revenue）を、年間 13 万ポンドにすぎないと計算し、17 万ポンド（すなわち、現在の $\frac{1}{2}$ 以下）以上ではないと推定した⁽¹⁷⁾。またわれわれは、さらに年間 100 万ポンド多く調達するために⁽¹⁸⁾、人頭税・内国消費税・地租・[個人財産への] 査定税・煙突税によって調達されるべき、幾つかの配分（Propotions）を立案してきた⁽¹⁹⁾。

第 8 章 海軍・陸軍・駐屯軍の費用について

われわれは続いて、次のことを明らかにする。1 年当たり 300 万ポンドが、すなわち 1 カ月当たり 25 万ポンドが調達されるならば（総額で 1 年当たり 330 万ポンドを揃えるために、そうされるならば⁽²⁰⁾、それにより国王と臣民との双方の安全・安定した状態・名誉のために、何が成されうるだろうか、ということである⁽²¹⁾。

それについて私は、海軍の現状を考慮しながら、次のように述べる。200 万ポンドは、1 年のうちの 8 カ月間、軍艦において 5 万人の水兵を維持するであろう。また残りの 4 カ月間は、3 万人を維持するであろう。それはわれわれがかつてヨーロッパで見たことのある至上の艦隊の約 2 倍である、私は思う。海軍の軍需品と港に停泊する旅費を計算に入れても、そうであると思う。また、1 万 2,000 人の歩兵と 3,000 人の騎兵との維持費は、内陸の駐屯軍に 10 万ポンド、タンジール [=ジブラルタル海峡に臨む港市] などに 6 万ポンドが見込まれる経費をも合わせて、60 万ポンドを越えないであろう。そうであるから、他の事柄のために 70 万ポンドが残る。その 70 万ポンドから、王室は私が調べたすべての勘定書から推して、年間 50 万ポンドを支出することはない。また、これらすべての徴税のための費用は、この [徴税という] 仕事を遂行することができるであろう 33 人の役人のうちの 1 人以上は必要ではない（すなわち、自分の居住地の中心から 5 マイルほど出かけることが決してない、500 人の役人につき $\frac{1}{33}$ である）。また、そのおのおの役人と彼らに従属する部下とに対し、それぞれの給料として年間 200 ポンド以上は必要ではないであろう。というのは、イングランドとウェールズには、10 マイル平方に 450 の区域（Areots）があるからである。

第 9 章 臨時の租税を平穩に支える動因

どのようにして偉大で名誉ある事柄が、国王の臣民の $\frac{1}{4}$ がすでに耐えているところよりも、もっと少ない困難によってなされうるか、ということを明らかにした。そこで私は、この 1 カ月当たり最大限 25 万ポンドが、現在の[・][・][・][・]オランダ戦争（*Holland-War*）のために要求されるあらゆる場合において、人々の心を静めるもっと深い理由を示す。

1. 国民が自分たちの〔租税負担という〕役割を果たし、統治者（Governours）が彼らに最も手短な方法を指示するならば、すべての海軍費のうちの $\frac{1}{20}$ ほどは外国商品に費やされないし、その〔外国商品を購入する〕費用は $\frac{1}{40}$ ほども必要ではない。

2. 貿易の停滞（Stoppage of Trade）は著しい。しかしその停滞は、〔貿易差額が〕1対8〔=500万：4,000万〕であるとして、そのような状態にある〔にすぎない〕。というのはわれわれは1年間に、われわれの4,000万ポンドに値する分量〔→輸出量〕に対して、約500万ポンド以上に値する分量〔→輸入量〕を交換していないからである。

3. 国王などの支出は1年当たり約40万ポンドであるが、それは国民の支出の $\frac{1}{100}$ にすぎない。しかも、国民はすべてがその〔国王の〕支出により喜びと名誉を手に入れている。

4. この国民の貨幣は、約550万ポンド〔→第1章では、かろうじて600万ポンド〕にすぎない。またこの国民の稼ぎ高は、2,500万ポンドである。国民がその勤労（Industry）を、海外から貨幣を持ってくるであろう製造業（Manufactures）に振り向けて、たやすく進展させることにより、彼らの貨幣を1年間に100万ポンド増加させることは、困難ではない。

5. イギリス〔イングランド・ウェールズ〕の富は〔主に〕土地と国民〔の労働〕のなかにある。そのために土地と国民〔→1億4,400万+4億1,700万=5億6,100万〕は、全体の富〔→6億6,700万〕の $\frac{5}{6}$ を占めている。しかしオランダ（Holland）の富はいっそう多くが貨幣・家屋・船舶・商品のなかにある。さて、イギリスは（実際のところ）土地と国民においてオランダよりも3倍ほど豊かであり〔→国土は広く、人口は多い〕、オランダはその他の項目〔=貨幣、家屋など〕においてイギリスよりも2倍ほど豊かである（かろうじてではあるが）、と仮定しよう。そのように仮定しても、われわれは全体を差し引けば、彼らよりもほぼ2倍ほど豊かである。オランダを理解している人は、そのように考え、判断するであろうと、私は願う。

6. イギリスには、そのあらゆる人に対して、4エーカー以上の耕地・牧草地・放牧地がある。これらの土地はひじょうに肥沃であるので、それらを耕作している1人の人間の労働は、10人以上の人間のための最低の生計の資を獲得するのに十分である。そうであるからイギリスにおいて、どのようなものであれ貧困が見られ、そのためにどのような人であれ誰かが絞首刑に処せられたり、餓死させられたりするならば、それは訓育（Discipline）が欠如していることに原因がある。

第10章 国民を雇用する方法と目的

〔1.〕われわれは次のように述べた。国民の半分がひじょうに緩やかな労働によって、この王国を大いに豊かにすることができるであろう。また公共の用途のために、〔その富を〕豊富に取りのけておくことにより、この王国の名誉を高めることができるであろう、と。しかし問題は、彼らが何に従事すべきであるか、ということである。

私はこれに対し、概括的に次のように応える。少数の人手によって、この国のすべての人々のための食料と生活必需品とを、生産するように従事すべきである、と。激しく労働することによってであろうと、技法による〔労働〕節約と軽減を導入することによってであろうと、そのことは、人々が一夫多妻制から〔人口増殖を〕得々と期待したことと等しい。というのは、1人で5人分の仕事ができる人は〔一夫多妻制と〕同様に、成人の労働者を4人生むのと同じことを果たしているからである。またそのような〔少数人数によって食料を生産するという〕利点は、土地の購買年数よりも価値が少ないということはない。いや、永久の購買年数にきわめて近いとわれわれが見なすところのものに、値する。さて、上述の方法により生活必需品を安価に作るとする。しかも、消費できるよりも多くの生活必需品を、それが悪くなくてもいないのに作るということはしないで、安価に作るとする。そうすれば〔生活必需品の生産に従事していない〕他の人々は、他の種類の多くの労働で生活必需品を買わなければならないであろう。その理由はこうである。1人の人がすべての人々に足りるだけの穀物をこしらえることができるならば、その人は穀物に対する自然的独占を得るだろうからである。また、10人の他の人々が必要な穀物の10倍をこしらえた場合よりも、より多い労働を交換において穀物と引き換えに得ることができるだろうからである。こうした〔必要な穀物の10倍をこしらえた〕場合には、他の人々の労働を高価にする〔→他の人々は、少ない労働で多くの穀物を獲得する〕。労働に従事する必要のある人々が不足しているのと同じ程度に、それを高価にする。

2. われわれはこの方法により、オランダ人が同じ方法でわれわれから獲得して、われわれが失った織物業（Cloth-trade）を取り戻すことができるであろう⁽²²⁾。この方法により、東インド人は世界の反対側から、亜麻布（Linnen）をわれわれ自身が、成長の戸口に立っているものによってそれを作るよりも、安価にわれわれに供給する。われわれはこの方法によりフランスから亜麻（Flax）を取ってくることができるであろう。しかもわれわれは、フランス人に亜麻布を供給することができるであろう。（すなわち）われわれが〔海外で〕販売できるものだけを、最少の人手と最も安価な食料とで作れる量だけを作るならば、そうすることができる。しかもこのようなことは、食料がさらに、どこか他の場所よりも少ない人手でこしらえられるときに、実現するであろう。

3. 私は〔上述の問題に対して〕概括的に次のように応える。われわれは、海外から貨幣をもたらす呼び寄せるような商品をこしらえることに従事すべきである、と。なぜなら、貨幣は海外から、もしくはどこか他の場所から、いつでもわれわれの必要とするどのような物をも供給するだろうからである。国内の諸商品の蓄えは、そのようなことをもたすことができないであろう。国内の諸商品の価値は、一時の価値、（すなわち）現在この場所で（*pro hic & nunc*）のみ価値があるもの、と呼ぶべきである。

4. しかしわれわれは何時、この偉大な勤労活動（Industry）を止めるべきであろうか。私は次のように応える。われわれが等差比例と等比比例との双方において、どの近隣諸国よりも確

かにより多くの（たとえ僅かばかりでも）貨幣を持っているときである。（すなわち）われわれにより長年の余分の蓄えと、より多くの当面の財産があるときである。

5. われわれはそのときに、何をして過ごすべきであるか。私は神の働きと思し召し^{おぼ}しについての推理をもって、次のように応える。われわれは肉体の無痛だけではなく、さらにその快樂によって、また心の平穩だけではなく、さらにその晴朗によって、維持されるべきである、と。この行為はこの世における、人間の自然的目的である。そして人間に対し、来るべきもう一つの世界において、靈魂の幸福を得るための心構えを固めさせる最善のものである。精神の運動は、他のすべてのものの運動と比べて最も素早いから、最も多くの多様性をもたらす。喜びの形式と本質こそは、その点にある。そして、われわれはこの喜びをいっそう多く得れば、その分だけいっそう多くの喜びが可能となるのであり、無限にさえ可能となるのである。

完

訳注

- (1) C・H・ハルによれば、「多くの人々は、1カ月当たり僅か7万ポンドを調達するために」という叙述は、1661年12月20日に制定された18カ月月割査定税（18 months' Assessment）を指している（Cf. Charles Henry Hull ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1899, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1997, Vol. I, p. 104, Note 3）。しかしながら史的文脈に照らして、その解釈は妥当ではない。現在形で書かれた当の叙述が、すでに効力を失っていた過去の租税を指しているというのは、辻褄が合わないからである。この叙述は、1665年2月9日に制定された36カ月月割査定税（36 months' Assessment）を指している、と思える。またそうであるとすれば、冒頭の「多くの人々」は、事実上地租と化していた月割査定税（Monthly Assessment）を負担していた地主を指している、と理解できる。大倉正雄「ウィリアム・ペティの政治算術——ベーコン主義の経済科学——(2)」『拓殖大学論集』（309）（政治・経済・法律研究、第20巻第2号）、2018年、掲載、参照。
- (2) 第二次英蘭戦争（1665-67年）を指す。
- (3) 「現行の方法」とは、月割査定税（＝地租）にもとづく戦費調達方法を指す。
- (4) J・グラントは『死亡表にもとづく自然的・政治的観察』（*Natural and Political Observations ... upon the Bills of Mortality*, 1662）で、この国（イングランド・ウェールズ）の人口を640万人と算定している。Cf. John Graunt, *Natural and Political Observations ... upon the Bills of Mortality* [1662], 5th ed., London, 1676, in Hull ed., *op. cit.*, Vol. II, Ch. 7 [グラント（久留間鮫造訳）『死亡表に関する自然のおよび政治的諸観察』栗田出版会、1968年]。ペティはこれよりも少なく算定しているが、いかなるデータにもとづき、どのような方法でグラントとは異なる数値を導き出したのかは、示されていない。
- (5) グラントは3万9,000平方マイル（＝2,496万エーカー）と算定している。Cf. Graunt, *op. cit.*, p. 371 [邦訳、76頁]。
- (6) ハルによれば、ロンドン特別行政区外には区内よりも、「数は $\frac{1}{4}$ だけ多い（ $\frac{1}{4}$ more in number）家屋がある」は誤りで、区外にも「さらに同数の（as many more）家屋がある」が正しい。というのは、そうでなければ区内と区外とに504万ポンドという同じ価値の家屋があるという叙述と、符号しないからである。Cf. Hull ed., *op. cit.*, p. 105, Note. 2。しかしながら、ハルの指摘には同意できない。ペティは続く叙述（第5、7パラグラフ）において、区外における家屋の価値は、区内よりも

低いと述べているからである。

- (7) この国（イングランド・ウェールズ）における富（価値）の大きさを計算した結果は、次のように整理して示される。

土地	1 億 4,400 万ポンド
家屋（イングランドのみ）	3,000 万ポンド
船舶	300 万ポンド
家畜	3,600 万ポンド
金銀铸貨	600 万ポンド
家財道具	3,100 万ポンド
総計	2 億 5,000 万ポンド

- (8) 2 種類の富（価値）から生み出される収益は、次のように図示される。

土地などの財産の価値	2 億 5,000 万ポンド	→	1,500 万ポンドの収益
国民の労働の価値	4 億 1,700 万ポンド	→	2,500 万ポンドの収益
総計	6 億 6,700 万ポンド		4,000 万ポンド

- (9) “superlucration” とは追加的利得・利益という意であるが、大内・松川訳に従って「余剰利得」と訳出した。
- (10) 1665 年初夏にロンドンでペストが大流行した。
- (11) ペティは『租税貢納論』で、労働者は元来怠惰であるから、彼らの勤労意欲を促すためには、その生活に圧迫を加えるような低賃金が望ましいという「低賃金の経済」(economy of low wages) 論を展開している。Cf. William Petty, *A Treatise of Taxes & Contributions*, London, 1662, in Hull, ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 87. ペティ（大内兵衛・松川七郎訳）『租税貢納論』岩波書店，1952 年，150 頁。
- (12) 経常経費（約 100 万ポンド）の内訳は、次のように整理して示される（単位ポンド）。

海軍	20 万
軍需品・火薬	6 万
陸軍・駐屯軍	29 万
その他	45 万
総計	100 万

- (13) 経常経費（約 100 万ポンド）を賄っている収入の内訳は、次のように整理して示される（単位ポンド）。

王領地	7 万
郵便局	2 万
貨幣铸造・錫の先買権	1 万 2,000
鹿の狩猟場	400
裁判所	6,000
初穂税	1 万 8,000
関税	17 万
総計	約 30 万 + その他の諸租税からの収入

- (14) 「 $\frac{1}{37}$ の $\frac{1}{27}$ 」が意味するところは判然としないが、次のように解釈できるかも知れない。地代収入 800 万ポンドの $\frac{1}{37}$ は 21 万 6,216 ポンドで、必要徴収額 21 万 6,000 ポンドよりも 216 ポンド多い。この場合、 $216 \text{ ポンド} \div 21 \text{ 万 } 6,216 \text{ ポンド} = \text{約 } 0.001$ であるから、 $\frac{1}{37} \times \frac{1}{27} = \frac{1}{999}$ だけ多い。
- (15) 税制改革案における経常経費 (130 万ポンド) の調達方法は、次のように整理して示される (単位: ポンド)。

- (i) 王領地など…………… 13 万
- (ii) 関税…………… 17 万
- (iii) 国民の富 (土地・家屋・家畜・家財道具) への課税…………… 37 万 5,000
- (iv) 国民の労働への課税 (人頭税・内国消費税) …… 62 万 5,000

(16) この叙述 (第 5 章・第 1 パラグラフ) は、これまで幾人かの学史家により注目されてきた。A・E・モンローは、「ペティの議論は極めて需要である。なぜなら、彼は計算にさいして、流通についての全く新しい考え — 支払いの頻度 — を含む要因を最重要視したからである」、と指摘している。A・E・シュタートリンは、「ペティは流通速度の貨幣需要への影響を十分に認識した」と指摘している。T・ハチスは「貨幣の流通速度、および速度を決定する制度的諸要因についての独創的分析」が見られる、と指摘している。T・グッゲンハイムは、「ペティは [学史のうえで最初に] 貨幣量と [その] 流通速度と経済活動の大きさとの間における純粋に数理的關係を確証した」(括弧内は引用者)、と指摘している。Cf. Arthur Eli Monroe, *Monetary Theory before Adam Smith*, Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1923, rpt. 1965, p. 136; A. E. Stadlin, *Die Entwicklung der Quantitätstheorie von Cantillon und Hume bis Ricardo*, Winterthur: Verlag P. G. Keller, 1954, S. 14; Terence Hutchison, *Before Adam Smith: The Emergence of Political Economy, 1662-1776*, Oxford: Basil Blackwell, 1988, p. 36; Thomas Guggenheim, *Preclassical Monetary Theories*, London & New York: Pinter Publishers, 1989, pp. 37-8.

- (17) 本論説, 第 3 章, 参照。なお, この国の 1665 年における関税収入は 40 万ポンドである。
- (18) 1665 年における総税収額は 130 万ポンドである。
- (19) 本論説, 第 5 章, 参照。
- (20) 年間 330 万ポンドが調達された場合には, 70 万ポンドが残る。
- (21) ペティは臨時的経費 (= 戦費) の調達方法の改革案を, 詳しくは示していない。しかしながら, その経費 (300 万ポンド) は経常経費と同じ方式で調達される。すなわち, 財産への課税と労働への課税とによって, 税負担が財産と労働とのあいだで, それぞれの価値の大きさに相応して 3 対 5 の割合で配分して, 調達される。また, 財産への課税は, 4 種類の財産 (土地・家屋・家畜・家財道具) のあいだで, 税負担をそれぞれの収益の大きさに相応して, 比例的に配分しておこなわれる。そうであるとすれば, 臨時的経費は次のように調達されるであろう (単位: ポンド)。

- (i) 国民の富 (財産) への課税 …… 112 万 5,000
 - 土地…………… 64 万 1,250
 - 家屋…………… 13 万 5,000
 - 家畜…………… 16 万 2,000
 - 家財道具…………… 18 万
- (ii) 国民の労働への課税 (人頭税・内国消費税)…………… 187 万 5,000

なお, 当の税制改革案においては, 貨幣 (金銀鑄貨) が船舶とともに, 課税対象から外されている。1691 年に『ペティの「賢者」に関する書簡』(*A Letter touching ... Sir William Petty's Vervum Sapienti*) という論説が刊行されたが, その著者 (H. J.) は, ペティが貨幣を除外したことを批判している (cf. *ibid.*, p. 3)。Cf. Hull ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 120, Note 1.

- (22) 1662年頃には、イギリスの毛織物貿易は衰退しているというのが、当時の作家の一般的見解であった。Cf. Hull ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 30, Note 1; p. 119, Note 1.

(原稿受付 2018年5月22日)

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第 1 条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第 2 条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
 - (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
 - (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
 - (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
 - (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- 2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。
- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
 - (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
 - (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第 3 条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも 1 名）は、原則として研究所の兼担研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

- 2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

(著作権)

第 4 条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

- 2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第 5 条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1, 2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所及び人文科学研究所

(1)論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，人文科学研究所の研究助成要領第10項(2)に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文，(2)研究速報，(3)展望・解説，(4)設計・製図，(5)抄録（発表作品の概要を含む），(6)その他（公開講座記録等）

2 投稿原稿区分は，投稿者が選定する。

ただし，紀要への掲載にあたっては，査読結果に基づいて，編集委員会の議を以て，投稿者に掲載の可否等を通知する。

3 紀要への投稿が決定した場合には，投稿者は600字以内で要旨を作成し，投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし，要旨には，図・表や文献の使用あるいは引用は，認めない。

4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は，原則として論文とする。

5 研究所研究助成を受けた研究所員が，既に学会等で発表した研究成果（原稿）は，抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には，一切の原稿料を支払わない。

2 投稿者には，紀要3部を贈呈する。

3 投稿者が研究所員の場合には，掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は，超過分について有料とする。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には，リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については，編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は，研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所紀要

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年 2 回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1)	原稿は、	5 月末日締切	－	9 月発行
(2)	原稿は、	10 月末日締切	－	3 月発行

2. 使用言語

言語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字×34 行でプリント）2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで 43 行。1 行の語数は日本語 43 文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。
なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

①	論文	40,000 字（1 行 43 字×34 行で 27 頁）以内	} A4 縦版・横書
②	上記以外のもの	20,000 字（1 行 43 字×34 行で 14 頁）以内	

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし、脚注が相応しいと判断する場合、それも可とする。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を決められた日までに研究所に提出する。

8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要な事項の記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

9. 原稿の審査・変更・再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

(2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

(4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通知する。

10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用OSとソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三枚を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

12. 改廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、所長が決定する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	判例研究：	裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
②	解説論文：	他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
③	講演：	研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
④	シンポジウム：	研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。
⑤	書評：	専門領域の学術図書についての書評。
⑥	随想：	自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
⑦	通信：	個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。
⑧	報告：	学界展望など。研究所からの通知を含む。
⑨	資料：	上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

以上

執筆者紹介（目次掲載順）

浜口 裕子（はまぐち・ゆうこ）	政経学部教授	日本外交史，東アジア国際関係史
細井 優子（ほそい・ゆうこ）	政経学部准教授	EU 政治，国際関係論
小木田敏彦（こぎた・としひこ）	政経学部講師（非常勤）	歴史地理学，制度派経済学
長島 光一（ながしま・こういち）	政経学部講師（非常勤）	民事訴訟法，環境法
大倉 正雄（おおくら・まさお）	拓殖大学名誉教授	経済学，経済思想史

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和 30 年（1955 年）の第 9 号を「創立 55 周年記念」とするに際して，本学第 10 代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第 21 巻第 1 号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 311) ISSN 0288-6650

2018 年 9 月 25 日 印刷

2018 年 9 月 30 日 発行

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

編集委員 浜口裕子 岡崎哲郎 奥田進一 小竹聡 服部哲也 山本尚史 益田直子

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 浜口 裕子

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 (株)外為印刷
